



令和健康科学大学
REIWA HEALTH SCIENCES UNIVERSITY

学生便覧

(2026年度入学者用)



REIWA
HEALTH
SCIENCES
UNIVERSITY

はじめに

この学生便覧は、学生の皆さんが大学生活を送るうえで、必要な情報をまとめた冊子です。
内容を改定した場合は、ポータルサイトや Moodle への掲示等によってお知らせします。

—— 日々必ず確認すること ——

確認せずに不利益が生じた場合は自己責任とする。

- ・ポータルサイト
 - ①お知らせ
 - ②履修中の授業の出欠状況
 - ③履修中の授業のシラバス
(教科書が記載されています)
- ・大学からのメール
- ・Moodle
 - ①履修中の授業のコース
 - ②教員・事務からのお知らせ
- ・大学1号館1階の掲示板

—— 開館時間・事務室窓口受付時間 ——

〔施設の開館時間〕

1号館 8:00～19:30 (土曜日 9:00～16:00)

2号館 8:00～19:30 (土曜日 9:00～16:00)

※日・祝日は開館しません。

長期休業や年末年始等は開館時間を短縮する場合があります。

〔事務室窓口受付時間〕

平日 8:40～17:00

土曜日・日曜日・祝日は窓口および電話受付はしません。

(事務室が開いていても対応はできません。)

目 次

I 大学の基本情報

1. 建学の精神	1
2. 教育理念	1
3. 学校法人巨樹の会の沿革	2
4. 令和健康科学大学 校歌	3
5. 学年暦	4
1) 学年および学期	4
2) 休業日	4

II 履修要項

1. 履修案内	5
1) 教育課程	5
・基幹分野	5
・専門基礎分野	5
・専門分野	5
2) 必修と選択	5
3) 開講時期	6
4) 履修登録	6
・履修上の注意	6
・履修登録・履修取消期間の目安	7
・CAP 制（履修登録上限）	7
5) 授業	7
・授業時間	7
・授業の出席	7
・授業の欠席	8
・休講および補講	12
・自然災害等における休講等に関する申し合わせ	12
6) 定期試験 実施要領	12
・試験の方法	12
・試験の種類	13
・受験資格	13
・試験教室	14
・試験当日の体調等	14
・追試験	14
・再試験	15
・受験上の注意事項	15

・不正行為	16
・レポート・小論文等の剽窃	16
・成績の公開	16
7) 成績	17
・授業科目の成績評価	17
・成績評価基準	17
・GPA	17
・成績発表・成績通知表の閲覧	18
・成績通知表の送付について	18
・成績評価に関する質問や異議申し立てについて	18
・2年次から4年次までの特待生選考について	18
8) 学籍	18
・収容定員	18
・修業年限と在学年限	19
・入学	19
・再入学	19
・転入学および編入学	19
・休学	19
・復学	19
・退学	19
・除籍	20
・聴講生	20
・科目等履修生	20
・各種届け出の提出先	20
9) 学修支援	21
・担任制・アドバイザー制	21
・授業アンケート	21
講義の出席に関する申し合せ	22

Ⅲ 看護学部

1. 看護学部の教育目標とディプロマ・ポリシー（卒業時までの到達目標）	25
1) 教育目標	25
2) ディプロマ・ポリシー（卒業時までの到達目標）	25
2. 令和健康科学大学看護学部規程	26
3. 看護学部の教育課程の構成と特徴	26
1) カリキュラム・ポリシー	26
4. 専門教育科目の履修	27
1) 専門教育科目の履修要件	27
2) 看護学部における成績評価基準	27

3) 資格取得	28
4) 卒業認定	28
5. 進級要件	28
1) 第2年次への進級要件	28
2) 第3年次への進級要件	28
(別表1) 看護学部 教育課程の概要	29

IV リハビリテーション学部

1. 理学療法学科	33
1) 教育目標	33
2) ディプロマ・ポリシー	34
3) カリキュラム・ポリシー	34
4) 卒業に必要な単位数	34
5) 進級要件	35
6) 履修要件	35
7) 理学療法学科における成績評価基準	36
8) 卒業認定	37
9) 理学療法士国家試験受験資格取得	37
(別表2) リハビリテーション学部理学療法学科 教育課程の概要	38
2. 作業療法学科	42
1) 教育目標	42
2) ディプロマ・ポリシー	42
3) カリキュラム・ポリシー	43
4) 卒業に必要な単位数	43
5) 進級要件	44
6) 履修要件	44
7) 作業療法学科における成績評価基準	45
8) 卒業認定	46
9) 作業療法士国家試験受験資格取得	46
(別表3) リハビリテーション学部作業療法学科 教育課程の概要	47

V 学生生活の手引き

1. オリエンテーションおよびガイダンスの出席	51
2. 受付窓口について	51
3. 掲示板・学生ポータルサイト	53
4. 学生証	53
5. 個人用ノートパソコンの必携について	55
6. 学費および経済生活支援	56
1) 学費	56

2) 奨学金制度	57
7. 健康管理	57
1) 健康支援センター	57
2) 定期健康診断	58
3) 感染症対策	58
8. 障害学生支援（学生サポート室）	59
9. 学生保険	59
10. 学生寮	59
11. 学生生活上の留意事項	60
・挨拶の習慣	60
・構内美化・ゴミ分別	60
・通学について	60
・実習用定期購入について	62
・国民年金	62
・18歳からの選挙投票	63
・電話・郵便等の取次	63
・喫煙について	63
・飲食について	63
・飲酒について	64
・スマートフォン・携帯電話の使用マナーとルール	64
・SNSの利用についての注意事項	64
・アルバイト	64
・遺失物・拾得物・盗難	65
・海外渡航	66
12. 日常生活の安全・防犯	66
・成年年齢の引下げ	66
・キャッチセールス・悪徳商法	67
・防犯・防災	67
・ドメスティック・バイオレンス（DV）	68
・ストーカー（つきまとい）	68
・インターネット関連によるトラブル及び対策	68
・宗教の勧誘	68
・薬物乱用の防止	69
・交通事故	69
・ハラスメントについて	70
・個人情報の取り扱いについて	71
13. 課外活動	72
・課外活動の意義	72
・サークルの加入及び団体設立	72

・学外活動	72
・学内活動	72
14. キャリア・就職の支援	73
・理念	73
・4つの支援	73
・キャリア支援室の活用	74
・就職支援システム 求人NAVI	74
・キャリア・就職支援講座ミライパス	75

VI 諸手続き（各種証明書・諸届願等）

1. 各種証明書の交付	76
1) 諸証明書交付	76
2) 学費納入証明書の発行	77
3) 学生証の再発行（学生証を紛失・破損したとき）	77
4) 通学証明書・学生旅客運賃割引証	78
2. 学籍に係る手続き	78

VII 学内施設の利用について

1. 施設・設備案内	80
1) 開館時間および窓口受付時間	80
2) 図書館	80
3) 学生ロッカー	81
4) 体育館およびグラウンドコート	81
5) 学生用複合機	82
6) エレベーター利用について	82
7) グローバルラウンジの利用について	82
8) 車イス、AEDについて	83
9) 学生食堂利用について	83
2. キャンパス案内	84

VIII その他

令和健康科学大学学則	91
令和健康科学大学大学院学則	110
令和健康科学大学学生表彰規程	118
2年次から4年次までの特待生選考について	119
令和健康科学大学学生懲戒規程	120

I 大学の基本情報

1. 建学の精神

創設者の信念である「手には技術、頭には知識、患者様には愛を」を基本理念とし、医療のスペシャリストになりたいという学生の夢の実現のために「人間愛・自己実現」を教育理念として掲げ、人間性豊かで、社会に貢献できる実践能力を身につけた医療の専門職業教育を目指しています。



2. 教育理念

人間愛と自己実現

「人間愛と自己実現」という人間の根本精神をあげ、一人ひとりの学生が人間愛の精神に基づき、対象を深く理解し、受け入れ、専門的な知識、技術、態度を身につけることができるような人材育成を目指しています。さらに、医療看護分野の専門性の追求のみならず、一生を通じて人格向上の努力を続け、自己実現していけるような人を育てています。

3. 学校法人巨樹の会の沿革

平成2年3月	学校法人福岡保健学院 設立許可
平成2年4月	福岡看護専門学校 開設
平成4年4月	福岡看護専門学校2年課程夜間定時制 増科
平成16年4月	小倉リハビリテーション学院 開設
	下関リハビリテーション学院 開設
	八千代リハビリテーション学院 開設
	福岡看護専門学校2年課程通信制 増科
平成19年4月	福岡和白リハビリテーション学院 開設
平成20年4月	福岡看護専門学校水巻校 開設
平成21年4月	福岡看護専門学校 新校舎移転
平成22年3月	下関リハビリテーション学院 作業療法学科（夜間コース） 廃止
平成22年4月	下関リハビリテーション学院に看護学科を開設（校名変更：下関看護リハビリテーション学校へ）
平成22年9月	みずまき助産院 ひだまりの家 開院
平成23年3月	下関看護リハビリテーション学校 理学療法学科（夜間コース） 廃止
	小倉リハビリテーション学院 作業療法学科（夜間コース） 廃止
平成23年4月	武雄看護リハビリテーション学校 開設
	福岡看護専門学校水巻校に助産学科を開設（校名変更：福岡水巻看護助産学校へ）
平成24年3月	下関看護リハビリテーション学校 作業療法学科（昼間コース） 廃止
平成25年3月	八千代リハビリテーション学院 作業療法学科（夜間コース） 廃止
令和2年4月	学校法人名を学校法人巨樹の会へ変更
令和3年8月	令和健康科学大学 設置認可
令和4年3月	福岡看護専門学校2年課程通信制 廃止
令和4年4月	令和健康科学大学 開設
令和5年3月	福岡看護専門学校2年課程夜間定時制 廃止
令和6年3月	福岡看護専門学校3年課程全日制 廃止
	福岡和白リハビリテーション学院 理学療法学科（昼間コース） 廃止
	福岡和白リハビリテーション学院 作業療法学科 廃止
	福岡和白リハビリテーション学院 理学療法学科（夜間コース） 廃止
	福岡看護専門学校 閉校
令和6年12月	福岡和白リハビリテーション学院 閉校
令和7年3月	福岡水巻看護助産学校 助産学科 廃止
令和7年4月	福岡水巻看護助産学校（校名変更：福岡水巻看護専門学校へ）
	令和健康科学大学大学院 健康科学研究科 開設

4. 令和健康科学大学 校歌

作詞 山永義之 作曲 藤井 茂

一、立花山の朝陽（ひ）を浴びて
 和白の浜に鳥が飛ぶ
 未来の健康守るため
 ここに集える若者よ
 人の生命（いのち）に立ち向かう
 勇気を持って歩き出せ
 全ては人のためになり
 全ては君のためになる
 輝ける明日に向かい
 今こそ歌えよ 今こそ歌えよ
 令和健康科学大学

二、玄海灘に吹く風よ
 海の中道 人が行く
 明日の時代に先駆けて
 ここから旅立つ若者よ
 人の身体（からだ）に寄り添って
 夢に向かって走り出せ
 全ては人の役に立ち
 全ては君の糧になる
 輝ける未来に向かい
 今こそ讃えよ 今こそ讃えよ
 令和健康科学大学
 輝ける未来に向かい
 今こそ讃えよ 今こそ讃えよ
 令和健康科学大学

5. 学年暦

1) 学年および学期

- (1) 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。
- (2) 学期は、次のとおりです。
 - 前期 4月1日から9月30日まで
 - 後期 10月1日から翌年3月31日まで
- (3) 1年間の授業時間は、定期試験の期間を含め、35週にわたることを原則とします。

2) 休業日

- (1) 休業日（授業を行わない日）は、次のとおりとします。
 - ・土曜日及び日曜日
 - ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - ・春季、夏季及び冬季の各休業日
- (2) 臨時の休業日は、その都度定め、学生掲示板やポータルサイトにてお知らせします。
- (3) 前2項の休業日において、特に必要がある場合には、授業を行うことがあります。

1. 履修案内

1) 教育課程

本学の授業科目は、共通教育科目である「基幹分野」、各学部および各学科に分かれて学修する「専門基礎分野」・「専門分野」から構成されます。

【基幹分野】

幅広い教養や視野、豊かな人間性を養うことを目的とした分野の充実を図ります。

○必修16科目、選択13科目の合計29科目

【専門基礎分野】

医療職種に欠かせないコミュニケーション能力、関連職種に関する知識と連携能力及び課題解決能力を身につけた専門職業人の養成を目的とします。

○看護学科：必修23科目、選択5科目

○理学療法学科：必修34科目、選択5科目

○作業療法学科：必修34科目、選択5科目

【専門分野】

保健・医療・福祉のプロフェッショナルになるための専門知識及び技術を身につけ、専門職業人として社会に貢献できる人材の養成を目的とします。

○看護学科：必修55科目（うち臨地実習科目13科目23単位）、選択3科目

○理学療法学科：必修44科目（うち臨床実習科目8科目20単位）、選択7科目

○作業療法学科：必修40科目（うち臨床実習科目6科目23単位）、選択5科目

*各学部・学科の教育課程の概要については、「Ⅲ 看護学部」「Ⅳ リハビリテーション学部」の別表1～3を参照してください。

2) 必修と選択

授業科目は、履修方法により次のとおり分類されます。

○必修科目：卒業するためには必ず履修し、単位を修得しなければならない科目

○選択必修科目：指定する科目の中から、決められた単位数を修得しなければならない科目

○選択科目：学生が自主的に、必要に応じて自由に選択履修することのできる科目

3) 開講時期

授業科目は、開講される期間により、次のとおり分類されます。

- 通年科目：1年間（前期・後期）にわたって開講される授業科目
- 前期科目：学年の前期に開講される授業科目
- 後期科目：学年の後期に開講される授業科目
- 集中講義科目：集中講義期間または休業中の一定期間に、連日集中して開講される授業科目

4) 履修登録

履修登録とは、学生がその学期において履修するすべての科目を登録し、大学がそれを承認する手続きのことです。

所属する学部・学科に係る教育課程一覧表に従い、必修科目および選択科目を含めて、卒業に必要な単位を履修してください。

登録の際は、その学期に履修する科目に漏れがないか、各自で自己責任のもと確認してください。

履修登録は、各自、慎重に計画を立てるよう心がけ、不明な点がある場合は、学科の教員または教務係にご相談ください。

【履修上の注意】

- (1) 各年度初めに教務係より提示される所定の期日までに、ポータルサイトより、各自履修登録を行ってください。

やむを得ない事情により本人が登録できない場合は、登録期間終了前までに教務係へ連絡してください。

※無断で所定の期日までに履修登録を行わなかった場合は、履修を放棄したものとみなし、その学期の授業科目は履修することができません。

- (2) 履修登録をせずに、授業科目に出席しても、当該科目の単位は無効となり修得できません。
- (3) 選択科目の変更・追加・取消等については、学期（クォーター開講科目においては、各期間）毎に設定する期間内に行ってください。期間外の変更・追加・取消は一切認められません。

※クォーター開講科目：1コマ90分の授業を8回で完結する科目です。

- (4) 同一時限に複数の授業科目を履修することはできません。
- (5) 授業科目は、あらかじめ履修すべき学年が定められていますので、在籍する学年に担当された授業科目を履修してください。ただし、再履修すべき科目がある場合は、再履修の授業科目を優先して履修することになります。選択科目については、在籍する学年の必修科目との重なりがない場合に限り下位学年の授業科目を履修することは可能です。
- (6) 履修要件は各学科で異なりますので、各学科の進級要件および履修要件に従ってください。
- (7) 履修登録期間終了時（履修取消期間は含まない）に受講者数が5名以下の科目は、授業を開講しない場合があります。

【履修登録・履修取消期間の目安】

科目開設期間		履修登録期間	履修取消期間
前期	第1期（4月初旬～6月中旬）	4月上旬（1週目）	4月中旬（2週目）
	第2期（6月中旬～7月下旬）		6月下旬（2週目）
後期	第3期（9月下旬～11月中旬）	9月中旬（1週目）	10月初旬（2週目）
	第4期（11月下旬～1月下旬）		12月中旬（2週目）

【CAP（キャップ）制（履修登録上限）】

本学では学修時間確保の観点から、年間登録単位数上限を定める「CAP制」を導入し、原則として年間登録単位数は49単位以下とします。

CAP制の対象となる単位は「卒業要件単位に含まれる全ての単位」とします。

ただし、以下の単位については、CAP制の上限に含まないものとします。

- (1) 他の大学・短期大学等で修得した単位、単位互換協定に基づく授業科目等、本学が認定した単位
- (2) 再履修科目の単位
- (3) 卒業要件単位に含まない科目の単位

5) 授業

【授業時間】

授業時間は1コマ90分です。

時 限	開始時間～終了時間
第1時限	9：00～10：30
第2時限	10：40～12：10
昼休憩	
第3時限	13：00～14：30
第4時限	14：40～16：10
第5時限	16：20～17：50

授業時間割表は、学科ごとにあります。

授業は原則、各学科・学年を単位として行われますが、授業科目によっては複数のクラスに分割して授業を行うことがあります。クラス分けについては、学生ポータルサイトまたは掲示板、Moodleに掲載しますので、必ず各自で確認をしてください。

【授業の出席】（講義の出席に関する申し合せP.●参照）

授業に出席する時は、各自、自己責任のもと必ず学生証をICカードリーダーにかざして出席認証の操作を行ってください。出席認証されていない状態で授業に出席しても、出席とはみなされません。各教室には、固定式またはポータブル型のICカードリーダーが準備されています。

IC カードリーダーの正しい読み取り操作方法

- ① 講義開始15分前～開始前までに学生証の読み込みを行ってください。15分前より早い時間に行っても出席認証されません。
- ② 学生証はケース等から取り出して、必ず1枚のみで読み取ってください。ケースに入れたままの状態や複数カードを重ねた状態では正しく出席認証されません。
- ③ 連続して学生証をかざすと読み取ることができません。前の方が読み取りを終えた後、約10秒間で画面がリセットされるのを待ち、自分の読み取り画面を確かめて下さい。
- ④ 学生証をかざした際には、「反応音（ピッ）」を確認し、「画面表示の切り替わり：読み込みました」を必ず自分で目視してください。
- ⑤ 反応音がない、画面表示が「読み込みました」に切り替わらない、画面が真っ黒の状況などがみられましたら、直ちに教務係へ連絡してください。ポータブル型のカードリーダーを貸し出します。
- ⑥ 同じ科目の講義が連続してある場合でも、各時限の出席登録が必要になります。
- ⑦ 講義の翌日には、キャンパスマジック（学生ポータルサイト）にて出席状況が反映されますので毎日確認をしてください。
- ⑧ 科目担当者が直接出席を確認する場合でも、学生証の読み込みは必須です。
- ⑨ 学生証の保管方法における不備（例：水没、折り曲げ、高温による変質、磁気破損等）により、読み取れない場合があります。学生証側の問題で④の読み込みの確認ができなかった場合は、学生証を忘れた場合の手続き（P11）を取るとともに、速やかに学生証の再発行手続きを行ってください。学生証が再発行されるまでは、出席カードを提出する必要があります。



○遅刻・早退

- ①遅刻：授業開始後30分までの入室は遅刻とする。30分以上の遅刻は欠席扱いとなる。
- ②早退：授業終了30分前の退室は早退とする。30分以上前の早退は欠席扱いとなる。

【授業の欠席】（講義の出席に関する申し合わせ P.21参照）

30分以上を経過して受講した場合（IC カードリーダーに授業時間30分を過ぎて学生証をかざした場合を含む）は、欠席となります。

疾病その他やむを得ない理由により欠席する（欠席した）場合は、所定の欠席届を（4）に記載する手続きに従い提出してください。

（1）公認欠席（公欠）の取り扱い

欠席が以下の理由による場合は、所定の欠席届（遅刻・欠席届（公認欠席））を提出することによ

り公欠の扱いとなる場合があります。公欠が認められた場合、該当理由における欠席は、授業欠席数より除外されます。

- ① 学校保健安全法施行規則第19条の規定に準拠する感染症に罹患した場合
(10ページ表1～表3参照)
- ② 忌引き（二親等まで）
 - ア. 配偶者および一親等（父母、子） 連続する7日間（休日を含む）
 - イ. 二親等（祖父母、兄弟、姉妹） 連続する3日間（休日を含む）
- ③ 就職試験日（移動日は含まない）
- ④ 日本骨髄バンクを介して骨髄提供をする場合（ドナー登録制度）
- ⑤ 裁判員制度による裁判員等に選任された場合
- ⑥ その他学長が必要と認めた場合

※公欠が認められた場合の当該授業の取扱いについては、科目責任者の指示に従ってください。

(2) 欠席の取り扱い

以下の理由により欠席する（欠席した）場合は、所定の欠席届を提出することができます。

ただし、この理由による欠席届は欠席の理由を講義担当教員に知らせるものであり、必ずしも公欠扱いになる等の配慮が確約されるものではありません。

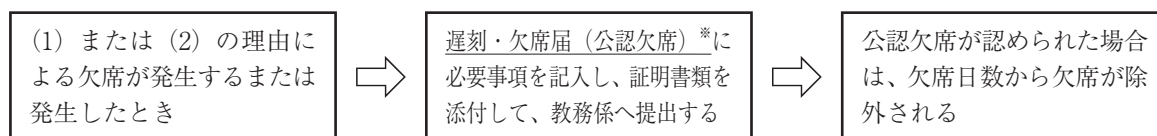
- ① 公共交通機関の遅延（30分以上の遅延）
- ② その他

(3) 学外における実習の欠席について

学外実習の欠席は、学科での取り決めがある場合、それに従い欠席連絡を行ってください。

(4) 手続きと必要書類について

遅刻・欠席届（公認欠席）に必要な書類を添付して、事前または事後速やかに教務係に提出してください。



※遅刻・欠席届（公認欠席）は、事務室前の書類BOXから入手してください。

特に（1）-①規定に準拠する感染症と診断されたときは、その事実を速やかに教務係および保健師に連絡し、欠席届については出席停止の解除後に提出してください。

必要書類については、以下のとおりです。

欠席理由	必要書類	欠席の種類
規定に準拠する感染症	医師の診断書またはそれに準ずる書類 ※診断書には療養期間を必ず明記すること	公欠
忌引き（二親等まで）	会葬礼状等、葬儀による欠席を証明する書類	公欠
就職試験日（移動日は含まない）	就職試験案内等、欠席理由を証明する書類	公欠
公共交通機関の遅延	遅延証明書	公欠・欠席
日本骨髄バンクを介したドナー登録制度	証明できる書類	
裁判員等への選任	証明できる書類	
その他	欠席理由を証明できる書類	公欠・欠席

（表1）第一種の感染症

疾患名	出席停止期間
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ポリオ（急性灰白髄炎）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで

（表2）第二種の感染症

疾患名	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児では3日）を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

（表3）第三種の感染症

疾患名	出席停止期間
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（必要時のみ）	感染のおそれがないと認められるまで

●学生証を忘れた場合

- ・ 当日の講義開始前までに、教務係で必要な手続きを行ってください。
出席カード（名刺サイズ）を講義の時限分発行します。必要事項を記入して、講義開始前に講義担当教員へ提出して下さい。
- ・ 出席カードは、発行した当日に限り有効となります。（受付した日付が押印されます）
- ・ 出席カードは、講義終了後の発行はできません。遅刻や失念などを理由に出席カードを申請する手続きを怠った場合、出席に関する対応は一切できません。
- ・ 出席カードは、申請のあった本人にのみ発行します。他者への譲渡は禁止します。

出席カード			
学籍番号			
氏名			
学科	看護・理学・作業	学年	年
日付	月 日	時限	限
科目名			
教員名			

●公認欠席の事由による遅刻・欠席をした場合

- ・ 公認欠席（学生便覧8ページ確認）の事由により、遅刻・欠席をした場合、教務係に証明書を添付して提出してください。

手続き

公認欠席に該当する遅刻・欠席が発生するまたは発生したとき



「遅刻・欠席届」に必要事項を記入し、証明書を添付して、教務係まで提出をしてください。

遅刻・欠席届(公認欠席)

本様式は、遅刻・欠席届として提出してください。遅刻・欠席届は、講義開始前までに提出してください。遅刻・欠席届は、講義開始後30分以上の遅刻・欠席を認めるための届出です。遅刻・欠席届は、講義開始前までに提出してください。遅刻・欠席届は、講義開始後30分以上の遅刻・欠席を認めるための届出です。

1. 遅刻・欠席届(公認欠席)に必要事項を記入してください。
(印欄)
① 遅刻・欠席届(公認欠席)に必要事項を記入してください。
② 遅刻・欠席届(公認欠席)に必要事項を記入してください。
③ 遅刻・欠席届(公認欠席)に必要事項を記入してください。
④ その他

2. 遅刻・欠席届(公認欠席)に必要事項を記入してください。
遅刻・欠席届(公認欠席)に必要事項を記入してください。

授業科目名	授業時間	出席(遅刻)	出席
		月 日 ()	出席
		月 日 ()	出席
		月 日 ()	出席
		月 日 ()	出席
		月 日 ()	出席
		月 日 ()	出席
		月 日 ()	出席

※遅刻・欠席届(公認欠席)は、遅刻・欠席届として提出してください。
遅刻・欠席届(公認欠席)は、遅刻・欠席届として提出してください。
遅刻・欠席届(公認欠席)は、遅刻・欠席届として提出してください。

※科目によっては公認欠席を認めない科目もあります。出席状況に関する質問は、科目責任者に直接行ってください。

※公認欠席による、講義やレポート未提出などの質問は科目責任者に直接行ってください。

※遅刻・欠席届（公認欠席）は公認欠席期間終了後、1週間以内に提出してください。

（原則公認欠席終了後、最初に大学に登校した日に提出すること）

●遅延届について

【電車・バス等公共交通機関の遅延について】

事故や悪天候等により、電車・バス等が大幅に遅延したことにより「欠席（講義開始後30分以上の欠席）」となった場合は、遅延証明書を添付して、「遅刻・欠席届（公認欠席）」を教務係に提出してください。

大学で公共交通機関のホームページ等の情報と照らし合わせ、欠席についての配慮を担当教員に依頼します。

なお、講義開始時刻～30分未満の遅刻については、ポータルサイトの出席管理画面には「遅刻」の表示がされますが、出席として取扱います。

【休講および補講】

- (1) 大学または授業担当教員にやむを得ない事情が生じた場合、授業を休講することがあります。
- (2) 休講した授業については、補講が行われます。補講は、第5時限までの空き時間および土曜日に入る場合があります。
- (3) 休講および補講については、掲示板またはポータルサイトより伝達します。
- (4) 休講の伝達がなく、授業開始後20分を経過しても授業担当教員が教室に来ない場合は、教務係に申し出て、その指示に従ってください。

【自然災害等における休講等に関する申し合わせ】

自然災害や交通機関の不通により、学生の登校並びに下校に困難と危険が伴うと予想される場合は、学長の判断により休講とします。このような場合はポータルサイトよりメールにて連絡します。具体的な例は次ページの表のとおりとします。

- (1) 福岡市に特別警報が発表された場合
- (2) 福岡市を対象にした警報（大雨、洪水、大雪、暴風又は暴風雪に限る）が発令された場合
- (3) その他自治体が発令する避難勧告その他の要因により、授業等の実施（継続）が困難であると判断した場合
- (4) 公共交通機関のいずれか1つが運休した場合
JR 鹿児島本線、JR 香椎線、西鉄貝塚線、西鉄バス

警報・運休解除時刻	授業等の取扱い
午前6時以前に解除の場合	通常どおり実施
午前9時以前に解除の場合	午前休講
午前9時の時点で解除されていない場合	全日休講

6) 定期試験 実施要領

下記の実施要領に基づき科目責任者および試験監督者の指示に従って定期試験を受験してください。ポータルサイトのお知らせ、掲示板、メール配信等にも注意してください。

(1) 試験の方法

試験は、それぞれの授業科目に応じて、筆記・口述・レポート・論文・実技等によって行います。この方法は、いずれか一つの方法で評価される場合と、いくつかの方法を組み合わせる総合的に評価される場合があります。詳細については、シラバス（授業概要）の「成績評価」の欄をご参照ください。

(2) 試験の種類

① 本試験

→ 授業科目を履修し、受験資格を得た者に対して前期末または後期末に実施する試験。

② 追試験 ※別途手続きが必要

→ 病気その他のやむを得ない理由で本試験を欠席した者に対して実施する試験。

③ 再試験 ※別途手続きが必要

→ 本・追試験の結果、不合格となった者に対して科目責任者が必要と認めた場合に限り実施する試験。

【試験時間】

試験は、次の時間の範囲内で行います。

時 限	開始時間～終了時間
第1時限	9：00～10：30
第2時限	10：40～12：10
昼休憩	
第3時限	13：00～14：30
第4時限	14：40～16：10
第5時限	16：20～17：50

定期試験の時間割は、学生掲示板および Moodle でお知らせいたします。

各科目の試験の詳細については、授業時間の中で科目責任者より伝達されることがありますので、聞き逃しなどがないよう留意してください。

(3) 受験資格

①受験資格は次のとおりです。受験資格のない者が試験を受けても無効となり、単位は与えられません。

- 1) 当該科目の履修登録をその学年の年度においてしていること。
- 2) 出席時間数が出席すべき回数の3分の2以上であること。
- 3) 当該期の授業料を納入していること。

②次の各号に該当する者は、試験教室へ入ることができません。

- 1) 顔写真付きの学生証を所持していない者
※学生証を忘れた場合は、教務係で仮学生証交付の手続き（仮学生証交付願＋手数料500円）を行ってください。
- 2) 履修登録をしていない者
- 3) 試験開始後20分を超えて遅刻をした者
- 4) 試験開始後、許可なく試験教室から一度退室した者

③受験資格の有無確認について

ポータルサイトより出席状況を確認し、各自で受験資格の有無を確認すること。
大学から受験資格の有無についてお知らせすることはありません。

定期試験受験資格：出席回数が授業回数の2/3以上であること

<2/3以上の出席について>

15回授業

→ 10回以上の出席を要する。

つまり、欠席5回までは受験資格あり。6回目で受験資格喪失となる。

8回授業

→ 6回以上の出席を要する。

つまり、欠席2回までは受験資格あり。3回目で受験資格喪失となる。

(4) 試験教室

全ての科目において座席指定とします（座席表を教室に掲示）。

(5) 試験当日の体調等

発熱や咳の症状があるなど、体調の悪い人は事務室または試験監督者に申し出てください。

(6) 追試験

本試験を欠席する場合は、当該科目の試験開始前までに試験欠席を教務係に電話連絡することを原則とします。無断欠席をした場合、原則として追試験を受験することはできません。

①追試験に該当する欠席理由があり、追試験を希望する学生は、「追試験願」とともに次の書類を添付し、試験日（試験期間）の翌日までに教務係へ提出してください。

- ・病気による場合、医師の診断書またはそれに準ずる書類
- ・病気以外の事由の場合、その事由を証明する書類

必要書類については、以下のとおりです。

欠席理由	必要書類
規定に準拠する感染症	医師の診断書またはそれに準ずる書類 ※診断書には療養期間を必ず明記すること
忌引き（三親等まで） ※定期試験に限り三親等まで	会葬礼状等、葬儀による欠席を証明する書類
就職試験日（移動日は含まない）	就職試験案内等、欠席理由を証明する書類
公共交通機関の遅延	遅延証明書
日本骨髄バンクを介したドナー登録制度	証明できる書類
その他	欠席理由を証明できる書類

※寝坊は追試の対象とはなりません。

※証明書の提出ができない場合は、追試験を申し込むことはできません。

②追試験の詳細については、決定次第掲示板やポータルサイトでお知らせまたはメール配信します。

※追試験料は不要です。

(7) 再試験

期末の本試験または追試験の結果、不合格となった場合、原則として必修科目は再履修をしなければなりません。ただし、やむを得ない事情等により科目責任者が再試験の必要を認める場合には、再試験を行うことがあります。

①再試験の実施が認められ、その対象者で再試験を希望する学生は、各科目の手続き期限までに「再試験願」に再試験料（1科目3,000円）の証紙を貼付して教務係へ提出してください。手続きを怠ったものは再試験を受けることができません。なお、再試験対象者が手続きを期限までに行わない場合は自己責任とし、教務係から確認のための電話連絡等は一切おこないません。

②再試験の詳細については、決定次第食堂前掲示板および Moodle「教務係からのお知らせ」に掲示し、場合によってはメール配信やポータルサイト「お知らせ」にも情報を掲載します。

(8) 受験上の注意事項 ※必ず読んでください

試験を受ける際には、次の各号を厳守してください。

①顔写真入りの学生証の顔写真が見えるように机上に提示すること

※学生証を忘れた場合は、学生係で仮学生証交付の手続きを行うこと

②指定された座席表に従うこと

③試験監督者の指示に従うこと

※試験監督者の指示に従わないなどの行為で試験場の秩序を乱した場合は、当該試験場から退場させられることがあります。

④鉛筆・消しゴムおよび持込許可をされたもの以外は机上に置かないこと

⑤受験者間で筆記用具、その他私物を貸借しないこと

⑥荷物がある場合は、各自の椅子の下に置くこと

⑦解答用紙には氏名等を記入すること

※無記名の場合は無効となります。

⑧解答用紙は試験監督者の指示に従い提出すること

※解答用紙を提出しなかった場合は、試験放棄とみなし当該科目の採点は行いません。

⑨入室時間を厳守すること

※途中入室した場合、試験時間の延長は認められません。

※試験開始後20分以降は途中入室が認められません。

⑩携帯電話やスマートフォン等の電源およびアラーム機能等は切っておくこと

また、身に着けずかばん等にしまうこと（※スマートウォッチは外しかばん等にしまうこと）

⑪不正行為及び不正行為と疑われることをしないこと

※不正行為を行った場合は、当該学期の履修科目は全て不合格となり、加えて懲戒処分の対象となります。

(9) 不正行為

試験中に次の行為が認められた場合は、不正行為があったとみなします。

- ①解答用紙を交換したとき
- ②受験者以外の者が受験をしたとき
- ③カンニングペーパーまたはこれに類似したものを所持または使用したとき
- ④机や持込許可物に不正な書き込みをしたとき
- ⑤指定されたもの以外を持ち込んだとき
- ⑥改ざんした学生証を使用したとき
- ⑦教科書・参考書・辞書・ノートなどのコピーを使用したとき
- ⑧教科書・参考書・辞書・ノートなどを貸借したとき
- ⑨他人の解答用紙を写したとき
- ⑩解答用紙を試験場外に持ち出したとき
- ⑪持ち帰ることが認められていない問題用紙を持ち帰ったとき
- ⑫その他不正行為を疑われるような行為をしたとき

(10) レポート・小論文等の^{ひようせつ}剽窃

レポート、小論文の提出による評価は、学生の学修の到達度を図る手段として、定期試験等に代わるものとして行われます。

他者のレポート等を自らのものとして装う行為（^{ひようせつ}剽窃行為）は、定期試験等における不正行為と同様の行為であることから、本学学生の本分に反する行為と言わざるを得ません。

剽窃行為を行った学生は、当該学期の科目はすべて不合格となり、加えて懲戒処分の対象者となります。

また、他者の要請により、自らのレポート等を提供した場合も、剽窃ほう助として懲戒処分の対象者となります。

(11) 成績の公開

- ①成績公開日にポータルサイトで成績を公開します。
- ②成績公開後、成績異議申し立て期間を設け成績の異議申し立てを受け付けます。

異議申し立ては事務室に所定の様式があります。

この期間以外の異議申し立て問い合わせは一切受け付けられません。また異議申し立て期間経過後は成績が確定します。

※大学事務室への電話およびメールによる成績の問い合わせは一切受け付けません。

7) 成績

【授業科目の成績評価】

本学では、合格・不合格の評価を5段階で行うとともに、全体的な学力を評価する指標として GPA (成績指標値) を利用します。

【成績評価基準】

本学では、学生が履修した授業科目について、試験により成績評価を行います。ただし、平素の成績をもって、試験の成績に代えることがあります。

各授業科目の成績は、S、A、B、C、および D の5段階の評語をもってあらわし、S、A、B、C を合格とし、D を不合格とします。

S : 基準を大きく超えて優秀である。

A : 基準を超えて優秀である。

B : 望ましい基準に達している。

C : 単位を認める最低限の基準には達している。

D : 基準を下回る。

E : 受験資格なし。

履 : 評価が出ておらず、履修中である。

※演習、実験、実習及び実技の授業科目においては、可否により判定することがあります。

※評価が出ていない科目においては「履」が表示されます。

【GPA】

GPA (成績指標値) とは、Grade Point Average の頭文字をとったもので、学生が履修した科目の成績評価 (S、A、B、C、D) に対応した評価点 (グレードポイント。以下「GP」という) に単位数を掛けた合計点を履修登録した単位数で割り算した値、つまりは 1 単位あたりの成績評価平均値のことを言います。

本学では、学生の成績を厳格かつ客観的に評価する GPA を導入することで、学生の実力を把握し、一般的な教育方法の改善に役立てます。

GP の配点方法

評価	合否基準	GP
S	合格	4
A		3
B		2
C		1
D	不合格	0

GPA の計算方法

GPA の計算は「各科目の単位数」と「当該成績評価の Grade Point」の積の合計を「総履修登録単位数」で除して、スコア化したものとします。

計算式は以下のとおりです。

$$\text{GPA} = \frac{\text{（各授業科目の単位数} \times \text{在学全期間に評価を受けた当該授業科目の GP）の合計}}{\text{在学全期間に評価を受けた授業科目の単位数の合計}}$$

【成績発表・成績通知表の閲覧】

履修した授業科目の成績および修得単位は、成績通知日以降に学生ポータルサイトにて確認ができます。自分の成績は、必ず確認するようにしてください。

【成績通知表の送付について】

各学年の学期末ごとに、成績通知表を保証人宛てに送付します。学費を自身で納入している場合や、その他の事情により、保証人宛てに成績通知表が送付できない場合は、教務係に相談してください。

【成績評価に関する質問や異議申し立てについて】

成績を確認し、自身に過失がない上で不明点がある場合は、成績公開日から2日以内に科目責任者に相談してください。相談の上、それでも成績に疑問がある場合は「成績評価に関する異議申立書」を教務係に提出してください。

また申し立てによって成績の変更を保証するものではありません。

※大学事務室への電話およびメールによる問い合わせは一切受け付けません。

※科目責任者が非常勤講師の場合は、成績公開日から2日以内に教務係に申し出てください。

【2年次から4年次までの特待生選考について】

特待生の期間は1年間として、上級学年に進学する都度、学業成績が優れている学生を対象として改めて選考します。

*選考の詳細については、p119を参照してください。

8) 学籍

【収容定員】

収容定員は、以下のとおりです。

学部	学科	入学定員	収容定員
看護学部	看護学科	80名	320名
リハビリテーション学部	理学療法学科	80名	320名
	作業療法学科	※40名	※160名

※2026年4月より

【修業年限と在学年限】

本学の修業年限は4年、在学期間の限度は8年とします。

【入学】

本学に入学を志願する者は、選考の上、1年次に入学を許可します。(学則第13条～17条)

【再入学】

本学を退学した後、再び同一学部に入學を志願する者については、選考の上、再入学を許可することがあります。(学則第19条)

【転入学および編入学】

次のいずれかに該当する者については、選考の上、転入学又は編入学を許可することがあります。(学則第20条)

- (1) 他の大学を卒業した者
- (2) 他の大学において2年以上の課程を修了し、所定の単位以上を修得した者
- (3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (4) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が所定の授業時数以上）を修了した者

【休学】

次のいずれかに該当する者については、休学を許可または命ずることがあります。

休学には、休学願を事務室に提出する必要があります。

- (1) 疾病又は経済的理由のため2か月以上修学できない学生は、学長の許可を得て、その学年の終わりまで休学することができます。
- (2) 特別の事情があると認められたときは、学長は、休学を許可することができます。
- (3) 疾病のため修学が不相当と認められる学生に、学長は、休学を命ずることができます。

* 休学期間は、本学が定める修業年限の年数を超えることはできません。

* 休学した期間は、在学期間に算入しません。

【復学】

休学期間において、休学の事由がなくなったときは、学長に「復学許可願」を提出し、復学することができます。

なお、復学許可願を提出する場合は、原則復学の1か月前までに事務室へ提出してください。

【退学】

学生が本学を退学しようとするときは、学長に「退学許可願」を提出し、その許可を受けなければな

りません。

なお、退学許可願を提出する場合は、同時に学生証等を返却しなければなりませんので、あらかじめ事務室に相談してください。

【除籍】

学長は、学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該学生を除籍することができます。

- (1) 欠席が長期にわたるとき。
- (2) 成業の見込みがないとき。
- (3) 長期間にわたり行方不明のとき。
- (4) 学則第10条又は第22条第2項に規定する在学期間の限度を超えたとき。
- (5) 学則第37条に規定する休学期間を超えてなお復学できないとき。
- (6) 授業料等の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないとき。

【聴講生】

本学において、学部で開講する特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、当該学部の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがあります。

聴講生として、入学を志願する者は、願書に履歴書を添えて学長に提出しなければなりません。

聴講生として入学をすることのできる時期は、原則、毎学期の始めとします。

聴講生の在籍期間は、1年以内とします。ただし、引き続き聴講しようとする者は、新たに出願して許可を受けなければなりません。

【科目等履修生】

本学の学生以外の者で、学部の授業科目のうち一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該学部の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがあります。

科目等履修生として、入学を志願する者は、願書に履歴書を添えて学長に提出しなければなりません。

科目等履修生として入学をすることのできる時期は、原則、毎学期の始めとします。

科目等履修生の在学期間は、1年以内とします。ただし、引き続き履修しようとする者は、新たに出願して許可を受けなければなりません。

【各種届け出の提出先】

各種届け出の提出先については、「VI 諸手続きの『学籍に係る手続き』および『教務に係る手続き』」を参照してください。

※各種様式は事務室前の書類BOXより入手してください。

9) 学修支援

【担任制・アドバイザー制】

本学では、学生生活をサポートするために、担任制またはアドバイザー制を導入しています。

(1) 看護学部看護学科

看護学科では、担任制・アドバイザー制を導入しています。担任制では、1学年を複数名の教員が担当し、アドバイザーと連携して対応します。また、1名もしくは2名の教員がアドバイザーとして各学年の学生複数名を担当し、学生生活全般、進学や就職の相談に応じます。国家試験対策、進路・就職支援（推薦書を含む）を行います。

(2) リハビリテーション学部理学療法学科

理学療法学科では、担任制・アドバイザー制を導入しています。担任制では、1学年を複数名の教員が担当し、4年次までの持ち上がりとし、1年次から4年次まで一貫して、担当学年の学事および学習・生活指導に関する管理・指導を全般的に行います。また、1～2年次学生を対象として、1名の教員がアドバイザーとして複数名の学生を担当し、主として1～2年次における学習・生活指導の補助を行います。

なお、3～4年次では、ゼミ担当者が卒業研究の管理・指導を行います。

(3) リハビリテーション学部作業療法学科

作業療法学科では、担任制を導入しています。1年次から4年次まで、1学年を複数の教員が担当し、担当学年の学事および学習・生活指導に関する管理・指導を全般的に行います。

【授業アンケート】

本学では、学生の声を授業に反映させることを目的に、各授業が終了するごとに学生ポータルサイトにて「授業アンケート」を行います。

その他、科目独自にアンケートを行う場合もあります。その際は各科目責任者の指示に従ってください。

講義の出席に関する申し合せ

この申し合せは、本学看護学部ならびにリハビリテーション学部の第1学年から第4学年までの授業科目への出席について、学生が留意すべき必要な事項を定めるものである。

1. 出席の登録

出席登録は全て自己責任です。学生は、履修する授業科目の出席の登録にあたり、以下の事項に留意してください。

- 1) 各授業科目への出席の登録は、原則、固定式のICカードリーダー（以下「固定式ICカードリーダー」という）またはポータブルICカードリーダーで行います。その他、各科目責任者の判断により、ICカードリーダー以外の方法（出席カード、小テスト、Moodleへのアクセス等）のいずれかを組み合わせて出席の登録を行います。ICカードリーダー以外による授業科目の出席の登録方法については、当該授業科目の科目責任者の指示に従ってください。
- 2) 固定式ICカードリーダーで出席の登録を行う授業科目については、講義開始15分前～講義開始時刻までの間に学生証（ICカード）をICカードリーダーにかざしてください。その際、表示される時刻を目視し、時間内にかざしたことを確認してください。
授業開始30分を過ぎてかざした場合は、欠席扱いとなります。
遅刻や公共交通機関の遅延が理由で遅れて入室した場合でも必ず学生証（ICカード）をICカードリーダーへかざしてください。
- 3) ポータブル式のカードリーダーで出席の登録を行う授業科目については、各授業の科目責任者の指示に従い、学生証（ICカード）をかざしてください。
- 4) ICカードリーダー以外での出席の登録については、各授業の科目責任者の指示に従ってください。
- 5) 講義中に、適宜ポータブル式カードリーダーや紙などで出席を取ることがあります。その際は、科目責任者の指示に従ってください。また、各授業科目の出席確認の方針は、学期中に変更となることがあるので、当該科目の科目責任者の指示に従ってください。
- 6) ICカードリーダーに学生証をかざす際には、固定式、ポータブル式ともに、必ず学生証のみをかざしてください。その他の交通系ICカードやポイントカード、スマートフォン等と一緒にかざすと、正しく読み取ることができません。必ず学生証のみを取り出し、ICカードリーダーにかざしてください。学生証以外のICカード等をかざしたことにより出席扱いとならなかった場合は自己責任となります。

7) 講義の教室を間違えることがないように注意してください。誤って違う教室で出席登録をした場合は出席認証されません。また、教室が急遽変更になる場合がありますのでお知らせメールやポータルサイトのトップページにある時間割を毎回確認してください。

8) 学生証の管理方法の問題（磁気破損・水濡れ・折り曲げ等）による理由で出席認証されなかった場合は自己責任となります。学生証の読み取りが確認できない時には、直ちに出席カードの申請を行ってください。学生証の不具合を放置しないようにしてください。

9) 演習等で実習衣への更衣が必要な場合や、講義の前後で教室の移動がある場合には、時間に余裕をもって準備や移動をして、出席登録を忘れないようにしてください。突発的な変更（グループ別に教室を変える等）が生じるなど、明らかに出席登録が困難になった場合には、必ずその場（講義室）で講義担当教員へ直接事情を申し出てください。事務窓口にも事後報告しても対応することができません。

2. 学生証を紛失した（忘れた）場合の取扱い

授業当日に学生証を紛失した（忘れた）場合、もしくは再発行申請期間中である場合は、教務係で出席カードの交付を受け、出席カードを科目責任者に提出してください。出席カードは、当日限りの有効です。

3. 出席状況の確認

各授業科目の出席状況については、学生の自己責任で管理するものとし、確認方法は以下のとおりです。

1) 授業終了後1～2日以内に学生ポータルサイトで閲覧可能となるので、各自で確認を行ってください。授業の科目責任者がMoodle上で出欠管理をしている場合は、学生ポータルサイトに表示される出席状況と異なることがあります。Moodle上に表示される出席状況については、科目責任者に尋ねてください。

2) 科目責任者が認めない限り、学生ポータルサイトでの欠席は出席に変更できません。公認欠席の場合は、別途「公認欠席届」を教務係に提出してください。

3) 出席に関して不明なことは、各科目責任者に相談してください。

4. 出席に関する不正行為の取扱い

各授業科目の出席に際し、不正行為を行った者は、令和健康科学大学学則第40条に基づき懲戒処分の対象として取扱います。

- ・学生証の貸し借りを行った場合
- ・代理出席を行った場合

- ・その他、出席の記録に対する不正工作など、倫理を逸脱した行為を行った場合

5. 授業中のマナーを逸脱した行為の取扱い

各授業科目の出席に際し、著しくマナーを逸脱し特に悪質と思われる行為を行った者は、教員の判断により退室を命じ欠席扱いとすることがあります。

- ・授業中に教員の許可を得ずに、講義室に勝手な出入りを行った場合
- ・授業中に食事行為をした場合
- ・私語や授業を聞かないなど、受講態度が著しく悪く、他の学生に不利益を与えると認められた場合
- ・教員の許可なく、授業内に録画・録音・写真撮影を行った場合（※教員の作成資料にも著作権があることを十分に理解すること）
- ・その他、教員の指示に従わないなど、学生としてふさわしくない行為を行った場合

1. 看護学部の教育目標とディプロマ・ポリシー（卒業時までの到達目標）

看護学部看護学科の目的は、次のとおりとする。

対象者を全人的に捉え、高い倫理観のもと、多様な場であらゆる健康課題に対して科学的根拠に基づく看護（Evidence-Based Nursing：EBN）の実践ができ、加えて、生涯にわたり看護を探究し自己実現を目指す看護師を育成する。

1) 教育目標

看護学部の教育目標は以下の6つである。

- (1) 対象者を全人的に捉え、その人らしさを支援できる人材を養成する。
- (2) 生命の尊厳を基盤とした倫理観に基づき、看護職として行動できる人材を養成する。
- (3) 多様な対象者の抱える個別の問題に対して、科学的根拠に基づく看護が実践できる人材を養成する。
- (4) 多くの専門職と連携・協働するための協調性を有し、組織・チームの中で看護部門のリーダーとして活躍できる人材を養成する。
- (5) 多様化かつ高度化する医療において社会の要請にこたえる看護が実践できる人材を養成する。
- (6) 生涯にわたって看護の本質を主体的に探究し、専門職として看護の発展に寄与できる人材を養成する。

2) ディプロマ・ポリシー（卒業時までの到達目標）

看護学部では、看護職として、対象者を全人的に捉え、急速に進歩している医療・看護に対応し医療チームの中で看護部門のリーダーとして活躍できるとともに、地域医療の向上に貢献できる人材を育成することを目的としており、所定の単位を修得した以下の6つの知識・能力を身につけた学生に学士（看護学）の学位を授与する。

- (1) 健康を科学するために、健康課題をもつ対象者に対し全人的に捉える能力を身につけることができる。
- (2) 生命の尊厳を基盤とした倫理観に基づき、看護職として行動できる。
- (3) 多様な対象者の抱える個別の健康課題に対して、科学的根拠に基づく看護が実践できる。
- (4) 多様化かつ高度化する医療において、発達段階に応じた人々の生活の質（QOL）を支える看護が実践できる。
- (5) 多くの専門職と連携・協働するための協調性を有し、組織・チームの中で看護部門のリーダーとして活躍する能力を有している。
- (6) 自己実現を成し遂げるために、生涯にわたって人格の涵養に努め、看護の本質を主体的に探究する素養を有している。

2. 令和健康科学大学看護学部規程

※28ページ別表1参照

看護学部の卒業要件は、看護師国家試験受験資格が得られることを要件としている。

科目区分		修得すべき単位数
基幹分野	必修	16
	選択	6
	小計	22
専門基礎分野	必修	29
	選択	3
	小計	32
専門分野	必修	73
	選択	1
	小計	74
卒業に必要な単位数合計		128

※ 卒業に必要な単位数は128単位以上で、基幹分野から必修16単位を含む22単位以上、専門基礎分野から必修29単位を含む32単位以上、専門分野から必修73単位を含む74単位以上を修得する必要がある。

なお、基幹分野の選択科目のうち「韓国語Ⅰ」及び「韓国語Ⅱ」または「中国語Ⅰ」及び「中国語Ⅱ」のいずれか2単位以上を選択必修とする。

3. 看護学部の教育課程の構成と特徴

1) カリキュラム・ポリシー

看護学部のカリキュラム・ポリシーは以下の6つである。

- (1) 「人間愛・自己実現」という基本的倫理と幅広い教養を学修するための授業科目を基幹分野として開設する。
- (2) 科学的根拠に基づく看護実践の基盤として、基礎的及び専門的な知識を学修する授業科目を専門基礎分野に開設する。
- (3) 多様化かつ高度化する医療に対応するために、専門職連携教育を1～4年次にわたって臨地実習と連携させて学修できる授業科目を開設する。
- (4) 看護実践力を養うために、臨床実践中心型カリキュラムの中で、臨床推論を強化できるシミュレーション教育を取り入れた授業科目を専門分野に開設する。
- (5) 看護の理論と実践の統合として、1～4年次にわたって臨地実習を多様な場で行い、実践力を養うための授業科目を学修進度に合わせて段階的に開設する。
- (6) 探究心を養うために、クリティカルシンキング（考える力）により、知識や技術の深化・統合、疑問に対して科学的に検証するための授業科目を基幹分野・専門基礎分野・専門分野の各分野に開設する。

4. 専門教育科目の履修

1) 専門教育科目の履修要件

(1) 看護学実習の履修要件

① 1年次 生活援助実習

履修資格は、1年次前期に開講される次の授業科目および単位を修得していることが必要である。

専門分野科目：生活援助技術

② 2年次 基礎看護過程実習

履修資格は、2年次前期に開講される次の授業科目および単位を修得していることが必要である。

専門分野科目：看護過程

③ 3年次後期および4年次前期に開講される臨地実習

履修資格は、3年次前期までに開講される次の授業科目および単位を修得していることが必要である。

ア 専門基礎分野科目：卒業に必要なすべての単位

イ 専門分野科目：必修科目のすべての単位

(2) 4年次後期に開講される統合演習の履修資格

「統合演習」の履修資格は、4年次前期末に判定を行う。履修資格は、3年次後学期および4年次前期までに開講される次の授業科目および単位を修得していることが必要である。

専門分野科目：必修科目のすべての単位

2) 看護学部における成績評価基準

(1) 臨地実習

実習の詳細については、別途配付する臨地実習要項を参照すること。

① 成績評価の条件

実習の成績は、下記の条件を満たすことで評価される。

ア 当該科目の履修登録をしていること。

イ 出席時間数が当該実習時間の5分の4以上を満たしていること。

② 欠席

病気やその他やむを得ない理由により実習を欠席する場合の連絡については、各実習科目の責任者の指示に従う。

③ 遅刻・早退

実習開始時間より遅れた場合を「遅刻」とし、終了時間より早く帰った場合を「早退」とする。遅刻・早退の合計時間数の取扱いについては、各実習科目責任者の判断によるものとする。

④ 追実習

本学部の実習科目における追実習（追試験に準ずる。以下に同じ）の取扱いは、次のとおりとする。

ア 対象者

病気その他やむを得ない理由（以下「病気等」という）により、出席時間数が当該実習時間数の5分の4に達しない者

イ 実施要件

次の i に該当し、かつ ii の要件を満たす必要がある。

- i 各実習科目責任者の承認および診断書またはやむを得ない理由（証明する書類（以下「診断書等」という））がある。
- ii 実習施設の受入れが可能である。

ウ 実施の制限

追実習は、1回限り実施するものとする。

エ 受講手続き

追実習の受講希望者は、各実習科目責任者の承認を得た上で、所定の「追実習願」に診断書等を添付し、当該実習科目終了後3日以内に教務係へ提出（感染症等で大学に登校できない場合は、連絡も含む）しなければならない。

オ 評価

追実習の成績は、100点満点とする。

3) 資格取得

看護学部の課程を修了した者は、看護師国家試験受験資格を取得することができる。

4) 卒業認定

休学期間を除き4年以上在学し、学則第31条に定める所定の単位数を修得した者については、学長が卒業を認定する。

また、卒業が認定された者には「学士（看護学）」の学位が与えられる。

5. 進級要件

1) 第2年次への進級要件

専門基礎分野および専門分野の必修科目のすべての単位を修得していることが必要である。

2) 第3年次への進級要件

第2年次までに開講する次の授業科目の単位を修得していることが必要である。

- (1) 基幹分野科目：卒業に必要なすべての単位
- (2) 専門基礎分野科目：必修科目のすべての単位
- (3) 専門分野科目：必修科目のすべての単位

(別表1) 看護学部 教育課程の概要

科目区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数		時間	コマ	
			必修	選択			
基幹分野	人間と教育	フレッシュャーズセミナー	1前	1		15	8
		教育学	1後	1		15	8
	人間と心	心理学	1前	1		30	15
		発達心理学	1後		1	30	15
		ジェンダー論	1後		1	15	8
	人間と社会	法学	1前		1	15	8
		経営学	2前		1	15	8
		社会学	1後	1		15	8
		倫理学	1後	1		15	8
		人間関係論	1前	1		15	8
		コミュニケーション論	1前	1		15	8
	人間と文化	国際関係論	1後		1	15	8
		文化人類学	1後	1		15	8
		アジアの文学	1前		1	15	8
		福岡の歴史と文化	1前	1		15	8
	人間と科学	健康科学入門	1前	1		15	8
		医療と情報リテラシー	1前	1		30	15
		論理的思考法	1前	1		15	8
		統計学	1後	1		30	15
		生物学	1前		1	30	15
		物理学	1前		1	30	15
	人間と言語	英語Ⅰ(医療英語)	1前	1		30	15
		英語Ⅱ(医療文献読解)	1後	1		30	15
		韓国語Ⅰ(日常会話)	2前		※1	30	15
		韓国語Ⅱ(医療会話)	2後		※1	30	15
		中国語Ⅰ(日常会話)	2前		※1	30	15
		中国語Ⅱ(医療会話)	2後		※1	30	15
	人間とスポーツ	スポーツ理論	1後	1		15	8
		スポーツ実践	1前		1	30	15
小計(29科目)		-	16	13			

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		時間	コマ	
			必修	選択			
専門基礎分野	人体構造学	1 前	2		60	30	
	人体機能学	1 後	2		60	30	
	栄養代謝学	1 後	1		15	8	
	病理学	1 後	2		30	15	
	健康障害と治療Ⅰ（消化器・神経・内分泌・泌尿器）	2 前	1		15	8	
	健康障害と治療Ⅱ（循環器・呼吸器・血液・膠原病）	2 前	1		15	8	
	健康障害と治療Ⅲ（外科・麻酔・救命救急）	2 前	2		30	15	
	健康障害と治療Ⅳ（アレルギー・感覚器・歯・口腔）	2 後	1		15	8	
	健康障害と治療Ⅴ（小児）	2 前	1		15	8	
	健康障害と治療Ⅵ（精神）	2 前	1		15	8	
	放射線医学	2 後	1		15	8	
	微生物学	1 後	1		15	8	
	感染症看護	2 前		1	15	8	
	食事療法学	2 前		1	15	8	
	薬理学	1 後	2		30	15	
	リハビリテーション概論	1 後	1		15	8	
	健康支援と 社会保障制度	健康科学医療論	2 前	1		15	8
		看護統計学	2 前	1		15	8
		社会福祉学	3 前		2	30	15
		保健医療福祉制度論	3 前		2	30	15
		家族看護論	1 後	1		15	8
		公衆衛生学	3 前	2		30	15
		看護関係法規	2 後	1		15	8
		カウンセリング論	2 後		1	15	8
	専門職 連携教育	専門職連携教育Ⅰ（専門職連携の基礎）	1 後	1		30	15
		専門職連携教育Ⅱ（専門職連携の構築）	2 前	1		30	15
		専門職連携教育Ⅲ（専門職連携における尊重）	3 前	1		30	15
		専門職連携教育Ⅳ（専門職連携における協働）	4 前	1		30	15
小計（28科目）		-	29	7			

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		時間	コマ	
			必修	選択			
専門分野	基礎看護学	看護学概論	1 前	2		30	15
		看護倫理	2 前	1		15	8
		看護実践論	1 後	1		15	8
		看護過程	2 前	1		30	15
		生活援助技術	1 前	2		60	30
		ヘルスアセスメント	1 後	1		30	15
		診療に伴う援助技術	2 前	2		60	30
		看護研究	2 後	1		30	15
		生活援助実習	1 後	1		45	
		基礎看護過程実習	2 後	2		90	
	地域・在宅看護学	地域看護学概論	2 前	2		30	15
		地域看護学援助論	2 後	1		30	15
		地域看護学演習	3 前	1		30	15
		地域看護学実習	3 後	1		45	
		在宅看護学概論	2 前	1		15	8
		在宅看護学援助論	2 後	1		30	15
		在宅看護学演習	3 前	1		30	15
		在宅看護学実習	3 後	2		90	
	成人看護学	成人看護学概論	2 前	1		15	8
		成人看護学慢性期援助論	2 後	1		30	15
		成人看護学慢性期演習	3 前	1		30	15
		成人看護学急性期援助論	2 後	1		30	15
		成人看護学急性期演習	3 前	1		30	15
		終末期看護論	3 前	1		15	8
		成人看護学慢性期実習	3 後	3		135	
		成人看護学急性期実習	4 前	3		135	
		成人看護学終末期実習	4 前	1		45	
		がん看護学	3 前		1	15	8
	老年看護学	老年看護学概論	2 前	1		15	8
		老年看護学援助論	2 後	1		30	15
		老年看護学演習	3 前	1		30	15
		認知症看護論	3 前	1		15	8
		老年看護学実習	3 後	1		45	
認知症老年看護学実習		3 後	1		45		

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		時間	コマ	
			必修	選択			
専門分野	小児看護学	小児看護学概論	2前	2		30	15
		小児看護学援助論	2後	1		30	15
		小児看護学演習	3前	1		30	15
		小児看護学実習	3後	2		90	
	母性看護学	母性看護学概論	2前	2		30	15
		母性看護学援助論	2後	1		30	15
		母性看護学演習	3前	1		30	15
		母性看護学実習	4前	2		90	
	精神看護学	精神看護学概論	2前	2		30	15
		精神看護学援助論	2後	1		30	15
		精神看護学演習	3前	1		30	15
		精神看護学実習	3後	2		90	
	看護の統合と実践	看護臨床推論	3前	1		15	8
		リスクマネジメント論	3前	1		15	8
		看護管理学	3前	1		15	8
		看護職のキャリア出発とキャリアデザイン	1前	1		15	8
		看護職のキャリア発達とプロフェッショナリズム	3前	1		15	8
		国際看護学	4後	1		15	8
		災害看護	4後	1		15	8
		災害看護初期対応	4後		1	15	8
		高度先進医療看護学	4後		1	15	8
		統合演習	4後	1		30	15
		統合実習	4前	2		90	
		卒業研究	4通	2		60	30
		小計 (58科目)		-	73	3	-
	合計 (115科目)		-	118	23	-	
	学位又は称号：学士（看護学）		学位又は学科の分野：保健衛生学関係（看護学関係）				
	卒業要件及び履修方法			授業期間等			
基幹分野から必修16単位を含む22単位以上、専門基礎分野から必修29単位を含む32単位以上、専門分野から必修73単位を含む74単位以上を修得し、128単位以上修得すること。(履修科目の登録の上限：49単位(年間)) ※基幹分野の選択科目のうち「韓国語Ⅰ」及び「韓国語Ⅱ」または「中国語Ⅰ」及び「中国語Ⅱ」のいずれか2単位以上を選択必修とする。			1 学年の学期区分		2 学期		
			1 学期の授業期間		15週		
			1 時限の授業時間		90分		

1. 理学療法学科

リハビリテーション学部の目的は、次のとおりとする。

対象者を全人的に捉え、高い倫理観のもと、多様な場であらゆる健康課題に対して科学的根拠に基づくリハビリテーション（Evidence-Based Rehabilitation：EBR）の実践ができ、加えて、生涯にわたりリハビリテーションを探究し自己実現を目指す理学療法士及び作業療法士を育成する。

理学療法学会の目的は、次のとおりとする。

対象者を全人的に捉え、高い倫理観のもと、多様な場であらゆる健康課題に対して科学的根拠に基づく理学療法（Evidence-Based Physical Therapy：EBPT）の実践ができ、加えて、生涯にわたり理学療法を探究し自己実現を目指す理学療法士を育成する。

1) 教育目標

理学療法学科では、運動療法・物理療法等の治療介入手段を用いて体力・健康の維持・向上を図り、対象者の望む生活をバックアップするために必要な医学と障害学の知識や技術を修得し地域に貢献できる理学療法士を育成することを目標とし、具体的には以下の7つとする。

- (1) 生活障害モデルを思考の基盤とした精度の高い基本的な理学療法評価・理学療法治療を確実に修得させるため、根拠に基づく理学療法（EBPT）による正確な技術・技能を修得した理学療法士を育成する。
- (2) 高度化する医療に対してチームで取り組むため、個人の協調性を涵養することに加えて、専門職連携教育（Inter Professional Education：IPE）推進と、チーム医療・ケア実践力を育成する。
- (3) 主体的に学ぶ意欲をもたせる環境を提供し、産学官連携で、ロボット工学や再生医療等の高度先進医療のニーズに応え得る見識や技術・技能を教育研究する。
- (4) 可能な限り現実感のある技術・技能を修得するため、シミュレーション教育を導入して基本的な理学療法評価技術及び理学療法治療技術を臨床場面に近い設定で修得する。
- (5) 医療専門職に不可欠な対人援助技術を修得するため、適正な自己分析と関連職種を理解を基盤とした協働を円滑に遂行するための気づきを身につける。
- (6) 人生100年時代を見据えた健康社会の樹立の一端を担うことができる理学療法士を育成し、保健・医療・福祉分野における高度な理学療法実践能力を身につけたリーダーを育成することで地域社会に貢献する。
- (7) 看護学部看護学科、リハビリテーション学部作業療法学科と学部・学科を超えた教員・学生間の教育・共同研究等をとおして多くの専門職とのチームワークが図れる理学療法士を育成する。

2) ディプロマ・ポリシー

理学療法学科では、リハビリテーション職として、対象者を全人的に捉え、急速に進歩している医療・リハビリテーションに対応し、医療チームを構成する理学療法部門のリーダーとして活躍できるとともに、医療の向上に貢献できる人材を育成することを目的としており、所定の単位を修得した以下の6つの知識・能力を身につけた学生に学士（理学療法学）の学位を授与する。

- (1) 幅広い教養と人間愛（倫理観）を身につけ、主体的に学修する態度を有している。
- (2) 多様性のある対象者の個別の健康課題に対し、科学的根拠に基づく理学療法を実践する能力を有している。
- (3) 疾病・障害の発症及び再発の予防を目指した理学療法が実践できる。
- (4) 多様化かつ高度化する医療において、専門的な理学療法の実践をとおして広く社会に貢献する能力を有している。
- (5) 多くの専門職と連携・協働するための協調性を有し、対象者の基本的動作能力の回復を図ることでチームに貢献できる能力を有している。
- (6) 自己実現を成し遂げるために、生涯にわたって人格の涵養に努め、理学療法の本質を主体的に探究する素養を有している。

3) カリキュラム・ポリシー

理学療法学科のカリキュラム・ポリシーは以下の6つである。

- (1) 「人間愛・自己実現」という基本的倫理と幅広い教養を学修するための授業科目を基幹分野として開設する。
- (2) 科学的根拠に基づく理学療法実践の基盤として、基礎的及び専門的な知識・技術を学修する授業科目を専門基礎分野に開設する。
- (3) 多様化かつ高度化する医療に対応するために、専門職連携教育を1～4年次にわたって臨床実習と関連させて学修できる授業科目を開設する。
- (4) 課題解決能力を培うために、従来の身体障害に加え、予防と医工連携の観点から健康にアプローチした授業科目を専門分野に開設する。
- (5) 理学療法の理論と実践の統合として、医療チームの一員となり実際の診療に参加できる臨床実習を1～4年次にわたって多様な対象者に行い、治療計画立案能力・実践能力を身につけるための授業科目を学修進度に合わせて段階的に開設する。
- (6) 探究心を養うために、クリティカルシンキング（考える力）により、知識や技術の深化・統合、疑問に対して科学的に検証するための授業科目を基幹分野・専門基礎分野・専門分野の各分野に開設する。

4) 卒業に必要な単位数

本学科の卒業要件は、理学療法士国家試験受験資格が得られることを要件とする。

科目区分	修得すべき単位数	
	必修	選択
基幹分野	16	6
小計	22	
専門基礎分野	35	3
専門分野	68	
小計	106	
卒業に必要な単位合計	128	

卒業に必要な単位数は128単位以上で、基幹分野から必修16単位を含む22単位以上、専門基礎分野必修35単位、専門分野必修68単位に加え、専門基礎分野及び専門分野の合計で106単位以上を修得する必要がある。

なお、基幹分野の選択科目のうち「韓国語Ⅰ」及び「韓国語Ⅱ」または「中国語Ⅰ」及び「中国語Ⅱ」のいずれか2単位以上を選択必修とする。

5) 進級要件

本学科の進級要件は、次のとおりである。

(1) 2年次から3年次への進級要件

1～2年次に開講される必修の専門基礎分野および専門分野の単位未取得科目数が合計2科目以下であること。

(2) 3年次から4年次への進級要件

- ① 基幹分野科目の卒業要件（必修16単位を含む22単位）を満たしていること。
- ② 3年次までの必修科目（専門基礎34単位、専門53単位）、および、卒業要件を満たすための選択科目3単位以上を取得していること。

6) 履修要件

(1) 2年次および3年次の履修要件

- ① 再履修が必要な下位学年科目が上位学年科目と重なった場合、下位学年科目を優先して履修すること。
- ② 再履修する当該科目の履修に必要な出席日数をこれまでの履修で満たしている場合、3年次に限り、下位学年科目責任者の許可により、重なっている下位学年科目を別途履修することができる。

(2) 臨床実習の履修要件

- ① 検査測定臨床実習Ⅰ・Ⅱ
基礎臨床実習ⅠおよびⅡを履修し単位を取得していること。
- ② 評価臨床実習
・検査測定臨床実習ⅠおよびⅡを履修し単位を取得していること。

・3年前期までの専門基礎科目および専門科目を履修し単位を取得していること。

③ 地域臨床実習

地域理学療法学に関する以下の科目を履修し、単位を取得していること。

- ・生活環境論
- ・生活技術学
- ・地域理学療法学
- ・予防理学療法学

7) 理学療法学科における成績評価基準

(1) 臨床実習について

実習の詳細については、別途配付する臨床実習要項を参照すること。

① 成績評価の条件

実習の成績が評価されるためには、下記の条件を満たしておく必要がある。

ア 当該科目の履修登録をしていること

イ 出席時間数が当該実習時間の5分の4以上を満たしていること

② 欠席

病気やその他やむを得ない理由により実習を欠席する場合、科目責任者の指示に従うこと。

欠席した場合は、「臨床実習欠席届」を教務係に提出すること。

③ 遅刻・早退

実習開始時間より遅れた場合を「遅刻」とし、終了時間より早く帰った場合を「早退」とする。

遅刻・早退の取扱いについては、科目責任者の判断によるものとする。

④ 追実習

本学の実習科目における追実習（追試験に準ずる。以下に同じ）の取扱いは、次のとおりとする。ただし、実習施設の実習受入れが可能である場合に実施できるものとする。

ア 対象者

病気その他止むを得ない事由（以下「病気等」という。）により、出席時間数が当該実習時間数の5分の4に達しない者

イ 実施要件

次の i に該当し、かつ ii の要件を満たすこととする。

i 追実習の場合は、科目責任者の承認および診断書または止むを得ない事由（証明する書類（以下「診断書等」という。））がある。

ii 実習施設の受入れが可能であることとする。

ウ 実施の制限

追実習は、1回限り実施するものとする。

エ 受講手続き

追実習の受講希望者は、科目責任者の承認を得た上で、所定の「追実習願」に診断書等を添付し、当該実習科目終了後3日以内に教務係へ提出（感染症等で大学に登校できない場合は、

連絡も含む。) しなければならない。

オ 評価

追実習の成績は、100点満点とする。

8) 卒業認定

休学期間を除き4年以上在学し、学則第31条に定める所定の単位数を修得した者については、学長が卒業を認定する。

また、卒業が認定された者には「学士（理学療法学）」の学位が与えられる。

9) 理学療法士国家試験受験資格取得

本学本学科の課程を修了した者は、理学療法士国家試験受験資格を取得することができる。

(別表2) リハビリテーション学部理学療法学科 教育課程の概要

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		時間	コマ	
			必修	選択			
基幹分野	人間と教育	フレッシュャーズセミナー	1前	1		15	8
		教育学	1後	1		15	8
	人間と心	心理学	1前	1		30	15
		発達心理学	1後		1	30	15
		ジェンダー論	1後		1	15	8
	人間と社会	法学	1前		1	15	8
		経営学	2前		1	15	8
		社会学	1後	1		15	8
		倫理学	1後	1		15	8
		人間関係論	1前	1		15	8
		コミュニケーション論	1前	1		15	8
	人間と文化	国際関係論	1後		1	15	8
		文化人類学	1後	1		15	8
		アジアの文学	1前		1	15	8
		福岡の歴史と文化	1前	1		15	8
	人間と科学	健康科学入門	1前	1		15	8
		医療と情報リテラシー	1前	1		30	15
		論理的思考法	1前	1		15	8
		統計学	1後	1		30	15
		生物学	1前		1	30	15
		物理学	1前		1	30	15
	人間と言語	英語Ⅰ(医療英語)	1前	1		30	15
		英語Ⅱ(医療文献読解)	1後	1		30	15
		韓国語Ⅰ(日常会話)	2前		※1	30	15
		韓国語Ⅱ(医療会話)	2後		※1	30	15
		中国語Ⅰ(日常会話)	2前		※1	30	15
		中国語Ⅱ(医療会話)	2後		※1	30	15
	人間とスポーツ	スポーツ理論	1後	1		15	8
		スポーツ実践	1前		1	30	15
小計(29科目)		-	16	13			
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	解剖学Ⅰ(筋骨格系、神経系)	1前	1		30	15
		解剖学Ⅱ(呼吸器系、循環器系)	1後	1		30	15
		解剖学実習	1前	1		45	23
		生理学Ⅰ(動物性機能)	1前	1		30	15
		生理学Ⅱ(植物性機能)	1後	1		30	15

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		時間	コマ	
			必修	選択			
専門基礎分野	生理学実習	1 後	1		45	23	
	病理学	1 後	1		30	15	
	運動学Ⅰ（頭頸部、上肢）	1 前	1		30	15	
	運動学Ⅱ（体幹、下肢）	1 後	1		30	15	
	運動生理学	2 前	1		15	8	
	運動学実習	2 前	1		45	23	
	人間発達学	1 前	1		30	15	
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	内科学Ⅰ（総論）	2 前	1		30	15
		内科学Ⅱ（各論）	2 後	1		30	15
		神経内科学Ⅰ（総論）	2 前	1		30	15
		神経内科学Ⅱ（各論）	2 後	1		30	15
		整形外科Ⅰ（総論）	2 前	1		30	15
		整形外科Ⅱ（各論）	2 後	1		30	15
		精神医学Ⅰ（総論）	2 前	1		30	15
		精神医学Ⅱ（各論）	2 後		1	30	15
		小児科学	2 前	1		30	15
		老年学	2 後	1		30	15
		救急救命医学	2 後	1		15	8
		公衆衛生学	2 前		1	30	15
		臨床心理学概論	2 前	1		30	15
		リハビリテーション医学	1 後	1		30	15
		医療危機管理論	3 前		1	30	15
		医学概論	1 前	1		30	15
		栄養学	1 後	1		15	8
		薬理学	1 後	1		15	8
		医用画像診断学	3 前	1		15	8
		保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション概論	1 前	1		30
	ケアマネジメント論		3 前		1	15	8
	カウンセリング論		1 後		1	15	8
	保健医療福祉制度論		1 前	2		30	15
	専門職連携教育	専門職連携教育Ⅰ（専門職連携の基礎）	1 後	1		30	15
		専門職連携教育Ⅱ（専門職連携の構築）	2 前	1		30	15
		専門職連携教育Ⅲ（専門職連携における尊重）	3 前	1		30	15
		専門職連携教育Ⅳ（専門職連携における協働）	4 前	1		30	15
	小計（39科目）		-	35	5		

科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数		時間	コマ	
			必 修	選 択			
専門 分野	基礎理学療法学	理学療法学概論	1 前	1		15	8
		体表解剖学演習	1 後	1		30	15
		バイオメカニクス	1 後	1		15	8
		病態運動学	3 後	1		30	15
		基礎理学療法演習Ⅰ（キャリアデザイン）	1 後	1		30	15
		基礎理学療法演習Ⅱ（検査・測定）	2 後	1		30	15
		基礎理学療法演習Ⅲ（問題解決）	3 前	1		30	15
		基礎理学療法演習Ⅳ（スキルシミュレーション）	3 後	1		30	15
	理学療法管理学	理学療法管理学	3 後	2		30	15
	理学療法評価学	理学療法評価法	1 後	1		30	15
		理学療法評価演習Ⅰ（運動器系）	2 前	2		60	30
		理学療法評価演習Ⅱ（神経系）	2 前	1		30	15
		理学療法評価演習Ⅲ（疾患別評価）	2 後	1		30	15
		医用画像評価学	3 後	1		15	8
		動作分析学	2 後		1	15	8
		理学療法臨床推論	3 後		1	15	8
	理学療法治療学	物理療法Ⅰ（温熱・寒冷・水治・牽引）	2 前	1		30	15
		物理療法Ⅱ（電気・光線・振動）	2 後	1		30	15
		運動療法学	2 前	2		30	15
		理学療法技術学Ⅰ（総論）	3 前	1		30	15
		理学療法技術学Ⅱ（各論）	3 後		1	15	8
		運動器系理学療法学Ⅰ（変形・軟部組織性疾患）	3 前	2		60	30
		運動器系理学療法学Ⅱ（骨折・脊髄・絞扼性疾患）	3 後	2		60	30
		神経系理学療法学Ⅰ（脳卒中）	3 前	2		60	30
		神経系理学療法学Ⅱ（神経難病）	3 後	2		30	15
		高次脳機能障害学	3 後		1	15	8
		呼吸器系理学療法学	3 前	2		30	15
		代謝系理学療法学	3 後	1		15	8
		循環器系理学療法学	3 後	1		30	15
		疼痛理学療法学	2 後		1	15	8
		小児理学療法学	2 後	2		30	15
		装具学	2 前	1		30	15
		義肢学	2 後	1		30	15
地域理学療法学	生活環境論	2 前	1		15	8	
	福祉住環境論	2 前		1	15	8	
	生活技術学	2 後	2		30	15	

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		時間	コマ	
			必修	選択			
専門分野	地域理学療法学	地域理学療法学	2 後	1		15	8
		予防理学療法学	3 前	1		15	8
	理学療法統合学習	高度先進医療論	3 後		1	15	8
		理学療法特論Ⅰ（基礎）	3 後	1		15	8
		理学療法特論Ⅱ（応用）	4 後	1		15	8
	臨床実習	基礎臨床実習Ⅰ	1 前	1		45	
		基礎臨床実習Ⅱ	1 後	1		45	
		検査測定臨床実習Ⅰ	2 後	1		45	
		検査測定臨床実習Ⅱ	3 前	1		45	
		地域臨床実習	3 通	1		45	
		評価臨床実習	3 後	3		135	
		総合臨床実習Ⅰ	4 前	6		270	
	総合臨床実習Ⅱ	4 前	6		270		
	卒業研究	卒業研究Ⅰ（研究計画の立案）	3 通	2		60	30
		卒業研究Ⅱ（研究の実践）	4 通	2		60	30
	小計（51 科目）		-	68	7	-	-
	合計（119 科目）		-	119	25	-	-
	学位又は称号：学士（理学療法学）		学位又は学科の分野：保健衛生学関係（リハビリテーション関係）				
卒業要件及び履修方法			授業期間等				
基幹分野から必修16単位を含む22単位以上、専門基礎分野必修35単位、専門分野必修68単位に加え、専門基礎分野及び専門分野の合計で106単位以上を修得し、128単位以上修得すること。（履修科目の登録の上限：49単位（年間）） ※基幹分野の選択科目のうち「韓国語Ⅰ」及び「韓国語Ⅱ」または「中国語Ⅰ」及び「中国語Ⅱ」のいずれか 2 単位以上を選択必修とする。			1 学年の学期区分		2 学期		
			1 学期の授業期間		15週		
			1 時限の授業時間		90分		

2. 作業療法学科

作業療法学科の目的は、次のとおりとする。

対象者を全人的に捉え、高い倫理観のもと、多様な場であらゆる健康課題に対して科学的根拠に基づく作業療法（Evidence-Based Occupational Therapy：EBOT）の実践ができ、加えて、生涯にわたり作業療法を探究し自己実現を目指す作業療法士を育成する。

1) 教育目標

作業療法学科では、あらゆる作業をとおして、心身機能の回復を図り、対象者の望む生活を支援するために必要な医学と作業の知識や技術を修得し地域に貢献できる作業療法士を育成することを目標とし、具体的には以下の7つである。

- (1) 豊かな人間性と倫理観を併せもち、対象者の生活行為に関心をもち、必要性の高い生活行為を判断し、作業療法学の知識・技術をもって、作業療法実践のための臨床思考過程をもつ作業療法士を育成する。
- (2) エビデンスに基づいた作業療法実践を行えるために、臨床研究、フィールドワークを教員・学生共同で実施する。
- (3) 地域の保健・医療・福祉に寄与するため地域包括ケアシステムの推進、並びに人生100年時代を見据えた健康社会の樹立の一翼を担うことができる地域に根差した作業療法士を育成する。
- (4) 専門職連携教育（Inter Professional Education：IPE）推進と、チーム医療・ケア実践力を育成する。
- (5) 先進医療における治療後の作業療法実践力、及び高度先進医療（ロボット工学、機械工学等とのコラボレーション）における医工連携を図れる作業療法士を育成する。
- (6) 作業療法士の新たな職域（就労支援、経営、管理、起業、被災地支援等）に関する科目を設定し教育する。
- (7) 看護学部看護学科、リハビリテーション学部理学療法学科と学部・学科を超えた教員・学生間の教育・共同研究等をとおして多くの専門職とのチームワークが図れる作業療法士を育成する。

2) ディプロマ・ポリシー

作業療法学科では、リハビリテーション職として、対象者を全人的に捉え、急速に進歩している医療・リハビリテーションに対応し医療チームを構成する作業療法部門のリーダーとして活躍できるとともに、医療の向上に貢献できる人材を育成することを目的としており、所定の単位を修得した以下の6つの知識・能力を身につけた学生に学士（作業療法学）の学位を授与する。

- (1) 幅広い教養と人間愛と倫理観を身につけ、主体的に学修する態度を有している。
- (2) 多様性のある対象者の個別の健康課題に対し、科学的根拠に基づく作業療法を実践する能力を有している。
- (3) 価値のある作業をとおして、人々を健康にできる作業療法が実践できる。
- (4) 多様化かつ高度化する医療において、専門的な実践をとおして広く社会に貢献する能力を有している。

- (5) 多くの専門職と連携・協働してチーム医療に貢献できる協調性を有し、対象者の応用的動作能力または社会適応能力の回復を図ることができる能力を有している。
- (6) 自己実現を成し遂げるために、生涯にわたって人格の涵養に努め、作業療法の本質を主体的に探究する素養を有している。

3) カリキュラム・ポリシー

作業療法学科のカリキュラム・ポリシーは以下の6つである。

- (1) 「人間愛・自己実現」という基本的倫理と幅広い教養を学修するための授業科目を基幹分野として開設する。
- (2) 科学的根拠に基づく作業療法実践の基盤として、基礎的及び専門的な知識・技術を学修する授業科目を専門基礎分野に開設する。
- (3) 多様化かつ高度化する医療に対応するために、専門職連携教育を1～4年次にわたって臨床実習と関連させて学修できる授業科目を開設する。
- (4) 専門的な視点から捉えた作業の知識と応用技術を身につけ、対象者の応用的動作能力または社会適応能力の回復を図ることを目標とした課題解決能力を培うため、また作業療法の新たな職域となる就労支援、被災地支援、途上国支援に資するための授業科目を専門分野に開設する。
- (5) 作業療法の理論と実践の統合として、医療チームの一員となり実際の診療に参加できる臨床実習を1～4年次にわたって多様な対象者に行い、治療計画立案能力・実践能力を身につけるための授業科目を学修進度に合わせて段階的に開設する。
- (6) 探究心やクリティカルシンキング（考える力）を養うために、知識や技術の深化・統合、疑問に対して科学的に検証するための授業科目を基幹分野・専門基礎分野・専門分野の各分野に開設する。

4) 卒業に必要な単位数

リハビリテーション学部作業療法学科の卒業は、作業療法士国家試験受験資格が得られることを条件とする。

科目区分	修得すべき単位数	
	必修	選択
基幹分野	16	6
小計	22	
専門基礎分野	35	6
専門分野	65	
小計	106	
卒業に必要な単位合計	128	

卒業に必要な単位数は128単位以上で、基幹分野から必修16単位を含む22単位以上、専門基礎分野必修35単位、専門分野必修65単位に加え、専門基礎分野及び専門分野の合計で106単位以上を修得する必要がある。

なお、基幹分野の選択科目のうち「韓国語Ⅰ」及び「韓国語Ⅱ」または「中国語Ⅰ」及び「中国語Ⅱ」のいずれか2単位以上を選択必修とする。

5) 進級要件

作業療法学科では進級要件は定めない。ただし、実習の履修要件は定める。

6) 履修要件

臨床実習の詳細については、別途配布する臨床実習要項を参照すること。

(1) 臨床実習

臨床実習の一部科目「評価臨床実習」「総合臨床実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」には下記の履修条件を定めている。履修には必修科目の単位修得を条件としている。条件を満たさない場合、これらの臨床実習を履修することはできない。

対象科目	開講時期	履修条件
評価臨床実習	3年通年	<p>専門分野の「作業療法評価学」に該当する以下の必修科目である5科目を全て修得済みであること。</p> <p>(2年前期) 3科目 「作業療法評価学」「身体機能評価学演習Ⅰ(筋・骨格系)」「精神機能評価学演習」</p> <p>(2年後期) 2科目 「身体機能評価学演習Ⅱ(中枢神経系)」「発達期評価学演習」</p> <p>また、2年までの専門基礎分野および専門分野の以下の必修科目である46科目修得済みであること。</p> <p>(1年通年) 1科目 「基礎臨床実習」</p> <p>(2年通年) 1科目 「地域臨床実習」</p> <p>(1年前期) 9科目 「解剖学Ⅰ(筋骨格系、神経系)」「解剖学実習」「生理学Ⅰ(動物性機能)」「人間発達学」「医学概論」「リハビリテーション概論」「保健医療福祉制度論」「作業療法学概論」「作業学実習Ⅰ(手工芸等、作業分析)」</p> <p>(1年後期) 11科目 「解剖学Ⅱ(呼吸器系、循環器系)」「生理学Ⅱ(植物性機能)」「生理学実習」「運動学Ⅰ(総論、上肢)」「リハビリテーション医学」「病理学」「栄養学」「薬理学」「専門職連携教育Ⅰ(専門職連携の基礎)」「作業科学」「作業学実習Ⅱ(レクリエーション、作業分析)」</p> <p>(2年前期) 10科目 「運動学Ⅱ(下肢、歩行)」「運動学実習」「内科学Ⅰ(総論)」「神経内科学Ⅰ(総論)」「整形外科Ⅰ(総論)」「精神医学Ⅰ(総論)」「小児科学」「専門職連携教育Ⅱ(専門職連携の構築)」「作業療法理論」「日常生活支援学」</p> <p>(2年後期) 14科目 「運動生理学」「内科学Ⅱ(各論)」「神経内科学Ⅱ(各論)」「整形外科Ⅱ(各論)」「精神医学Ⅱ(各論)」「老年学」「救急救命医学」「作業療法研究法」「作業療法臨床推論」「日常生活支援学演習」「高次脳機能作業療法学」「生活行為向上マネジメント」「生活環境論」「職業リハビリテーション」</p>
総合臨床実習Ⅰ 及び3年次後期開講 の必須科目	3年後期	3年前期までの専門基礎分野および専門分野の必修科目の全て修得済みで、かつ3年における「評価臨床実習」を修得見込みであること。
総合臨床実習Ⅱ・Ⅲ	4年前期	3年までの専門基礎分野・専門分野の必修科目(「評価臨床実習」「総合臨床実習Ⅰ」を含む)を全て修得済みであること。

(2) 科目

対象科目	開講時期	履修条件
作業療法総合演習	4年後期	4年次前期までの専門基礎分野・専門分野の必須科目（総合臨床実習Ⅱ・Ⅲを含む）を全て修得済みであること。

7) 作業療法学科における成績評価基準

(1) 臨床実習について

実習の詳細については、別途配付する臨床実習手引きを参照すること。

① 成績評価の条件

実習の成績が評価されるためには、下記の条件を満たしておく必要がある。

ア 当該科目の履修登録をしていること。

イ 出席時間数が当該実習時間の5分の4以上を満たしていること。

② 欠席

病気やその他やむを得ない理由により実習を欠席する場合の連絡については、科目責任者の指示に従うこと。欠席した場合は「臨床実習欠席届」を教務係に提出すること。

③ 遅刻・早退

実習開始時間より遅れた場合を「遅刻」とし、終了時間より早く帰った場合を「早退」とする。遅刻・早退の合計時間数の取扱いについては、科目責任者の判断によるものとする。

④ 追実習

本学の実習科目における追実習（追試験に準ずる。以下に同じ）の取扱いは、次のとおりとする。ただし、実習施設の実習受入れが可能である場合に実施できるものとする。

ア 対象者

病気その他止むを得ない事由（以下「病気等」という。）により、出席時間数が当該実習時間数の5分の4に達しない者

イ 実施条件

次の i に該当し、かつ ii の条件を満たすこととする。

i 追実習の場合は、科目責任者の承認および診断書または止むを得ない事由（証明する書類（以下「診断書等」という。））がある。

ii 実習施設の受入れが可能であることとする。

ウ 実施の制限

追実習は、1回限り実施するものとする。

エ 受講手続き

追実習の受講希望者は、科目責任者の承認を得た上で、所定の「追実習願」に診断書等を添付し、当該実習科目終了後3日以内に教務係へ提出（感染症等で大学に登校できない場合は、連絡も含む。）すること。

オ 評価

追実習の成績は、100点満点とする。

⑤ 再実習は認めない

8) 卒業認定

休学期間を除き4年以上在学し、学則第31条に定める所定の単位数を修得した者については、学長が卒業を認定する。

また、卒業が認定された者には「学士（作業療法学）」の学位が与えられる。

9) 作業療法士国家試験受験資格取得

作業療法学科の課程を修了した者は、作業療法士国家試験受験資格を取得することができる。

(別表3) リハビリテーション学部作業療法学科 教育課程の概要

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		時間	コマ	
			必修	選択			
基幹分野	人間と教育	フレッシュャーズセミナー	1 前	1		15	8
		教育学	1 後	1		15	8
	人間と心	心理学	1 前	1		30	15
		発達心理学	1 後		1	30	15
		ジェンダー論	1 後		1	15	8
	人間と社会	法学	1 前		1	15	8
		経営学	2 前		1	15	8
		社会学	1 後	1		15	8
		倫理学	1 後	1		15	8
		人間関係論	1 前	1		15	8
		コミュニケーション論	1 前	1		15	8
	人間と文化	国際関係論	1 後		1	15	8
		文化人類学	1 後	1		15	8
		アジアの文学	1 前		1	15	8
		福岡の歴史と文化	1 前	1		15	8
	人間と科学	健康科学入門	1 前	1		15	8
		医療と情報リテラシー	1 前	1		30	15
		論理的思考法	1 前	1		15	8
		統計学	1 後	1		30	15
		生物学	1 前		1	30	15
		物理学	1 前		1	30	15
	人間と言語	英語Ⅰ (医療英語)	1 前	1		30	15
		英語Ⅱ (医療文献読解)	1 後	1		30	15
		韓国語Ⅰ (日常会話)	2 前		※1	30	15
		韓国語Ⅱ (医療会話)	2 後		※1	30	15
		中国語Ⅰ (日常会話)	2 前		※1	30	15
		中国語Ⅱ (医療会話)	2 後		※1	30	15
	人間とスポーツ	スポーツ理論	1 後	1		15	8
		スポーツ実践	1 前		1	30	15
小計 (29 科目)		-	16	13	-		
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	解剖学Ⅰ (筋骨格系、神経系)	1 前	1		30	15
		解剖学Ⅱ (呼吸器系、循環器系)	1 後	1		30	15
		解剖学実習	1 前	1		45	23
		生理学Ⅰ (動物性機能)	1 前	1		30	15
		生理学Ⅱ (植物性機能)	1 後	1		30	15

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		時間	コマ
			必修	選択		
専門基礎分野	生理学実習	1 後	1		45	23
	病理学	1 後	1		30	15
	運動学Ⅰ（総論、上肢）	1 後	1		30	15
	運動学Ⅱ（下肢、歩行）	2 前	1		30	15
	運動生理学	2 後	1		15	8
	運動学実習	2 前	1		45	23
	人間発達学	1 前	1		30	15
疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	内科学Ⅰ（総論）	2 前	1		30	15
	内科学Ⅱ（各論）	2 後	1		30	15
	神経内科学Ⅰ（総論）	2 前	1		30	15
	神経内科学Ⅱ（各論）	2 後	1		30	15
	整形外科学Ⅰ（総論）	2 前	1		30	15
	整形外科学Ⅱ（各論）	2 後	1		30	15
	精神医学Ⅰ（総論）	2 前	1		30	15
	精神医学Ⅱ（各論）	2 後	1		30	15
	小児科学	2 前	1		30	15
	老年学	2 後	1		30	15
	救急救命医学	2 後	1		15	8
	公衆衛生学	2 前		1	30	15
	臨床心理学概論	2 前		1	30	15
	リハビリテーション医学	1 後	1		30	15
	医療危機管理論	3 前		1	30	15
	医学概論	1 前	1		30	15
	栄養学	1 後	1		15	8
	薬理学	1 後	1		15	8
医用画像診断学	3 前	1		15	8	
保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション概論	1 前	1		30	15
	ケアマネジメント論	3 前		1	15	8
	カウンセリング論	1 後		1	15	8
	保健医療福祉制度論	1 前	2		30	15
専門職連携教育	専門職連携教育Ⅰ（専門職連携の基礎）	1 後	1		30	15
	専門職連携教育Ⅱ（専門職連携の構築）	2 前	1		30	15
	専門職連携教育Ⅲ（専門職連携における尊重）	3 前	1		30	15
	専門職連携教育Ⅳ（専門職連携における協働）	4 前	1		30	15
小計（39科目）		-	35	5	-	-

科目区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数		時間	コマ	
			必修	選択			
専門分野	基礎作業療法学	作業療法学概論	1 前	2		30	15
		作業科学	1 後	2		30	15
		作業療法理論	2 前	1		15	8
		作業療法研究法	2 後	1		30	15
	作業療法管理学	作業療法管理学	3 後	2		30	15
	作業療法評価学	作業療法評価学	2 前	2		30	15
		身体機能評価学演習Ⅰ（筋・骨格系）	2 前	2		60	30
		身体機能評価学演習Ⅱ（中枢神経系）	2 後	1		30	15
		精神機能評価学演習	2 前	1		30	15
		発達期評価学演習	2 後	1		30	15
	作業療法治療学	作業療法臨床推論	2 後	2		30	15
		生活行為向上マネジメント	2 後	1		15	8
		作業学実習Ⅰ（手工芸等・作業分析）	1 前	1		45	23
		作業学実習Ⅱ（レクリエーション・作業分析）	1 後	1		45	23
		日常生活支援学	2 前	1		15	8
		日常生活支援学演習	2 後	1		30	15
		機能代償学	3 前	1		30	15
		身体機能作業療法学	3 前	1		30	15
		身体機能作業療法学演習	3 後	1		30	15
		精神機能作業療法学	3 前	1		30	15
		精神機能作業療法学演習	3 後	1		30	15
		発達期作業療法学	3 前	1		15	8
		発達期作業療法学演習	3 後	1		30	15
		高齢期作業療法学	3 前	1		15	8
		高齢期作業療法学演習	3 後	1		30	15
		高次脳機能作業療法学	2 後	1		15	8
		摂食・嚥下作業療法	3 後		1	15	8
		感覚統合療法	3 後		1	15	8
		認知症作業療法	3 前		1	15	8
		リハビリテーション工学	2 前		1	15	8
		作業療法特論	3 後		1	15	8
		作業療法総合演習	4 後	2		60	30
		地域作業療法学	地域作業療法学	3 前	1		15
	地域作業療法学演習		3 後	1		30	15
	生活環境論		2 後	1		30	15
	ヘルスプロモーション作業療法学		3 前	1		15	8

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		時間	コマ	
			必修	選択			
専門分野	地域作業療法学	職業リハビリテーション	2 後	1		15	8
	臨床実習	基礎臨床実習	1 通	1		45	
		地域臨床実習	2 通	1		45	
		評価臨床実習	3 通	3		135	
		総合臨床実習 I	3 後	6		270	
		総合臨床実習 II	4 前	6		270	
		総合臨床実習 III	4 前	6		270	
	卒業研究	卒業研究	3 通	1		30	15
		卒業研究演習	4 通	2		60	30
	小計（45 科目）		—	65	5	—	—
合計（113 科目）		—	116	23	—	—	
学位又は称号：学士（作業療法学）		学位又は学科の分野：保健衛生学関係（リハビリテーション関係）					
卒業要件及び履修方法			授業期間等				
基幹分野から必修16単位を含む22単位以上、専門基礎分野必修35単位、専門分野必修65単位に加え、専門基礎分野及び専門分野の合計で106単位以上を修得し、128単位以上修得すること。（履修科目の登録の上限：49単位（年間）） ※基幹分野の選択科目のうち「韓国語Ⅰ」及び「韓国語Ⅱ」または「中国語Ⅰ」及び「中国語Ⅱ」のいずれか2単位以上を選択必修とする。			1 学年の学期区分		2 学期		
			1 学期の授業期間		15 週		
			1 時限の授業時間		90 分		

皆さんがキャンパスライフを送るうえで必要な情報等をまとめた内容が記載されています。大学生活では「自主性・主体性」が大変重要となります。これは後に社会に出た際にも必要となる要素となります。自ら行動を起こし、様々な情報を得ようとしなければ何も知ることができません。これから大学生活を送るなかで分からないことがあれば、まずはこの「学生生活の手引き」を読み、自分で調べてください。それでも解決できない場合や不明な点があれば、学生係・教務係・担任・アドバイザー等へ問い合わせてください。

1. オリエンテーションおよびガイダンスの出席

学生生活のうえで必要な資料の配布や説明を行う大切な行事です。履修・成績・奨学金関係・就職・実習および生活指導全般の様々な内容についての説明があり、重要な手続きを行うことがありますので必ず出席してください。

また、出席の際には、担任・アドバイザーおよび担当者の説明をよく聞き、必要な事項はメモをとり、指示に従ってください。開催の日程については、メールや掲示でお知らせしますので見落とすことのないように十分に注意してください。体調不良や諸事情により、やむを得ず欠席する場合は、必ず大学へ連絡してください。

- 大学の住所 〒811-0213 福岡県福岡市東区和白丘2丁目1-12
- 学生係直通：[092-607-6716](tel:092-607-6716)
- 教務係直通：[092-607-6714](tel:092-607-6714)

2. 受付窓口について

学生係・教務係および各部署職員が入学してから卒業するまでの間、学生生活全般にわたり、相互に連携しながら皆さんをサポートします。受付窓口は、1号館1階の事務室です。受付時間は平日8:40～17:00です。

入室の際は、学科及び学年・氏名を名乗り、用件を職員へ伝えてください。また、事務室では筆記用具の貸し出しは行っていませんので各自で準備してください。

次の一覧表「こんなときは?こうする!」を参考に、担当窓口まで問い合わせてください。一覧表に記載されていない内容や、不明な点があれば職員に問い合わせください。

	こんなときは？	窓口	こうする！（必要書類・参照頁）
証明書	各種証明書が欲しい（和文・英文） 在学、在籍、成績、卒業見込、卒業、在籍推薦書（許可者対象）、調査書など	教務係	証明書交付願 + 発行手数料 P.76～77
履修	1. 欠席をした、欠席をする（公認欠席） 2. 試験を受けたい（追試・再試） 3. 履修手続き 4. 成績・学業についての相談	教務係 担任等	1. 欠席届 + 各種証明書類 P.9～11 2. 追試験願・再試験願 + 手数料 P.14～15 3. 窓口まで要相談 4. 事務・教員に相談
学籍	休学・復学・退学・留学等をしたい	学生係	休学願・復学願・退学願・転学願 P.78～79
学生証	1. 学生証を再発行したい（紛失・破損） 2. 試験時に学生証を忘れた	1. 学生係 2. 教務係	1. 学生証再交付願 + 発行手数料 P.77 2. 仮学生証交付願 + 発行手数料 P.13
通学	1. 通学定期券を購入したい 2. 学割証が欲しい 3. 自転車・バイクで通学する 4. 実習用定期を購入したい	1. 各交通機関窓口 2. 3. 学生係 4. 教務係	1. 通学定期証明書（学長印押印済） P.78 2. 学校学生生徒旅客運賃割引 P.78 3. 通学用車両登録申請願 + ステッカー P.61 4. 実習用定期購入申請書 P.62
身上変更	1. 住所・電話番号を変更した（保証人含む） 2. 改姓・改名した 3. 保証人が変更となった	学生係	1. 身上変更届を提出 P.78～79 2. 身上変更届 + 戸籍謄本等の書類を提示 P.78～79 3. 保証人変更届 P.78～79
経済的支援	1. 学費の支払いについて相談 2. 奨学金を申し込みたい	学生係	1～2. 要相談 P.56～57
遺失物・被害等	1. 学内で金品・物品を紛失した・拾得した 2. 学内で盗難にあった 3. 災害・交通事故等にあった 4. 借用中の物品を破損した（ロッカーの鍵や網棚等を破損した）	学生係	1. 遺失物・拾得物届 P.65 2. 事故報告届 P.65 3. 事故報告届 P.68～70 4. 物品破損報告届 P.81
課外活動	1. 体育館等の施設を利用したい 2. サークル等の設立をしたい 3. 学内及び学外で活動したい 4. 海外旅行をする	学生係	1. 施設利用申請 P.81～82 2. 学生団体設立願 + 加入者名簿一覧表 + 計画書 P.72 3. 学内・学外活動届 P.72 4. 海外渡航届 P.66
健康	1. 健康相談や予防接種等の相談をしたい	保健室	1. 保健師が窓口になり対応 P.57～58
	2. カウンセリング等相談をしたい	学生相談室	2. 予約方法等詳細は掲示等で確認 P.58

※ここに記載されていない内容があれば、学生係へ問い合わせてください

3. 掲示板・学生ポータルサイト

掲示板・学生ポータルサイトでは、皆さんが学生生活を送るうえで、必要な情報をお知らせします。履修登録、試験に関する連絡、授業に関するお知らせ（教室変更、休講、補講など）や、奨学金についてのお知らせ等も、掲示板あるいは学生ポータルサイトに掲示・提示します。

大学の掲示板は1号館1階食堂前に設置していますので、各自必ず毎日確認するように留意してください。

※掲示板・学生ポータルサイトの見落としにより不利益が生じたとしても、自己責任となります。

また、大学が付与したメールアドレス宛に情報を送信することがありますので、各自必ず大学が付与したメールアドレス宛のメールを常時受け取れるように設定しておいてください。

4. 学生証

学生証は、皆さんが令和健康科学大学の学生であることを証明するものです。また、試験を受けるときや各種証明書の発行を受けるときに呈示するだけでなく、大学館内への入館の際や授業の出席の登録にも必要となりますので、必ず常時携帯してください。

また、他人に貸与または譲渡することは禁止です。

※学生証は、入館証を兼ねています。紛失することのないように心がけてください。

学生証は、主に次のときに必要となります。

1. 1号館、2号館に入館するとき
2. 授業に出席するとき
3. 定期試験を受けるとき
4. 各種証明書の発行手続きをするとき
5. 通学証明書の交付を受けるとき
6. 図書館で図書を借りるとき
7. 大学の施設を利用するとき

学生証を紛失・破損したとき

学生証を紛失・破損したときは、先ずは速やかに学生係に連絡をしてください。

詳しくは、P. 74「学生証の再発行」を参照してください。

学生証を忘れたとき

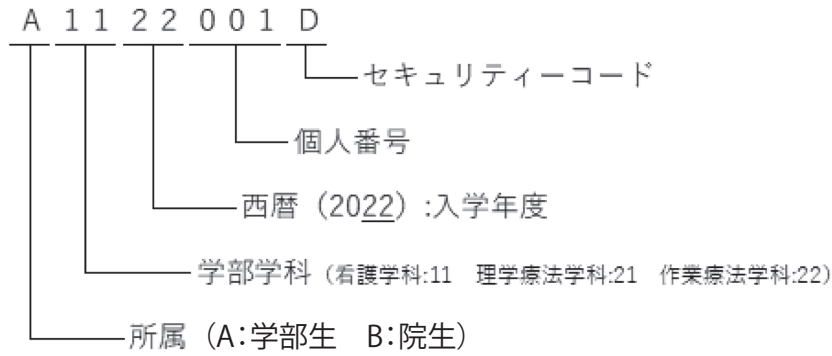
授業の出席確認に使用する出席カードおよび入館カードの貸出を行います。

講義開始前に教務係窓口にて手続きを行ってください。

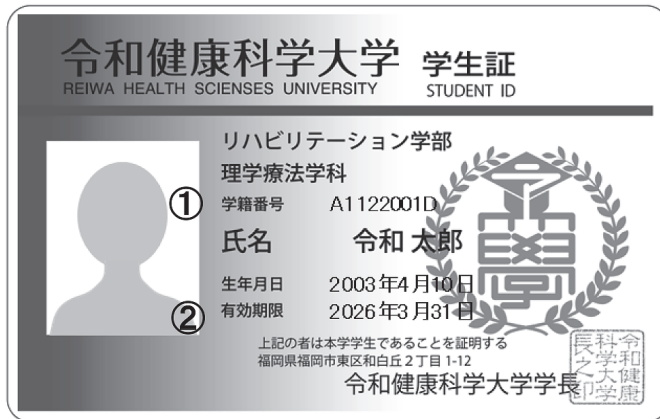
学籍を離れたとき

卒業・退学・除籍・その他の理由で学籍を離れたときは、学生証を学生係に返還しなければなりません。

学生証および学籍番号の見方



(表)

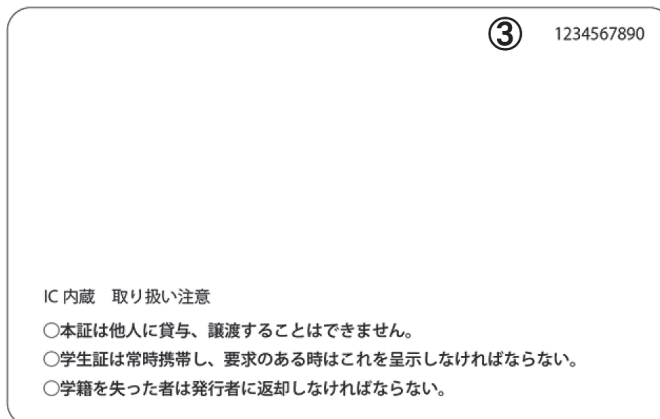


① 学籍番号

② カード有効期限

③ ユーザー ID

(裏)



IC内蔵 取り扱い注意

- 本証は他人に貸与、譲渡することはできません。
- 学生証は常時携帯し、要求のある時はこれを呈示しなければならない。
- 学籍を失った者は発行者に返却しなければならない。

5. 個人用ノートパソコンの必携について

本学の授業では、シラバス参照、履修登録、授業時の資料の参照やダウンロード、課題提出・確認、オンライン授業など、パソコンとインターネットを活用した ICT 教育を推進しています。

多くの場面でパソコンを使用するため、ノートパソコンの必携化を実施しています。必ず毎日持参し自身にて管理してください。

以下の仕様一覧をご確認のうえ、個人用ノートパソコン（以下「PC」）をご自身でご準備ください。仕様を満たす PC を既にお持ちの場合は新たに購入される必要はありません。

	最低限必要なスペック	大学推奨スペック
OS	Windows11	Windows11
CPU	Intel または AMD	Intel または AMD
メインメモリ	8 GB	16GB
内蔵 HDD/SSD	SSD128GB	SSD256GB
ディスプレイ	11.6インチ以上	13インチ以上
ネットワーク	無線 LAN 利用可能	
バッテリー駆動時間	5 時間以上	8 時間以上
重量	持ち運びを考慮し、できるだけ軽いものを推奨	

補足事項

- ・遠隔講義の可能性があるため、マイク、Web カメラ（内蔵または外付け）必須。
- ・大学内は充電場所が限られているため、授業で1日（5時間以上）使用できるバッテリー性能が必要。
- ・Office 製品は不要、大学より入学者全員に Microsoft365のライセンスを（Word、Excel、PowerPoint 等）無償付与します。
- ・大学キャンパス内では無線 LAN を利用して、高速インターネットを利用できます。

一時的に PC 持参ができない場合

故障修理工等の理由で一時的に PC を授業に持参できない場合は、まずは1号館1階の事務室に申し出てください。

学内での PC の充電について

学内で PC を充電する場合は、特定の講義室に備えられた PC 充電用電源タップ、または図書館のデスクに備え付けのコンセントを利用してください。個人的な理由で、講義室や廊下、実習室、グローバルラウンジ等のコンセントを使用することは禁止です。

6. 学費および経済生活支援

1) 学費

【看護学部（看護学科）】

(単位：円)

	前期分				後期分	合計（年間）			
	授業料	実験実習費	施設整備費	前期計	授業料	授業料	実験実習費	施設整備費	合計
初年度	475,000	50,000	300,000	825,000	475,000	950,000	50,000	300,000	1,300,000
2年次	475,000	250,000	300,000	1,025,000	475,000	950,000	250,000	300,000	1,500,000
3年次	475,000	300,000	300,000	1,075,000	475,000	950,000	300,000	300,000	1,550,000
4年次	475,000	200,000	300,000	975,000	475,000	950,000	200,000	300,000	1,450,000

※上記合計金額とは別に、教科書代・実習ユニフォーム代・保険料・模試代等受益者負担となるものは別途必要となります。

※実習に伴う交通費及び宿泊費等は、自己負担となります。

【リハビリテーション学部（理学療法学科・作業療法学科）】

(単位：円)

	前期分				後期分	合計（年間）			
	授業料	実験実習費	施設整備費	前期計	授業料	授業料	実験実習費	施設整備費	合計
初年度	475,000	50,000	300,000	825,000	475,000	950,000	50,000	300,000	1,300,000
2年次	475,000	250,000	300,000	1,025,000	475,000	950,000	250,000	300,000	1,500,000
3年次	475,000	250,000	300,000	1,025,000	475,000	950,000	250,000	300,000	1,500,000
4年次	475,000	200,000	300,000	975,000	475,000	950,000	200,000	300,000	1,450,000

※上記合計金額とは別に、教科書代・実習ユニフォーム代・保険料・模試代等受益者負担となるものは別途必要となります。

※実習に伴う交通費及び宿泊費等は、自己負担となります。

※理学療法学科は、臨床実習支援システム利用料として、4年間で16,500円が別途必要です。

○ 在籍者の授業料等の納入について

初年度前期分までは、大学が発行した納付書により銀行振り込みで納付し、初年度後期分からは銀行口座振替にて納付します。

銀行口座振替が期日にできなかった場合は、直ちに督促状を発送します。

口座振替日 前期分：3月27日（初年度を除く）

後期分：9月27日

※27日が土日祝日の場合は、その翌営業日が振替日となります。

○ 休学・復学に関する手続きと申請期間及び校納金等納付額について

休学及び復学希望者は、下記のとおり手続きを行ってください。

※前期：4月1日～9月30日、後期：10月1日～3月31日

【休学】

休学期間	休学願 提出期間	休学在籍料	納付期限
前期休学	休学期間の前日まで	50,000円	3月31日
後期休学		50,000円	9月30日

※提出期間を過ぎた場合は、授業料の全額及びその他校納金を納めていただく必要があります。

【復学】

復学時期	復学願 提出期間	校 納 金	納付期限
前期復学	復学日の1ヶ月前まで	前期授業料、実験実習費及び施設設備費	3月31日
後期復学		後期授業料、実験実習費及び施設設備費	9月30日

○ 納入金の返還について

既に納入した授業料・実験実習費・施設整備費（以下「校納金」という）は、原則として返還しません。ただし、在学生のうち次の①～②に該当する場合は、在籍しない年度の校納金は返還します。

①在学生在籍する年度の3月31日までに、退学届を提出した場合

②在学生在籍する年度の9月30日までに、退学届を提出した場合は、後期分の授業料は返還します。

○ 未納者の除籍について

校納金の納付期限経過後、督促しても、なお納付のない学生は、学則第39条1項六号により除籍の手続き対象となります。

※学費納入についての相談は、学生係にお問い合わせください。

2) 奨学金制度

奨学金制度は、経済的理由で修学が困難な優れた学生に学資の貸与を行い、また、経済・社会情勢等を踏まえ、学生等が安心して学べるよう、「貸与」または「給付」する制度です。

○ 日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構の奨学金には、「貸与型」の奨学金と「給付型」の奨学金があります。

奨学金についての情報は、随時掲示板や学生ポータルサイトに提示いたします。

詳細については、学生係に相談してください。

○ 高等教育の修学支援新制度（授業料免除等について）

高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金）により、授業料の免除等を申請することができます。

制度申請希望者は、所定の手続きに従って必ず申請を行ってください。

奨学金についての情報は、随時掲示板・学生ポータルサイトに提示します。

詳細については、学生係に相談してください。

7. 健康管理

1) 健康支援センター

【保健室】

本学では、学内にいる間に体調不良となった学生のために、保健室を備えています。保健室を利用したい学生は、事務室に申し出てください。保健師が対応いたします。

また、保健室は禁煙外来紹介を行っています。

○利用場所…1号館2階

○利用日時…月曜日～金曜日 8:45～17:00（土日祝日は利用できません）

【学生相談室】

本学では、学生の皆さんの心のケアとして、専門のカウンセラーによるカウンセリングを実施しています。困りごとがあるのは、皆さんの成長のチャンスでもあるので、カウンセリングを積極的に活用してください。カウンセリングの予約方法については、学生掲示板、ポータルサイト、大学ホームページにてお知らせします。個人情報や相談内容は秘密厳守としていますので、安心してご利用ください。その他、悩んでいることがありましたら、学科のアドバイザーまたは担任、事務職員や保健師に相談してください。

○相談場所…1309A（1号館別棟3階）

○開室日時…月、水、木 9：00～17：00

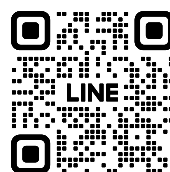
火 9：00～11：00

金 14：00～17：00

○申込方法…電話 092-607-3331

Eメール soudan@rhs-u.ac.jp

LINE <https://lin.ee/EFGT66R>



2) 定期健康診断

毎年4～6月に、学校保健安全法に基づき、休学者を含む全学生に対して健康診断を実施します。指定された日時に必ず健康診断を受けてください。指定された期間（4月～6月）までに受けることが出来なかった場合は、各自で医療機関を受診し、指定する項目内容の検査を受け、健康診断結果のコピーを保健師に提出してください。ただし、その場合の検査費は自己負担となります。

健康診断の結果は、必要時、実習施設へ情報提供することがあります。

3) 感染症対策

在学中、学校保健安全法施行規則第19条の規定に準拠する感染症（P.10表1～表3参照）に罹患した場合、大学内での感染拡大を予防するため、すみやかに保健師まで連絡してください。

また本学の教育課程で臨地実習及び臨床実習があり、実習先の医療機関・施設では、麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎・B型肝炎の予防接種が条件として、実習の受け入れがされています。そのため、母子健康手帳の予防接種記録と健康診断の抗体検査結果をもとに、必要な予防接種を勧奨します。何らかの事情で予防接種ができない場合は、保健師にご相談ください。

予防接種にかかる費用は、すべて自己負担です。健康保険の対象ではなく、自由診療のため医療機関によって費用が異なります。

感染症対策（予防接種等）について、詳しくは別途配布します「健康管理ファイル」を参照してください。入学後、「健康管理ファイル」をもとに、ワクチンオリエンテーションを実施します。不明な点がある場合は、保健師に問い合わせてください。

8. 障害学生支援（学生サポート室）

障害や病気のために学生生活に困難がある場合、学生生活や履修等への合理的配慮を調整する窓口として学生サポート室があります。受付・連絡方法は学生掲示板またはポータルサイトでお知らせします。安心安全で充実した大学生活が送れるように、専門スタッフによる相談を行い、解決を支援します。また、学科のアドバイザーまたは担任、事務職員、保健師等も初期対応をしますので、相談してみてください。

○相談場所…1309A（1号館別棟3階）

○開室時間…月、水、木 9:00～17:00

火 9:00～11:00

金 14:00～17:00

○問い合わせ…電話 092-607-3331

Eメール support_room@rhs-u.ac.jp

9. 学生保険

本学では、キャリア教育共済協同組合が取り組んでいる「学生・生徒24時間共済」の加入を義務付けています。加入及び更新手続きは大学で行います。補償内容や手続きについて不明な点があれば、学生係担当者までお問い合わせください。

○「学生・生徒24時間共済」とは

安全に、また健やかな大学生活が送れるよう、大学管理下だけでなく24時間日常生活にも対応できる補償制度です。（※内容によっては対象とならない場合がございます。）

在籍期間中は加入を義務付けています。（加入手続きは大学で行います。1年ごとの更新、中途解約の場合、返戻金は発生しません）

○ 共済金請求時の注意事項

・請求の際は、治療費の領収書原本が必要です。

・事故発生から30日以内に、大学へ事故報告を行い、事故報告書を提出してください。

10. 学生寮

【一人暮らし】

学生寮・アパート・マンション等、親元を離れての生活が有意義な時間となるように、寮則や、地域のルールやマナーを守り、他の学生などと良好な関係を築き、節度ある行動をこころがけてください。

【学生寮】

住所：〒811-0213 福岡県福岡市東区和白丘2-10-37

家賃	室数	内容および付属備品
一人部屋：月額25,000円 相部屋：月額15,000円 (光熱費・水道代含)	男子寮20室 女子寮22室	男女別 各室：机、ベッド、照明器具、エアコン、LAN 共同：冷蔵庫、洗濯機、浴室、トイレ、自習室

- 別途費用 1. 管理費：月額3,000円 2. Wi-Fi 使用料：月額500円
3. 食事代：月額15,000円 平日（土日祝日を除く）の朝食および夕食を含む

※入寮時に入寮費として40,000円が別途必要になります。

※学生寮は寮生専用の施設であり、本学の学生を含め、寮生以外の者の立ち入りを禁止する。

※学生の健康増進・施設美化の観点から定期的に部屋の確認を学生係等で行います。寮則違反が重なる場合には退寮となる場合があります。

11. 学生生活上の留意事項

【挨拶の習慣】

令和健康科学大学では、コミュニケーションの基本である「挨拶」をする習慣を学生の皆さんに身につけていただきたいと考えています。挨拶をする習慣を身につけることは、実習の場や社会に出てから必ず皆さんの役に立つでしょう。

学生同士、教職員や外部のお客様と顔を合わせた際は、笑顔で挨拶をすることを心掛けてください。

【構内美化・ゴミ分別】

講義室や体育施設、食堂、トイレ、その他大学構内での様々な場所は、学生の皆さんが共同で利用しています。また、教職員も利用しますのでお互いが気持ちよく利用できるように、ひとりひとりがきれいに使用するよう心がけましょう。

空のペットボトルや空き缶、消しゴムを使用したゴミを机上等に放置したり、ゴミ箱があふれたりすることのないようゴミはできるだけ各自が持ち帰り、処分してください。また、課外活動などで、ゴミを捨てなければならない場合などゴミの処分に迷う場合は、(例：スプレー缶・電池等)学務課に相談し指示を受けてください。

【通学について】

通学時の心得

通学時には、大声で騒ぐなどして周辺住民の迷惑にならないよう注意し、個人所有地内および住宅団地内には入らないようにしてください。公共交通機関（電車・バス・地下鉄等）で通学する場合は、大声で騒ぐ、座席を独占するなどして一般乗客の迷惑にならないようマナーを守り、混雑時には席を譲るなど思いやりのある行動を心がけてください。

また、自転車は道路交通法では軽車両に位置付けされており「車のなかま」です。道路を通行すると

きは「車」として、交通ルールを遵守するとともに交通マナーを実践し安全運転を心がけてください。
また、下記の行動は大変危険なのでやめてください。

- (1) スマートフォンを操作しながらの歩行や運転
- (2) イヤホンをつけたままの運転（車両の接近に気づかず大変危険）
- (3) 歩行喫煙やたばこ、ゴミのポイ捨てなどの迷惑行為
- (4) 横並び歩行・並列の自転車走行
- (5) 日が落ちて暗くなってから帰宅する時は、複数人で移動するなど危機管理の徹底
- (6) 自転車のスピードの出しすぎに注意し夜間運転や暗い時は必ずライトを点灯する

○ 自動車通学について

本学では、学生の自動車による通学を認めていません。近隣のマンションや路上、店舗の駐車場等に違法に駐車することは絶対にやめてください。違法な駐車により本学への通報があり、学生が特定された場合は、学則第40条により懲戒の対象となることがあります。また、警察へ通報され、レッカー移動されても、本学では一切の責任を負いません。

○ 自転車・バイクによる通学について

本学では、自転車およびバイク（以下「自転車等」という）による通学を認めています。ただし、自転車等で通学及び大学の駐輪場を利用する場合は、必ず学生係に届け出をし、登録のステッカーを所定の場所に貼ってください。ステッカーを貼っていない自転車等の本学駐輪場への駐輪は認められません。

防犯登録等は自己責任の下で各自行ってください。万が一盗難等のトラブルが起きても、本学は一切の責任を負いません。

決められた駐輪場以外への駐輪は禁止です。必ず本学で指定する駐輪場へ駐輪してください。

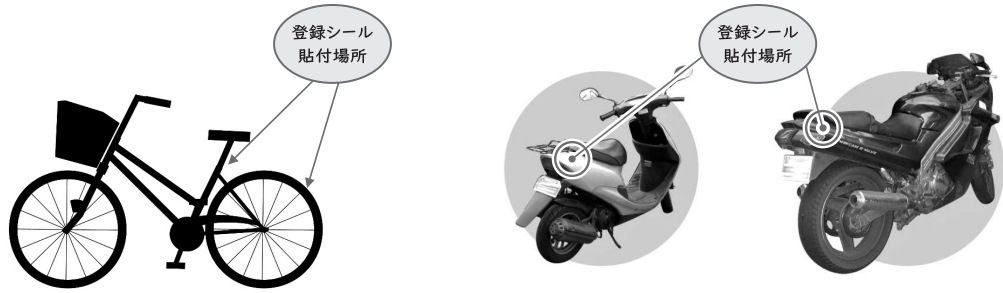
※福岡県では、条例により自転車保険への加入が義務化されています。

「大学駐車スペースに自転車・バイク駐輪禁止」

利用者登録

- ① 自転車およびバイク通学の開始前日までに、必ず学生係の窓口「通学用車両（自転車・バイク）登録申請願」を提出してステッカーの交付を受けてください。
- ② 交付されたステッカーの貼る場所は自転車の後輪カバーに、バイクは後ろの本体に貼ってください（イラスト参照）
ステッカーの貼られていない自転車等は本学の駐輪場には駐輪できません。
- ③ ステッカーの有効期限は、在籍年度内です。在籍の途中でステッカーが剥がれた場合は、再交付を受けてください。
- ④ 自転車およびバイクを買い替えた場合は、再度「通学用車両（自転車・バイク）登録申請願」を学生係に提出し、ステッカーの交付を受けてください。

後方いずれかの見えやすい場所にステッカーを貼ること。



駐輪場所

本学の駐輪場は、体育館の1階にあります。1号館および2号館の敷地内にはありません。(キャンパス案内参照) 駐輪場以外での駐輪は絶対にしないでください。

禁止事項

① 車道の横断は厳禁。

体育館横の駐輪場から、1号館2号館へ移動する際は、上空通路や横断歩道を利用し、車道を横切るとはやめてください。走行中の車の前後を横切る行為は、事故やトラブルの原因となります。

② エンジンの空ぶかしはしない。

バイクのエンジンを必要以上にふかす行為による騒音は、近隣住民とのトラブルの原因となりますので、絶対にやめてください。

通学定期購入について

通学定期券は、居住地の最寄り駅から大学までの区間に限り購入することができます(JRの場合:博多方面から乗車の場合はJR福工大前またはJR和白、北九州方面から乗車の場合はJR福工大前)

※ 通学目的以外での購入はできません(例:アルバイト)

【実習用定期購入について】

実習で通学区間以外の定期券が必要な場合は、事前に各交通機関へ申請をして承認を得ることで実習用通学定期券を購入することができます。承認されるまでに時間を要しますので、必ず実習開始前の3週間前までに、教務係へ「実習用定期購入申請書」を提出してください。申請方法の詳細については掲示等で確認をしてください。

【国民年金】

20歳になったら必ず国民年金に加入し、保険料を納めることが法律で義務づけられています。届出をしない場合は、在学中の事故や病気で障がい者になっても年金が受けられません。また、将来受ける老齢年金も減額されますので、保険料を必ず納付してください。ただし、学生の皆さんはほとんどの場合、所得がありませんので、在学中は国民年金の保険料を納めることを猶予し、社会人になってから保険料を納める制度「学生納付特例制度」があります。申請については、学生係に確認してください。

【18歳からの選挙投票】

2016年6月に改正公職選挙法が施行され、選挙権年齢が18歳となりました。投票は、住民登録をしている市区町村の登録を基に発送されます。投票するには、期日前投票や不在者投票（事前申請必要）がありますので、当日投票が難しい場合は各自調べて投票に参加してください。

【電話・郵便等の取次】

学生への個人的な電話取次の依頼には、緊急の場合を除き保護者からの連絡であっても応じることはできません。また、学生個人宛ての郵便物等が本学宛てに送られてきても、受け取ることはできません。

本学では、個人的な電話や郵便物の取次を行わないことを、保護者や知人にあらかじめ周知しておいてください。

【禁煙方針について】

本学は医療人を育成する大学として、敷地内全面禁煙を徹底します。喫煙は信頼を損なう可能性があり、実習先を含む医療現場での評価にも影響します。模範行動を心がけ、受動喫煙のない環境づくりに協力してください。大学構内、実習施設およびその周辺での喫煙は禁止です。詳細は次の記載項目【適用範囲】【対象】【違反時の対応】の内容を一読し喫煙しないこと。

■ 適用範囲

- ・大学敷地内（屋内・屋外）全面禁煙
- ・通学路（和白駅・福工大前駅の主な通学経路）での喫煙禁止
- ・周辺施設（ホテルAZ 和白店、マルキョウ等）および住宅地での迷惑喫煙・ポイ捨て禁止
- ・実習期間中は通学時も禁煙（医療人としての信頼性保持のため）

■ 対象

紙巻きタバコ、電子タバコ、加熱式タバコを含むすべての喫煙行為。

※喫煙は20歳になってからであり、18歳からではありません。

■ 違反時の対応

規則違反は、*懲罰処分等の対象となります。

※懲戒処分とは、大学の規則に重大に違反した際に科される正式な処分で、学生生活・実習・評価に影響することがあります。懲戒処分については、学生便覧頁122をご参照下さい。

【飲食について】

学内では、講義室、1号館1階カンファレンスルーム1、1号館2階多目的自己学習室、1号館3階グローバルサロン2号館1階グローバルラウンジの定められた範囲で飲食ができますが、飲食のマナーには十分配慮し、下記の禁止事項を厳守してください。

- ① 講義中の講義室での飲食は禁止です。
- ② 演習室、実習室、シミュレーションセンター、コンピューター室での飲食は禁止です。
- ③ 図書館、グローバルラウンジの一部での食事は禁止です。
- ④ 大学構内およびその周辺または他者の通行の妨げになるような場所（通路・出入口付近）での食

事および歩きながら食事することは禁止です。通路等で飲み物を飲む場合は、他者の通行の妨げにならないように配慮し、立ち止まって飲んでください。

- ⑤ 実習用のユニフォームを着たまま学外のスーパー、コンビニおよび飲食店に立ち入ることは禁止です。必ず私服に着替えてから利用してください。

【飲酒について】

学内での飲酒は禁止です。飲酒は20歳になってからです。18歳からではありません。

【スマートフォン・携帯電話の使用マナーとルール】

学内での携帯電話によるマナーには、十分配慮してください。また、下記の場所・時間での携帯電話での通話は禁止です。

- ① 講義中の講義室、演習室等
- ② 実習室、シミュレーションセンター、コンピューター室、図書館等
- ③ 講演会等の行事が行われているとき

なお、講義室、廊下および実習室等のコンセントを利用して充電をすることは禁止です。やむを得ず充電が必要な場合は、図書館の個別デスクに備え付けのコンセントを使用してください。

【SNSの利用についての注意事項】

SNSとは、X（旧 Twitter）、Instagram や LINE 等の Web 上のコミュニケーションツールの総称で、誰でも無料で気軽に自身の言葉や写真を投稿することが可能です。遠方の人や知らない人とでも気軽に情報の発信・受信ができ、コミュニケーションの輪が広がることは魅力的ではありますが、一方でトラブルの原因ともなりかねません。自分が安易に発信した情報や写真が、他者からの批判的的となったり、また気が付かないうちに自分自身や友人・知人の個人情報を流出させてしまったりすることも有り得ます。

特に、本学は医療系の大学であり、学内での実習室での演習だけではなく、医療施設での臨床実習や解剖学実習など、他者のプライバシーに触れる機会も多くなります。

SNS の利用には、下記のことを遵守してください。

- ① 守秘義務の遵守
 - ・実習、解剖見学等に関すること、または知り得た情報を投稿・発信しないこと。
 - ・施設の写真や移動中の乗り物等での写真等を投稿しないこと。
- ② 個人情報保護
 - ・自身の個人情報が流出するような投稿・発信をしないこと。
 - ・自分以外の第三者が写っている写真・動画・音声は、無断で勝手に投稿・発信しないこと。
 - ・個人が特定されるような他者の情報を投稿・発信しないこと。

【アルバイト】

アルバイトは基本自由ですが、学業に支障をきたすようなことがあっては本末転倒です。学業に影響ない範囲で自己責任の下、行ってください。

なお、臨地実習及び臨床実習にあたっては、実習の始まる前からアルバイトに制限を義務付ける場合があります。実習中のアルバイトについては、各学科の実習担当教員からの指示に従ってください。

また、アルバイトの契約にあたっては、仕事内容や雇用条件等について求人側と話し合い、納得したうえで仕事内容・雇用条件等が明示された雇用契約書（雇入通知書）を交わしてください。アルバイトも労働基準法の適用を受ける労働者です。就労中（業務中）の災害事故や通勤途中の事故が発生した場合、その費用については雇用主が負担するのが原則です。事故内容によっては労働者災害補償保険の適用を受けることができます。トラブルが生じた場合は、労働基準監督署に相談してください。また、学生係にも連絡してください。

近年、闇バイトへの加担が急増しています。知らないうちに違法行為に巻き込まれるケースも多発しています。以下の点に注意してください：

高額報酬のバイトに注意：短期間で高額な報酬を提示するバイトは、違法な可能性があります。

仕事内容を確認：具体的な仕事内容が不明確なバイトには応募しないでください。

個人情報の取り扱い：個人情報を安易に提供しないようにしましょう。

信頼できる情報源を利用：もし不審なバイトの勧誘を受けた場合は、専用機関相談窓口または学生係に連絡をしてください。

皆さんの安全を守るために、慎重な行動を心がけましょう。

【遺失物・拾得物・盗難】

(1) 学内で金品等を拾得又は紛失した場合

学内で金品等を拾得又は紛失した場合は、速やかに学生係に届け出てください。貴重品拾得物は、学生ポータルサイト等を通じて学生へ周知しますので、心当たりのある学生は、学生証持参のうえ学生係に申し出てください。

(2) 学内での盗難について

学内での盗難には十分に注意してください。盗難は、ロッカー等の鍵の掛け忘れや荷物の一時放置など主に本人の不注意から発生しています。各自が自己防衛に努め、盗難にあわないようにしてください。万が一学内で盗難にあった場合は、直ちに学生係に事故報告届を提出し担当者の指示を受け必要な措置を行ってください。

※自分の所持品は、紛失しないようにしてください（特に学習関連に関する資料や、教科書類には必ず氏名を明記してください）。また、USBメモリーの取り忘れなど、データ管理の取り扱いについては、各自十分に気を付けてください。

※学生係に届けられた拾得物で、届けから1カ月以上経過したものについては処分します。

注意

財布・家の鍵・キャッシュカード・クレジットカード・スマートフォン等悪用される恐れがあるものは、警察や該当する機関へ問い合わせを行い、各自で利用停止等の手続きをしてください。

【海外渡航】

本学が斡旋する研修旅行以外で、個人旅行やボランティア活動、短期留学などで海外に渡航するときには、「海外渡航届」を届け出る必要があります。渡航届には、保護者および担任またはアドバイザーの押印が必要です。「海外渡航届」は渡航の3週間前までに学生係に提出してください。

文部科学省が推奨する「外務省海外旅行登録『たびレジ』」に各自で登録を行ってください。『たびレジ』に登録しておくことで、外務省から渡航先の情勢など安全についての情報が発信されます。

なお、滞在期間が3カ月以上に及ぶ場合は、旅券法第16条により、「在留届」を外務省へ提出する義務があります。

ORR（外務省オンライン在留届）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html> にアクセスし、届出に必要な書類、提出方法を確認してください。

海外渡航時の安全確保や感染症の広まり、世界各地でテロが続出している最近の治安情報を踏まえ、文部科学省および外務省より学生・教職員の安全確保に最新の注意を払うよう要請がありました。厚生労働省が海外で発生している感染症などの情報提供をホームページで行っている「FORTH」も、海外渡航の際には確認してください。

■外務省「たびレジ」<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

■厚生労働省「FORTH」<https://www.forth.go.jp/index.html>

在留届



たびレジ



厚労省 FORTH



12. 日常生活の安全・防犯

【成年年齢の引下げ】

民法改正により2022（令和4）年4月1日から、成年年齢は18歳になりました。

成年年齢の引下げに伴う年齢要件の変更について、18歳に変わるもの、20歳が維持されるものもあります。今回の改正により被害拡大の懸念が予測される「契約」について例をあげます。従来は未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には原則として、契約を取り消すことができる「未成年者取消権」を行使することができましたが、今回の改正によって、この「未成年者取消権」が無効となります。つまり、契約を結ぶかどうかを決めるのも自分です。その契約に対して責任を負うのも自分自身となります。契約には様々なルールがあります。知識がないまま安易に契約をするとトラブルに巻き込まれる可能性があります。社会経験が乏しく、保護がなくなったばかりの成年を狙う、悪質な業者もいますので、被害にあわないようにしてください。もし、トラブルに巻き込まれた場合や困ったことがおきた場合には、次のページの相談窓口などを利用してください。また、成年年齢の引下げについての最新情報についても、自分自身で確認してください。

◆消費者ホットライン「188」（いやや）

成年年齢の引下げについて

◆成年年齢の引下げについての最新情報

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00218.html



【キャッチセールス・悪徳商法】

キャッチセールスは、駅前や繁華街などの路上で、「簡単なアンケートに教えてください」、「〇〇に興味はありませんか？」などと声を掛け、販売目的を隠して近づき、喫茶店や営業所などに連れて行き、高額な商品や役務（サービス）を契約させる販売方法です。

知らない人に声をかけられても、軽々しくついていかないなど、自分の身は自分で守るように心がけましょう。

また、知人や友人から誘われるケースも稀にあります。少しでも不安に思った場合は断る勇気を持つことも大切です。どうしても誘いを断れなかった場合は、家族や大学等に相談するなど、一人で対応しないようにしましょう。

万が一契約してしまった場合の対処方法

- ① 万が一その場で契約書にサインをしても、契約書面を受け取ってから8日以内はクーリング・オフにより無条件で解約できます。
- ② 勧誘の際に、事業者側が重要な事項について虚偽の情報を提供した、あるいは故意に重要事項を告知せずに契約させるなどした場合に、消費者が誤認して行った契約締結は取り消すことができます。
- ③ 事業者側による虚偽の情報の提供、または威迫・困惑を伴う勧誘行為により、消費者のクーリング・オフを妨害する行為があった場合に、当該妨害行為により消費者が誤認または困惑してクーリング・オフを行わなかったときは、消費者のクーリング・オフ期間が延長されます。
- ④ クーリング・オフ期間が過ぎていても、勧誘を受けた消費者が勧誘を受けた際に「帰りたい」「家に帰ってから考えたい」など退去したい意思を示したにもかかわらず、その場所から退去させなかった場合などは、消費者契約法による契約の取消しができることがあります。
- ⑤ 被害にあった場合は、地域の消費生活センターに相談しましょう。

センター名称	電話番号	受付時間
福岡県消費生活センター	092-632-0999	月曜～金曜 9：00～16：30 日曜10：00～16：00（電話相談のみ）
福岡市消費生活センター	092-781-0999	月曜～金曜（祝日を除く） 9：00～17：00 第2・第4土曜（祝日を除く） 10：00～16：00 （*土曜は電話相談のみ）

【防犯・防災】

夜間に一人で帰宅する際は、できるだけ明るく人通りの多い通りを選び、街灯の無い場所や人通りの少ない場所は避けましょう。アパート・マンション等で一人暮らしをしている場合は、戸締りには十分に注意し、特に階下に住んでいる場合は、窓の閉め忘れにも注意してください。また、ガス・ストーブ

等の火の取扱いには十分に注意し、消し忘れなどがないように防災に対する意識は、日頃から高く持つように心がけてください。

【ドメスティック・バイオレンス (DV)】

DVは配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる身体的・精神的・性的暴力のことです。もしも「自分が被害にあっている」「友達が被害にあっているのを見た」等、悩んでいる時は勇気を出して、担任・アドバイザー・学内カウンセラー・学生係等・公的機関の相談窓口にご相談しましょう。

【ストーカー (つきまとい)】

大学生になって、一人暮らしする人も多いと思いますが、TV等で度々報道されるストーカー行為の犠牲者が出ています。被害に遭わないためにも、普段から不審な人物に気をつけることが大切です、対人関係にも気を配るようにしてください。

【インターネット関連によるトラブル及び対策】

インターネットはスマートフォンやパソコン等を使った身近な情報ツールとして、情報収集、ネットショッピング、コミュニケーションなどに利用されていますが、便利な反面で、ネットショッピング被害、フィッシング詐欺、ネットオークション・フリマアプリによる出品・買取被害・出会い系サイトによる被害、課金サイトによる身に覚えのない金額請求等、トラブルが多く発生します。

○ ネット被害にあわない対策事例

- (1) 不当な請求には応じない。
- (2) 住所や氏名など個人情報を教えない。
- (3) 不審メールは開かない、返信しない。
- (4) 困ったときは警察や消費者センターに相談する。
- (5) メールアドレスを設定する際、数字とアルファベットの両方を使い、_ (アンダーバー) などのような記号も入れる工夫をする。

【宗教の勧誘】

街を歩いていると色々な団体から様々な勧誘を受けることがあります。その中には、セールスやボランティアを装った宗教団体による勧誘が含まれていることがあります。

また、キャンパス内においても信者となってしまった者から、勧誘を受ける可能性も否定できません。勧誘員は、表向きはサークル、募金、ボランティアでの勧誘を手始めに、(信者以外の)一般の方も参加できる音楽会・食事会・自己啓発セミナーなどを催し、十分親しくなった上で、最後に入信を勧めてきます。相手が悪質な団体であった場合は、参加したセミナー等で気が付かないうちにマインドコントロールをされていることもあります。

もし入信を勧める話が出たら、親しくなった相手であったとしても勇気をもって断りましょう。仮に、もともと親しかった友人であっても勇気をもって断りましょう。すでに相手は洗脳されている状態です。

話の中で「あなたは選ばれた人」「今回限定」などの言葉がでたら、悪質商法か宗教と一度疑ってかかり、直ぐに他者に相談するなど一人で考え込まないようにしましょう。

のめり込むと本当に正しいことが何なのか判断できなくなってしまいますので、少しでも不安を感じたり違和感を覚えたりした場合は、直ぐに家族や身近な人に相談をしましょう。

【薬物乱用の防止】

薬物乱用をはじめのきっかけは、意外と身近なところにあります。好奇心からだけでなく、「みんなやっている」「スカッとする」「元気がでる」「集中できる」といった誤った知識により、危険な薬物とは知らずに手を出してしまうケースがあります。

薬物には、強い依存性があり、1度だけのつもりでもやめられなくなり、気が付いた時にはもう、自分の意思だけでは抜け出せなくなってしまいます。やがて幻覚や妄想が現れ、自傷行為を起こし、殺人等の重大事件や、薬物欲しさに犯罪を起こすようになっていきます。

また、大麻などの薬物の所持・乱用は犯罪です。重い罰則を受けるだけでなく、これまで努力してきたものや夢を失うことになり、家族や友人を悲しませる結果にもなるでしょう。遊び友達、昔の同級生・先輩など、身近な人からすすめられても、断る勇気を持ちましょう。

【交通事故】

万が一交通事故を起こしたとき、交通事故に巻き込まれたときは、以下のことを念頭に置き冷静に対処しましょう。

交通事故を起こしてしまったとき

- ① ひき逃げ・当て逃げは絶対にしないこと。けが人がいる場合は、すぐに119番に連絡をすること。
- ② 状況を確認したら、すぐに110番に通報し、警察が到着するまで事故車両は動かさないこと。軽微な事故であったとしても、必ず警察に連絡をして、後のトラブルを避けるためにも、当事者間だけで解決しないこと。
- ③ 事故現場で第2の事故が起きないように、出来得る限り車の誘導等に努めること。
- ④ 事故後落ち着いたら加入している保険会社に連絡を取り、今後の相談を行うこと。相手側から示談を持ちかけられても、その場で現金の授受をしたり、口頭で損害賠償等の約束をしたりしないこと。

※たとえ加害者側であったとしても、自分の過失が100%であるとは限りません。

※無免許運転、飲酒運転による事故は、犯罪として扱われます。特に飲酒運転は、自動車やバイクの運転だけではなく、自転車でも過失をみとめられることがありますので、日頃から自分が医療従事者の一員であるという意識を十分に持って行動するよう心がけてください。

※万が一事故の加害者となったときに、任意保険に加入していなかった場合は、一生かかっても返済できない債務を負うことがあります。自動車だけではなく、自転車による事故でも同様です。

交通事故に巻き込まれた（被害者となった）場合

- ① 事故の状況を確認し、しっかりと相手の確認を行うこと。（氏名・住所・運転免許証等の確認）
- ② 直ぐに110番に通報し、警察の到着を待つこと。
- ③ 万が一、相手が事故現場から立ち去った場合は、相手の車両の特徴や相手の特徴を書き留めておくこと。また、周囲に人がいる場合は、目撃者に声をかけ、警察が到着した際に証言してもらえるよう依頼をすること。
- ④ 相手が示談を持ちかけてきても、その場では応じないこと。

センター名称	電話番号	受付時間
警察相談専用電話 福岡県警察本部	#9110 092-641-9110	受付時間：平日 午前8：30～午後5：15 土日・祝日及び夜間は、「当直」又は「音声案内」等により対応しています。

大学への連絡

大学の管理下（通学中、実習中、課外活動中）で起こった事故の場合は、「学生・生徒24時間共済」による様々な補償の対象となる場合がありますので大学へ速やかに連絡をし、届出を行ってください。（事故報告届を学生係へ提出）

【ハラスメントについて】

○ ハラスメントとは

嫌がらせや相手を不快にさせる行為、言動のことをいいます。加害者側はまったく悪気がなくても、受け取る側（被害者）が不快に感じれば、それは「ハラスメント」です。

○ ハラスメントの種類

ハラスメントの種類は一般的には、30種類以上あるといわれています。大学で起こりうる代表的なハラスメントとしては、アカデミック・ハラスメントがあります。教育現場や研究機関でおこるハラスメントです。教育・研究活動上の立場を利用して行う不適切な言動、指導または待遇によって、学修・研究意欲を低下させたり、学修・研究環境を悪化させたりすることを言います。

例えば、常識的な指導の範囲をこえて、厳しく叱責する、関係のない雑用を強いたり、研究成果やアイデアを勝手に利用したり、研究発表・論文作成の妨害をするなどです。

その他にも、パワー・ハラスメントやモラル・ハラスメントなど様々なハラスメントがあります。不適切な言動や行為によって、相手に不快感や不利益、損害を与える場合、ハラスメントになります。

昨今、ソーシャル・ネットワークキング・サービス（以下、SNS）におけるハラスメントが頻発しています。具体的には、個人情報および画像や動画の無断掲載・誹謗中傷・著しい不快感や恐怖感を与える投稿などです。講義中や大学内の画像を不用意に配信することも同様です。SNSの活用には十分な注意を払い、お互いがSNSハラスメントを防止するという意識が大切です。

○ ハラスメントを受けたら

本学には、「ハラスメント相談窓口」があり、「ハラスメント相談員」がいます。自分が悪いと思いきり込んだりせず、「ハラスメントかな？」と少しでも感じたら、一人で悩まず、ハラスメント相談窓口にご相談しましょう。また、直接ハラスメントを受けていなくても、叱責などの行為を目の当たりにし、不快な思いをすることも、ハラスメントに該当します。もし、ハラスメントを受けたら、いつ・どこで・どのような行為・言動をされたか記録を取っておきましょう。相談する際に役に立ちます。秘密は守られます。

■ハラスメント相談員及び専用メールアドレスは掲示等でお知らせいたします。

【個人情報の取り扱いについて】

令和健康科学大学（以下「本学」という。）は、個人情報は個人の重要な財産であり、その適切な利用と保護は基本的人権を擁護する上で極めて重要であると深く認識いたします。この認識のもと、業務において個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護に関する法令および個人情報保護のために定めた本学の規程をすべての役員およびすべての教職員が遵守し、個人情報を正確かつ安全に取扱うことにより、情報を守り、本学に対する期待と信頼に応えていきます。

1. 個人情報の取得について

本学は、個人情報を取得しようとする時は、その利用目的を明確に定め、その目的をお知らせし、目的の達成のために必要な限度において適正かつ公正な手段によって行うものとします。

2. 開示・訂正などの対応について

本学は、利用者から収集した個人情報について、利用者自身から開示の申し出があった場合、合理的な範囲内で速やかに利用者へ開示します。ただし、他の第三者の権利を侵害する場合は、この限りではありません。また、個人情報について、利用者自身から訂正または削除の申し出があった場合、可能な限り速やかに訂正または削除を行います。

3. 苦情処理について

個人情報の取り扱いに関する苦情や不服申し立てについては、必要な窓口を設置し、個人情報保護委員会などで適切に処理します。

4. 教育啓発について

本学の学生・教職員および本学関係者に対し、個人情報保護についての教育啓発活動を行うとともに、個人情報を取り扱う部門ごとに管理者を置き、個人情報の適切な管理に努め、また継続的に改善を行っていきます。

5. 個人情報の主な利用内容

① 教務指導上、必要な事項の実施・連絡（掲示を含む）

履修科目の登録、出席状況調査、定期試験の実施、成績処理、教科指導、学内施設利用のための登録など

② 学生生活指導上、必要な事項の実施・連絡（掲示を含む）

学生相談、課外活動、奨学金業務、進路就職に関する業務及び指導、健康管理指導、急病対応時の医療機関、面談など

③ 保証人との必要な事項の実施・連絡

保証人への学費などの振込用紙送付、学費に関して保証人が必要な場合の連絡、本人・保証人への郵送連絡など

④ 本学広報物・本学ホームページへの掲載

授業・課外活動・各種行事における写真類の掲載など

なお、この個人情報の取り扱いについては、法令に基づき、第三者に利用目的以外の目的で学生等の個人情報を利用し、提供することがあります。

13. 課外活動

【課外活動の意義】

課外活動とは、正課授業以外の諸活動であり、学生の自主的な活動を指します。学生生活の中心は正課の授業が優先的に重要なことは言うまでもありません。課外活動を通じて、自己の可能性、趣向、能力を練成し、友人・先輩・後輩・他大学といった幅広い人間関係を通して形成される自主性や社会性を涵養するなどの面を合わせもつことなど、人間形成を培う上で大きな役割を果たすものとなります。

【サークルの加入及び団体設立】

サークル等の学生団体を設立する場合は、「学生団体設立願」申請書に必要事項を記入し、加入者名簿一覧表、年間活動計画書を添付して、所定の手続きを行ってください。

○ 団体設立に必要な条件

- (1) 学生団体設立には3名以上の人数が必要
- (2) 教員による顧問が必要（副顧問をおく場合は教職員可）
- (3) 団体設立の承認は必ず学生委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない

【学外活動】

ボランティア活動等、学外で活動する場合は「学外活動届」を活動予定日の2週間前までに、顧問の承認印を取り付けて、必ず学生係へ提出してください。

【学内活動】

サークル活動等で、学内施設を利用する場合は「クラブ・サークル活動届（学内練習）兼学内施設使用届」を提出し、使用ルールを厳守してください。

学内イベント開催企画書の提出：開催予定日の2か月前までに学生係まで提出すること。

※ルールが守れない場合は、施設が借用できない場合があります。

14. キャリア・就職の支援

【理念】

『学生自らが主体的に将来を選択し、実現へと導くことのできる支援』

令和健康科学大学は、「手には技術、頭には知識、患者様には愛を」の建学の理念のもと、人間性豊かで、社会に貢献できる実践能力を身に着けた医療の専門職業教育を目指している。また、教育理念として「人間愛・自己実現」を掲げ、一人ひとりの学生が人間愛の精神に基づき、対象を深く理解し受け入れ、専門的な知識、技術、態度を身に着けることができるような人材育成を目指している。さらに、専門性の追求のみならず、人格向上の努力を続け、自己実現を目指す人材の育成を進めることとしている。

【4つの支援】

令和健康科学大学のキャリア・就職支援は、下記の通りとなります。

① 就職支援システムの活用

求人情報、就活情報、学内講座情報の提供を行い、学生一人一人の活動履歴を蓄積し、学生の動向分析、内定通知の把握、進路決定の把握など、キャリア形成、就職活動に関わる全ての情報を発信、集約、管理を行います。

② キャリア支援室の設置

学生一人一人が、自分自身を探求できる環境・実習・就活・就職後に活かせるノウハウを獲得できる環境を整備しています。キャリア面談、面接実践、キャリア就職支援講座ミライパス、就活資料の確認などができます。

③ キャリア・就職支援講座ミライパス

学生自身の目標やスキルに合わせて、4つの特徴を持った各コース^{*21}講座の特別講座から、自分に合った組み合わせでスケジュールリングを行い、就職対策・キャリア形成・能力開発を行います。

*1. 就職対策 2. キャリア形成 3. スキルアップ 4. 卒業後のキャリア

対象：全学年

実施場所：キャリア支援室および講義室

※すべての講座は予約制となっておりますので、就職支援システムからご確認ください。

※各講座の催行人数を下回った際は、開講いたしません。

④ キャリア面談の充実

キャリア面談では、過去の経験やその時の感情を含めて振り返ることから始めます。そして、現在の学生の就職の悩みや将来の不安などに丁寧に寄り添い、一緒に考えていきます。

【キャリア支援室の活用】

場 所：1号館1階カンファレンスルーム 1（キャリア支援室）

利用時間：8：30～17：00

キャリア支援室利用時の注意事項

大音量での動画視聴・音楽を聴く行為を禁止としています。

12時から13時までは、昼休みの昼食場所として開放しています。

13時以降は、就職活動等に関係のない目的での滞在を禁止します。

※利用上のマナー（机を拭かない、長時間の滞在、騒音など）が守られない場合は、利用を制限することがあります。

【就職支援システム 求人 NAVI】

キャリア支援室では、就職に関する情報、対策講座、求人情報、イベント情報を本システム上で閲覧できます。また、各種講座や面談の予約も可能ですので、ぜひご活用ください。ご不明な点がございましたら、キャリア支援室までお越しくください。本システムはスマートフォンからも利用できます。ブラウザのホーム画面に追加しておく、より便利にご利用いただけます。

○ログイン方法

以下のQR からアクセスしてください。

ログイン QR コード



【キャリア・就職支援講座ミライパス】

講座名	種別	講師	概要
就活スタート講座	就職対策	外部講師	就職活動の進め方、病院選びのポイント、就職活動の準備、就職活動に関するイベントについて
面接対策講座	就職対策	(株) 就面	面接の基本、面接官の視点から考える、面接実践
GD 対策講座	就職対策	キャリア支援室	基礎知識の習得と実践 〈課題解決型〉〈自由討論型〉
就活マナー講座	就職対策	(株) 就面	実習、就職活動、社会人としてのマナーを学ぶ
履歴書【基礎編】	就職対策	(株) 就面	履歴書作成の基本を学ぶ 自己分析と病院研究の実践
履歴書【応用編】	就職対策	(株) 就面	文章作成、他の受験者との差をつける文章作成
SPIを含む筆記試験対策講座	就職対策	(株) 就面	SPIを含む、筆記試験対策を行う
病院・企業研究	就職対策	キャリア支援室	病院・企業研究の重要性、研究シートを活用し自分に合った病院を探す講座
小論文対策講座	就職対策	(株) 就面	小論文試験の対策、文章構成、添削
自己分析講座	キャリア形成	キャリア支援室	自分の強みや弱み、自分の過去を振り返り、キャリア形成や就職活動に活かす講座、自己PRの作成。
ゲーム講座	キャリア形成	キャリア支援室	価値観カードを活用した、新しい自分を発見するゲーム。
キャリアビジョン講座	キャリア形成	キャリア支援室	キャリア理論から考え方を学ぶ。 自分の将来を描いてみよう
プレゼンテーション講座	スキルアップ	(株) 就面	論理的に組み立てる、効果的なプレゼン資料の作成と実践
word 講座	スキルアップ	麻生教育サービス (株)	wordの基本操作の確認、今後の大学生活や社会人生活で役に立つノウハウを学べる
Excel 講座	スキルアップ	麻生教育サービス (株)	データ入力、表作成、関数を使って情報処理まで実践する講座
PowerPoint 講座	スキルアップ	麻生教育サービス (株)	プレゼン資料の基礎から応用操作まで実践する
卒業後専門的キャリア	卒業後	キャリア支援室	認定看護師、認定理学療法士、認定作業療法士について
特資格者キャリア	卒業後	キャリア支援室	教員による資格の説明と取得後のキャリア
大学院キャリア	卒業後	キャリア支援室	大学院の役割や大学院のキャリアについて

※講座の内容に変更がある場合がございます。

VI

諸手続き（各種証明書・諸届願等）

事務室の窓口では、各種証明書の発行手続きや諸届願の受付を行います。

以下の一覧表等で、提出窓口や必要書類等を確認して、不備のないように手続きを行ってください。

また、大学の休暇、機器メンテナンス、故障、その他の事情等により予定の交付日に発行できない場合があります。

- ・受付時間 8：40～17：00（土日祝を除く）
- ・手数料の支払いには、事務室前に備付の券売機で証紙を購入してください。
- ・申請書の記入には黒のボールペンを使用してください。

※ 鉛筆、フリクションボールペン等、消せるタイプのボールペンでの記入は認めません。申請日の日付は西暦で記入してください。

1. 各種証明書の交付

1) 諸証明書交付

事務室前に備付の券売機で必要な証明書の証紙を購入し、証明書交付願に貼付して教務係に提出してください。

証明書の種類によっては、発行に数日かかるものもありますので、余裕を持って申請を行うようにしてください。（土・日祝日は証明書等の受付および発行は行いませんのでご注意ください。）

証明書交付願は、事務室前キャビネットに備え付けています。

証明書の種類	手数料	交付日
在学証明書（和文）	500円	3日後
在学証明書（英文）	500円	7日後
成績証明書（和文）	1,000円	3日後
成績証明書（英文）	1,000円	10日後
卒業見込証明書（和文）	500円	3日後
卒業見込証明書（英文）	500円	7日後
卒業証明書（和文）	500円	3日後
卒業証明書（英文）	500円	7日後
在籍証明書（※休学中に発行）	500円	3日後
推薦書（※原則として大学の推薦許可を得た者が対象）	1,000円	10日後
調査書（※大学院進学用の調査書）	1,000円	10日後
健康診断証明書	200円	3日後

※申請日を0日として発行を行います。

窓口での受付・受取	郵送での受付・受取
<p>【受付】 「証明書交付願」に必要事項を記入し、証紙を貼付して担当窓口申請してください。 窓口では、必ず、学生証を提示してから用件を申し出てください。</p> <p>【受取】 一覧表の交付日を確認のうえ、窓口で学生証を提示して、受け取ってください。</p>	<p>以下の書類等を同封のうえ、お申し込み下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明書交付願（必要事項を明記） ・発行手数料（郵便定額小為替） ・返信用封筒（住所・氏名を記入、切手貼付） ・身分証明証（運転免許証・健康保険証等）のコピー <p>※在学生は窓口での申請・受取となります。</p>

※受取りのみを郵送とする場合は、受付窓口で申請をする際に、返信用封筒（住所・氏名を記入、切手貼付）をご準備ください。

※卒業後の証明書の交付については、本学ホームページをご参照ください。

代理人による申込・受取について

やむを得ず代理人が申込みまたは受取りをされる場合には、上記の各申込・受取方法に加えて、以下のすべての書類を窓口で提示、またはご郵送ください。

- ・委任状（全ての文面を本人の自署のうえ、押印 ※様式は任意とする）
- ・代理人の身分証明証（運転免許証・健康保険証等）のコピー
- ・本人の学生証のコピー（卒業後は本人の身分証明証のコピー）

2) 学費納入証明書の発行

学費納入証明書の発行を希望する場合、会計係に連絡をしてください。納入済額もしくは納入予定額の証明書が発行できます。

提出書類	手数料	手続き	交付日
学費納入証明発行願	200円	会計係窓口で発行願を受取り、記入事項をすべて記入し、会計係へ提出してください。手数料は券売機で証紙を購入し発行願に貼り付けて下さい。	14日後

※証明書の申込および受取りは学生・保護者・保証人本人に限ります。代理人による手続きはできません。

※学費納入証明書の受取りを郵送で希望する場合、返信用切手（110円）が必要です。

3) 学生証の再発行（学生証を紛失・破損したとき）

学生証を紛失または破損したときは、速やかに学生係に連絡をしてください。

提出書類	手数料	手続き	交付日
学生証再交付願	2,000円	学生係に連絡後、学生係にて再交付の手続きを受けてください。	翌々日以降

※土日・祝日は学生証の再発行は行いませんのでご注意ください。

※令和健康科学大学の学生証は、入館証を兼ねています。日頃から管理には十分に注意を払うよう心がけてください。

※試験日に紛失・破損した場合、新しい学生証ができるまでは仮学生証をお渡しします。

※再発行後学生証が見つかった場合は、旧学生証を必ず学生係に返却してください。

4) 通学証明書・学生旅客運賃割引証

通学定期を希望する場合、またはJRの学割証（学生旅客運賃割引証）が必要な場合は、以下の手続き方法と注意事項を確認のうえ、学生係にお申込みください。

証明書の種類	手数料	手続き方法
通学証明書兼通学定期券購入申込書	無料	学生係窓口で申込用紙を受け取り、記入項目をすべて記入し、各交通機関で各自購入手続きを行ってください。
学生旅客運賃割引証	無料	学内所定場所から「学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）交付申請書」を取り、記入後、事務室学生係に提出してください。翌々日（土・日・祝日を除く）以降学割証をお渡しします。

学割証について（学生旅客運賃割引証）

学割証の制度は、学生の修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として、JRの乗車区間が片道101km以上の区間を学生が下記の目的で旅行する場合に限り、通常旅客運賃が2割引される制度です。

下記の「使用上の注意」を確認の上、窓口にて発行の手続きを行って下さい。

使用上の注意

1. 有効期限は発行日から3か月です。3か月を経過したものは使用できません。
2. 本人以外が学割を使用することは禁じられており、不正使用となります。
3. 学割証の発行後に、記載事項を変更することは、不正行為に該当します。
4. 使用目的の範囲
 - (1) 休暇、所用による帰省
 - (2) 実験実習並びに通信による教育を行う大学の授業及び試験などの正課の教育活動
 - (3) 大学が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
 - (4) 就職又は進学のための受験等
 - (5) 大学が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
 - (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
 - (7) 保護者の旅行への随行

2. 学籍に係る手続き

学籍上の身上に係る手続きや大学に提出した個人情報に変更があったときは、速やかに担当窓口へ届け出てください。

届出を行わないことで必要な情報が得られなかったなど、学生生活に不利益が生じても、自己責任となります。

事由	手続き等	提出書類	担当窓口
休学するとき	アドバイザー、担任、ゼミ担当者 または学生係に相談のうえ、所定 の手続きを行ってください。	休学願	学生係
退学するとき		退学願	
復学するとき		復学願	
転学するとき	教務係に相談してください。	転学願	教務係
再入学するとき		再入学願	
氏名が変わったとき	変更後すぐに学生係に変更届を 提出してください。	身上変更届	学生係
住所・電話番号が変わったとき			
保証人が変わったとき		保証人変更届	

1. 施設・設備案内

1) 開館時間および窓口受付時間

開館時間は下記のとおりです。

平日

1号館 8:00～19:30

2号館 8:00～19:30

土曜日

1号館 9:00～16:00

2号館 9:00～16:00

※開館時間終了後は消灯、施錠されます。

日曜日・祝日・年末年始は開館しません。

長期休業や年末年始等は開館時間を短縮する場合があります。

〔窓口受付時間〕

平日 8:40～17:00

土曜日・日曜日・祝日・年末年始は窓口および電話受付はしません。

(事務室が開いていても対応はできません。)

※入室の際は「学科及び学年・氏名」を名乗り入室すること

2) 図書館【2号館2階】

○ 開館時間

月曜日～金曜日 9:00～19:45

土曜日 9:00～16:00

※開館時間は、変更になることがあります。変更については、事前に掲示または図書館ホームページ等でお知らせいたします。

○ 休館日

日曜・祝日、年末年始

※その他、臨時休館となる場合は、掲示または図書館ホームページ等でお知らせいたします。

○ 貸出

学生証により貸出手続きを行います。

貸出	図書	雑誌・製本雑誌
貸出冊数	5冊	3冊
貸出期間	2週間	3日

※辞典・辞書等やその他禁帯出ラベルの貼られた資料は貸出できません。

※休暇中の貸出については、別途掲示等でお知らせいたします。

※貸出中の資料を紛失・汚損・破損した場合は、図書館カウンターに報告してください。

○ 返却

※開館時間内はカウンターに返却して下さい。

※閉館時は図書館前の返却ポストに返却することができます。

3) 学生ロッカー

女子学生ロッカー 1号館3階、男子学生ロッカー 1号館2階

全学生に個人用ロッカーを準備しています。入学後、学生一人ひとりに、ロッカーの鍵をお渡しいたします。

学生ロッカーは、大学の備品であり、皆さんが在学している間に貸与する物です。卒業後には、次の新入生が使用することを自覚し、ロッカーの使用およびロッカーの鍵の保管にあたっては、十分に注意を払ってください。

卒業及び退学時は鍵を返却してください。

ロッカーに汚損が生じた場合

ロッカーの本体およびロッカー内の部品（フック、網棚等）は、補修費の実費分を弁償していただきます。学生係に報告し、物品破損報告届を提出してください。

ロッカーの鍵を紛失した場合

ロッカーの鍵を紛失した場合は、鍵（シリンダー）の取替を行います。個人での複製は行わないでください。

その他注意事項

1. 大学では、鍵を忘れた場合は学生係に申し出てください。
2. 鍵のかけ忘れにより収納品の盗難および汚損等が生じても、大学側は一切責任を負いません。
3. 自分に割り当てられたロッカー以外の使用は禁止です。
4. ロッカーの鍵のスペアキーを勝手に作ることは禁止です。複製が発覚した場合は、今後ロッカーの使用を禁止するなどの措置を取ることがあります。
5. ロッカーは個人の物ではありません。常に清潔を保つよう心がけてください。
6. ロッカーの上、または外には私物やゴミ等を置かないようにしてください。
7. 事故防止およびその他点検等のために、事前予告の有無に関わらずロッカーを点検することがあります。

4) 体育館およびグラウンドコート

体育館およびグラウンドコートの使用を希望する学生は、事前に学生係の窓口で所定の手続きを行ってください。

○ 使用時間

月曜日～金曜日 9：30～19：30

土曜日 9：30～16：00

※事前申請必須です。詳細は学生係迄

○ 使用できない日

日曜・祝日、年末年始

大学の休曜日

※授業での使用の他、既に予約が入っている場合は、使用できません。

※正課外活動等で使用する場合は別に定めます。

※状況によっては、使用時間や土曜日の貸出を制限する場合があります。

5) 学生用複合機

学生用の複合機は、2号館2階図書館、5階、6階および1号館別棟6階に設置しています。

学生用の複合機を利用するためには、専用のコピーカード（プリペイドカード500円分）を購入する必要があります。事務室前に設置している券売機で証紙を購入し、学生係に申出てください。（購入・販売は平日のみ）

また、1号館1階売店内にもコピー機がありますが、コピーカードは使用できません。

注意事項

① 複合機が故障した場合は、必ず1号館1階事務室に報告をしてください。

② コピー用紙が無くなったときは、1号館1階事務室に申出てください。

※図書館内に設置の複合機については、図書館受付カウンターに申出てください。

③ 購入したコピーカードの残額の払い戻しは行いません。

6) エレベーター利用について

1号館のエレベーター並びに2号館北側（立体駐車場側）エレベーターは学生の使用は禁止です。

2号館のエレベーターは南側（体育館側）の2基のエレベーターを使用して下さい。

学生優先時間帯

① 8：45～9：00

②各時間間の休憩時間

③昼休憩（12：00～13：00）

特段の理由がない限り3階までは階段を使いましょう。

7) グローバルラウンジの利用について

・コンセントの使用は禁止です。

・飲食については指定エリアのみとなっています。

飲食可能エリア：2号館1階グローバルラウンジ内に案内表示があるエリア

飲食禁止エリア：ソファ付近、正面玄関付近

遵守すべきルール：食後は必ずご自身で清掃・片付けをしてください。大声での会話や長時間の占有は禁止です。また、ゴミは必ず所定の場所へ捨ててください。ルールを守らない行為が見られた場合は、飲食禁止とする可能性があります。

・消灯時間：平日19:30、土曜16:00 消灯時間になったらすみやかに帰宅してください。

※大学行事や特別警報等発令時等の場合は、消灯時間を変更することがあります。

8) 車イス、AED について

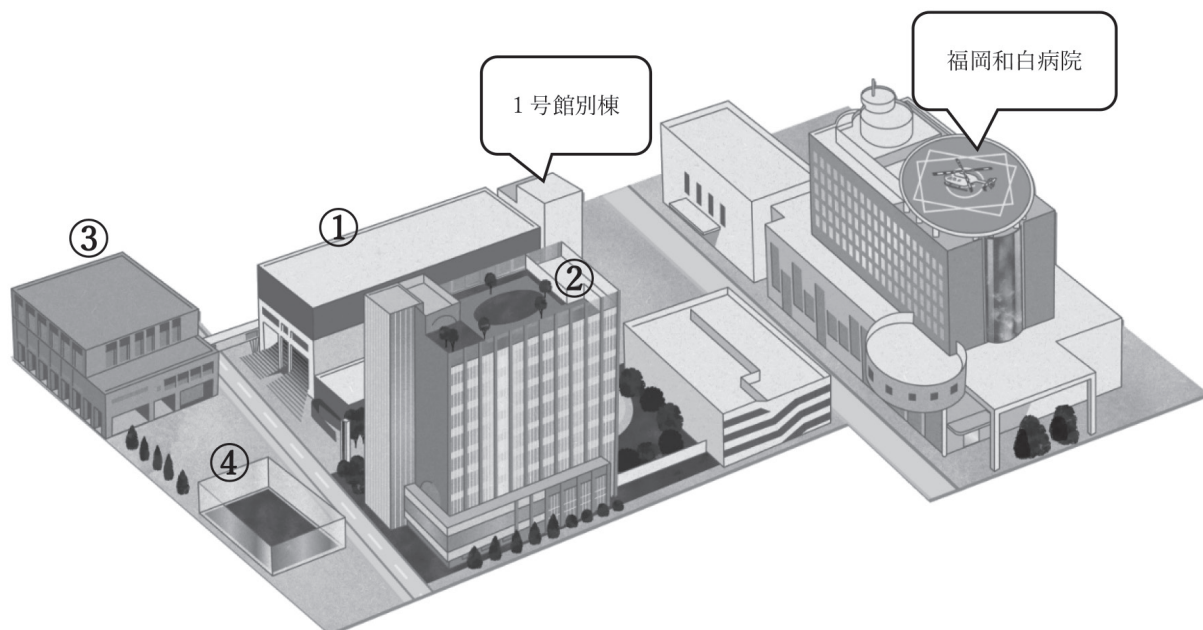
本学では車イス、AED を1号館、2号館の正面入口、体育館に設置しています。

9) 学生食堂利用について

営業時間：昼 食：11：00～14：00（無くなり次第終了の場合もあり）

学生寮食：○朝食7：45～9：00 ○夕食17：00～18：45 *19：00閉店

2. キャンパス案内

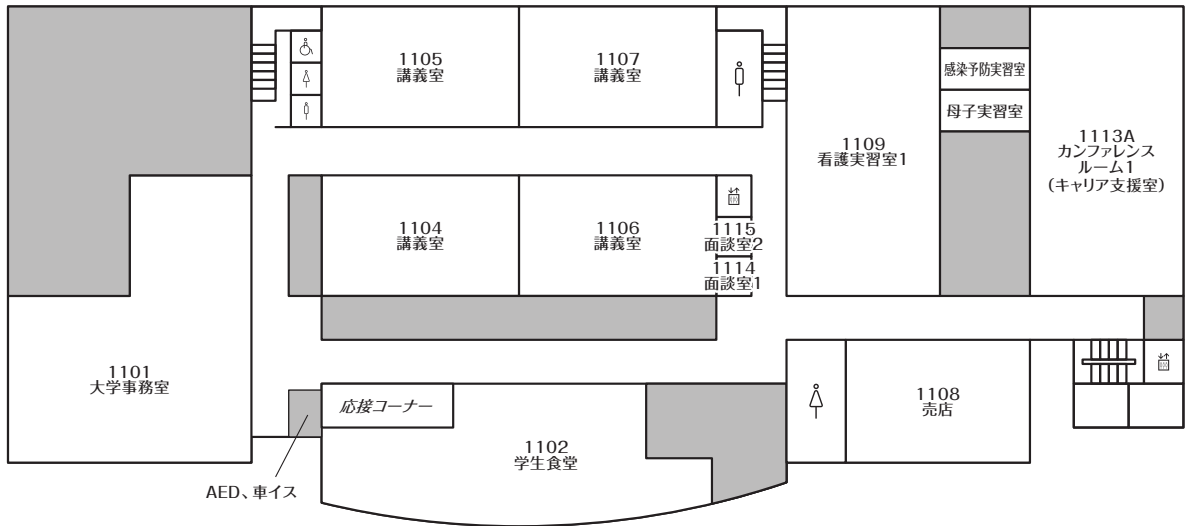


各館 主な施設

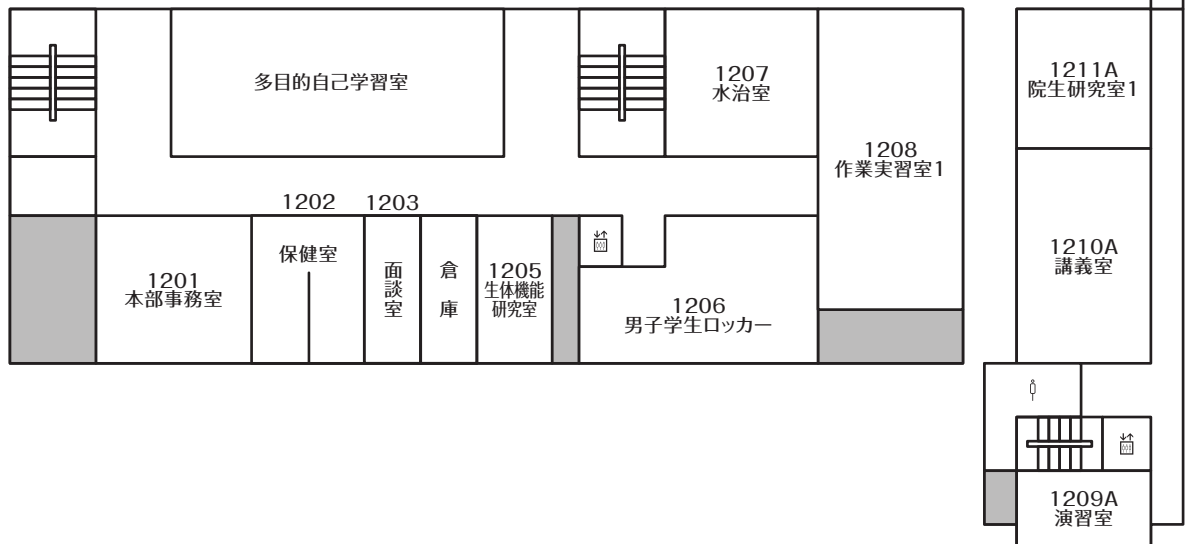
① 1号館	<p>1 F 事務室・売店・学生食堂・看護実習室1・カンファレンスルーム1 (キャリア支援室)</p> <p>2 F 男子学生ロッカー・生体機能研究室・作業実習室1・保健室・多目的自己学習室</p> <p>3 F グローバルサロン・女子学生ロッカー</p> <p>4 F レクリエーション室・ADL 訓練室・作業実習室2・補装具室・機能訓練室・評価実習室</p> <p>5 F 大講義室・治療室・コンピューター室</p>	<p>(別棟)</p> <p>2 F 院生研究室 1</p> <p>3 F 学生相談室 学生サポート室</p> <p>4 F 看護実習室 2 学生相談室</p> <p>5 F 院生研究室 2</p> <p>6 F 院生研究室 3</p>
② 2号館	<p>1 F メインホール・グローバルラウンジ</p> <p>2 F 図書館</p> <p>3 F シミュレーションルーム 1、2・看護実習室 3</p> <p>4 F 看護実習室 4・作業実習室</p> <p>5 F 基礎医学実習室 講義室</p> <p>6 F 講義室</p> <p>7 F 看護学部 教員研究室</p> <p>8 F リハビリテーション学部 教員研究室</p> <p>9 F 教員研究室</p> <p>10F スカイガーデン</p>	
③ 体育館	<p>1 F 駐輪場</p> <p>2 F アリーナ</p>	
④ グラウンドコート	フットサルコート (テニスコート)	

1号館

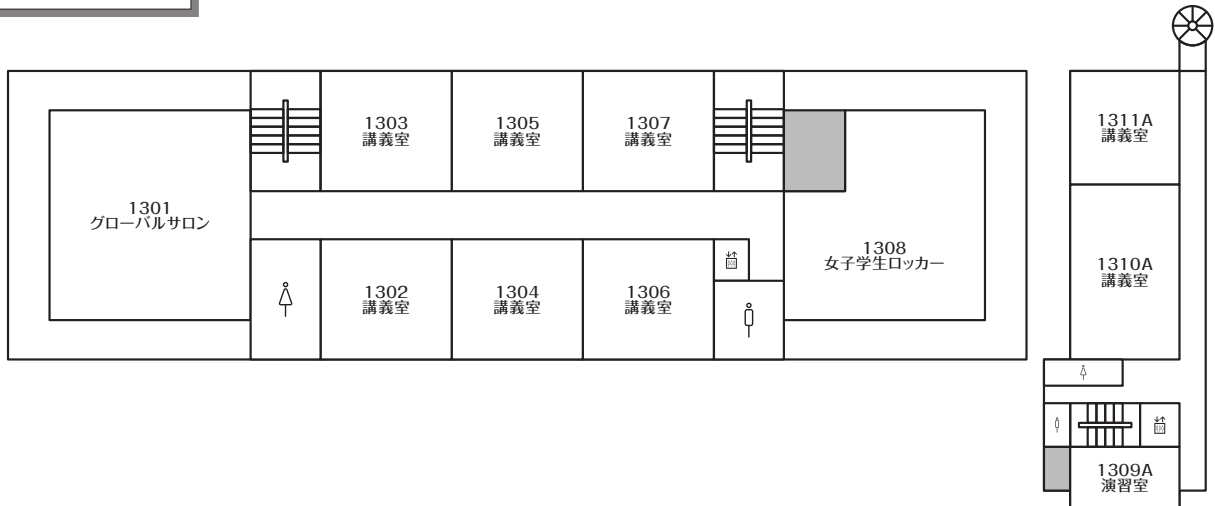
1号館 1F



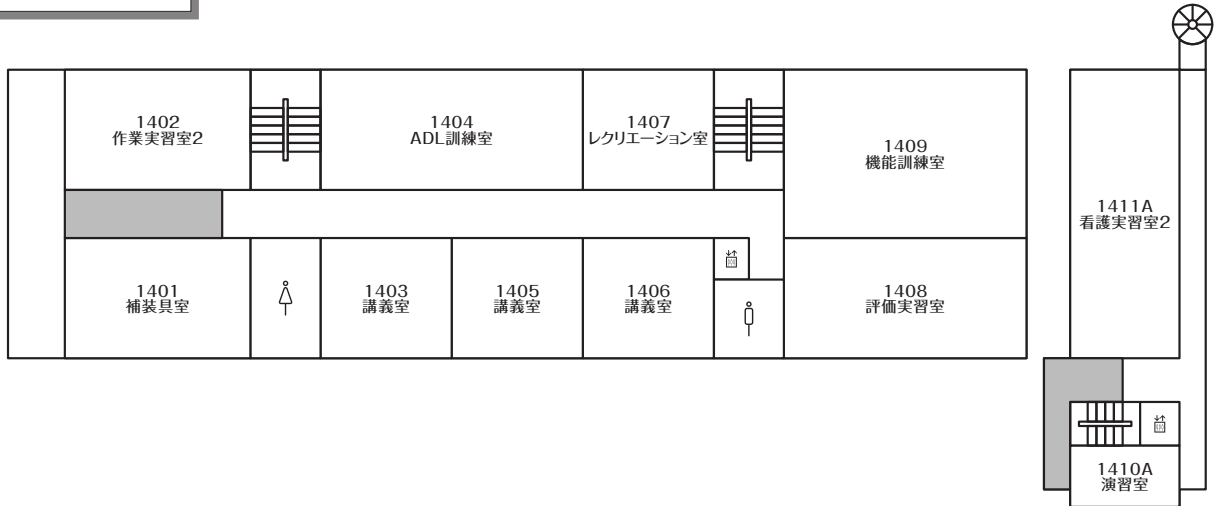
1号館 2F



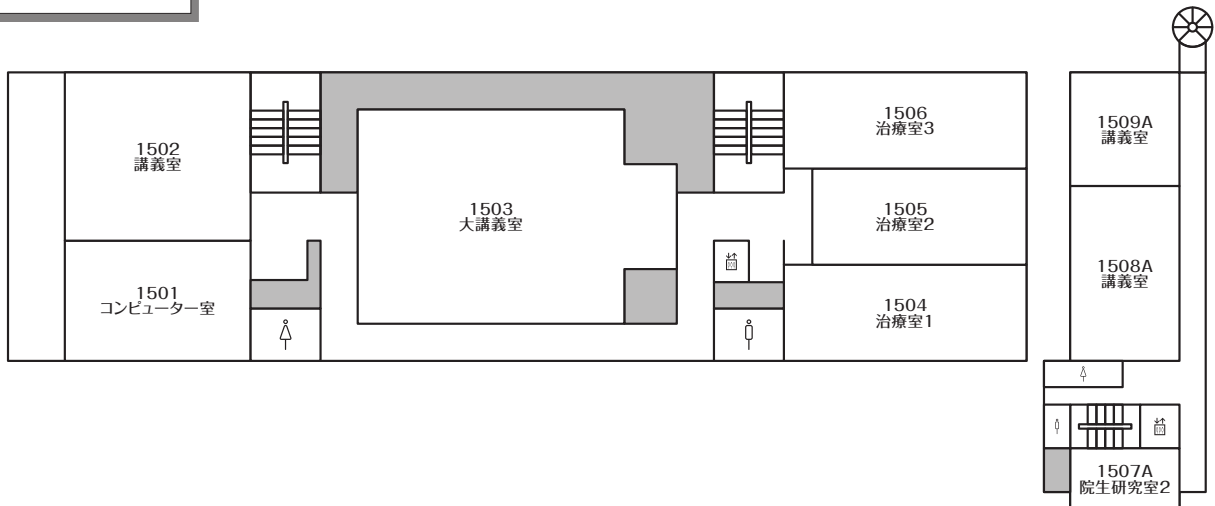
1号館 3F



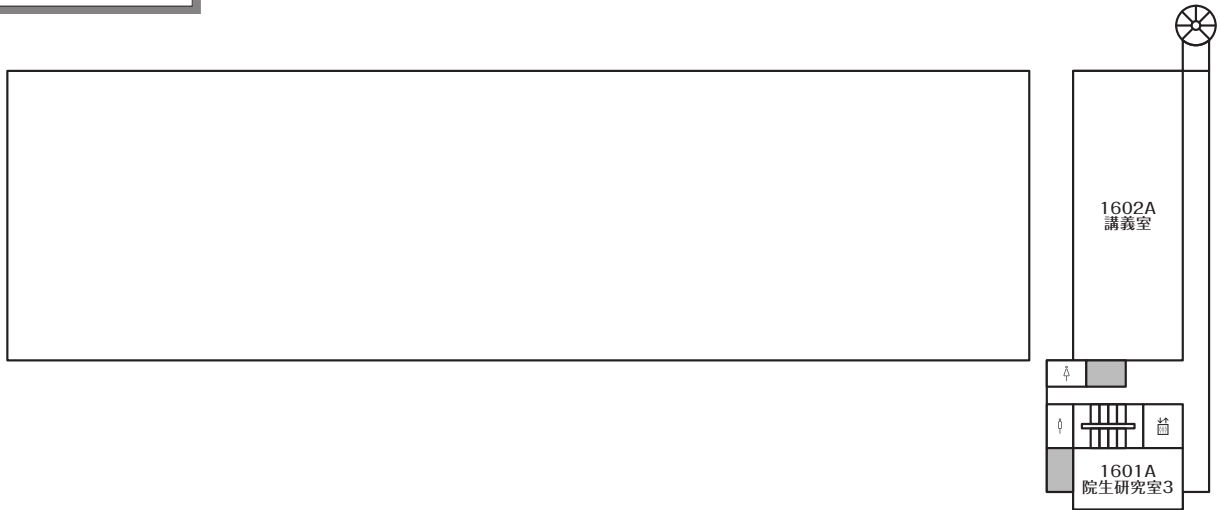
1号館 4F



1号館 5F

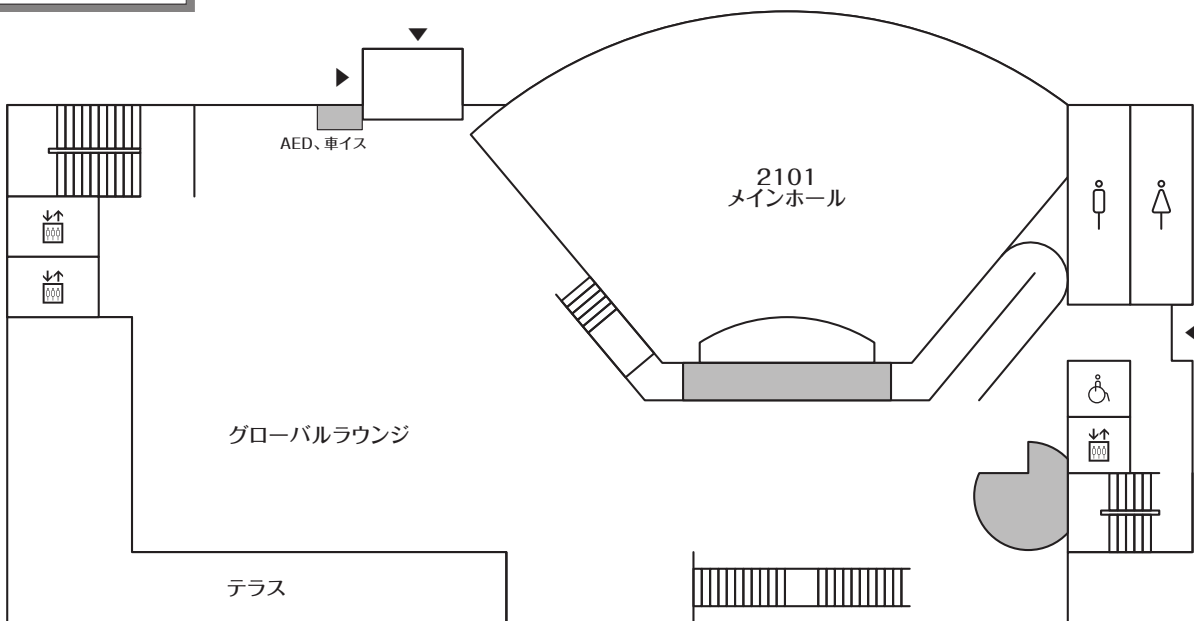


1号館 6F

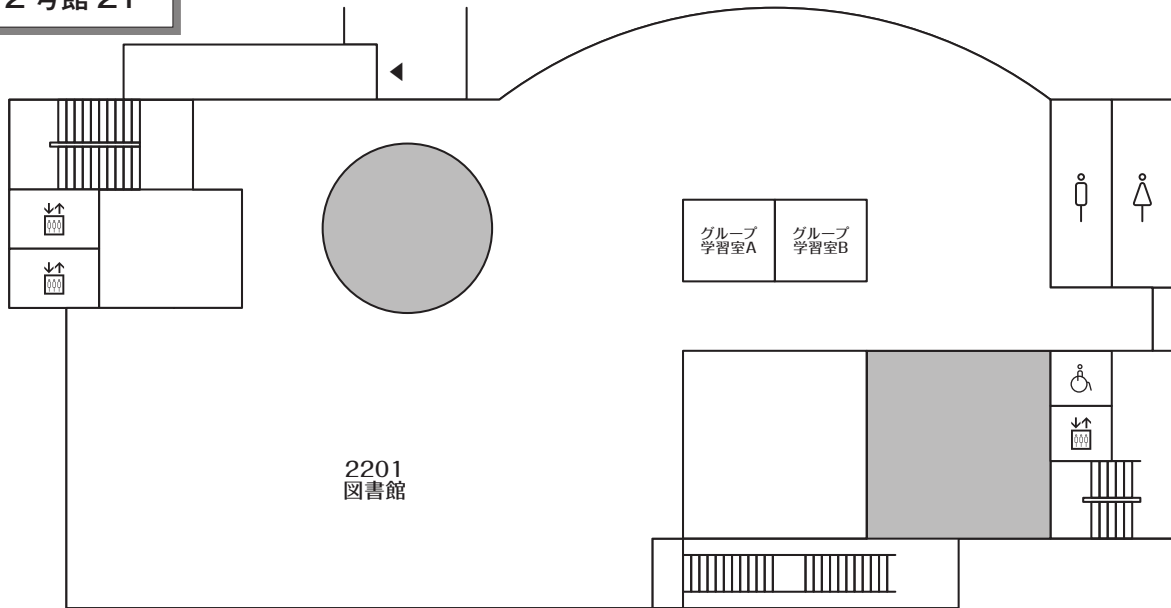


2号館

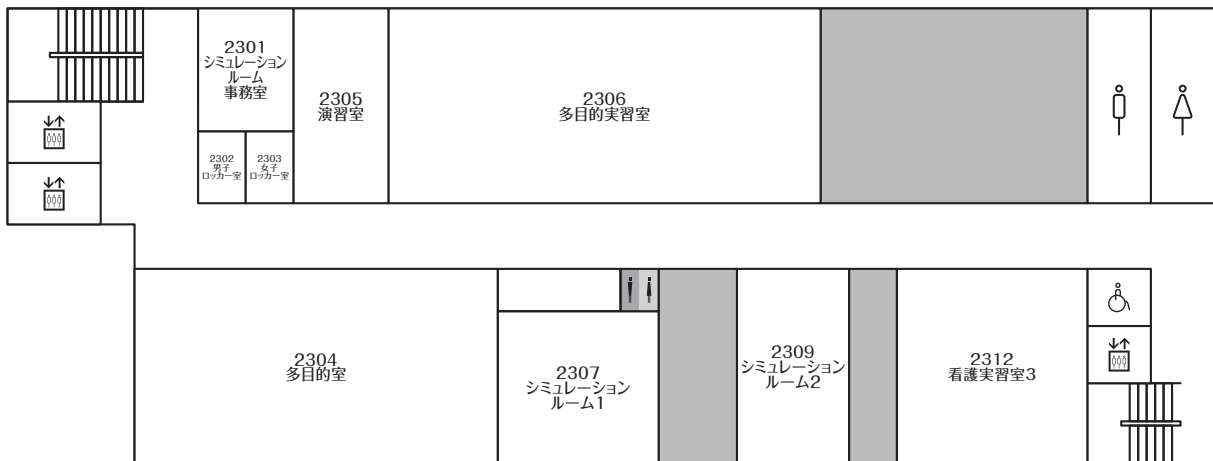
2号館 1F



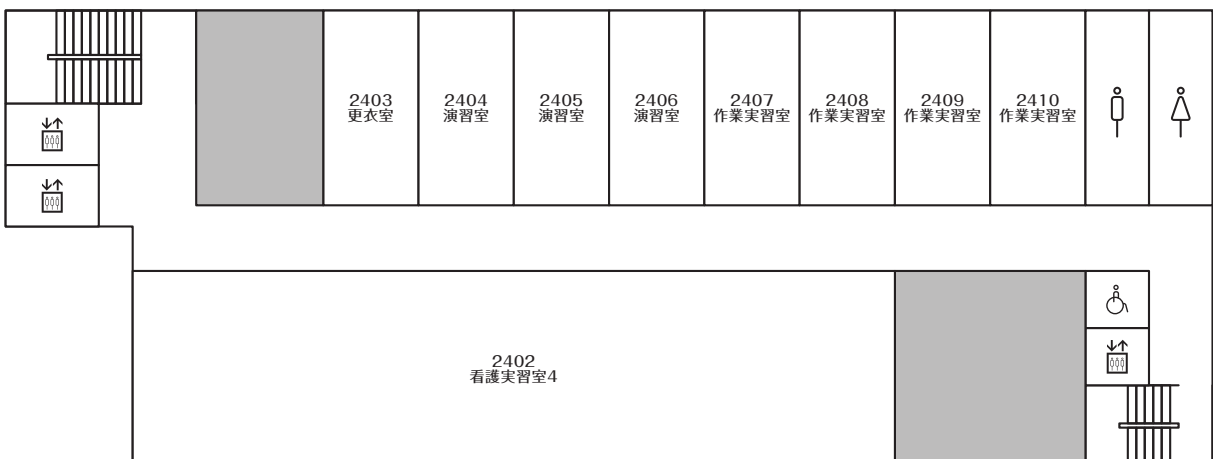
2号館 2F



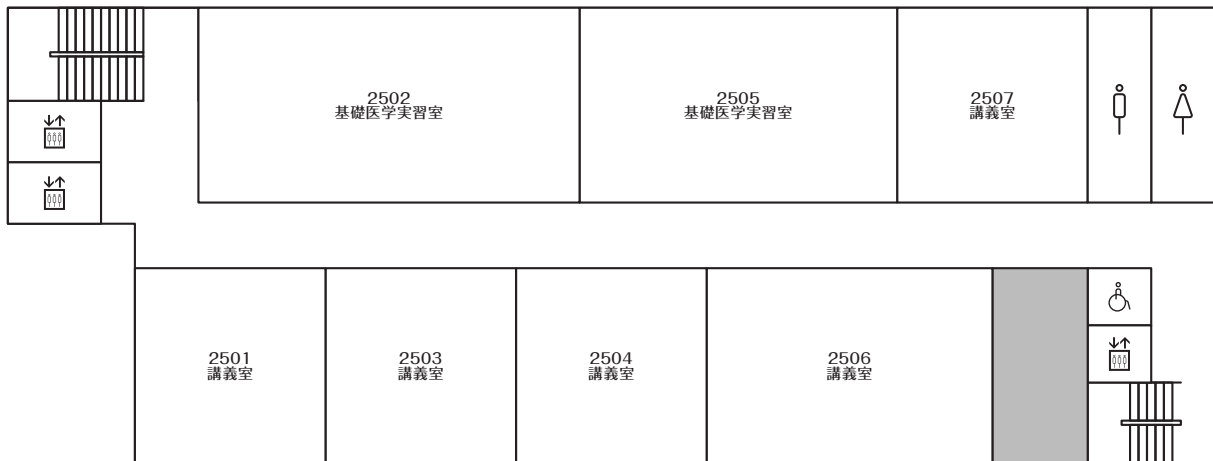
2号館 3F



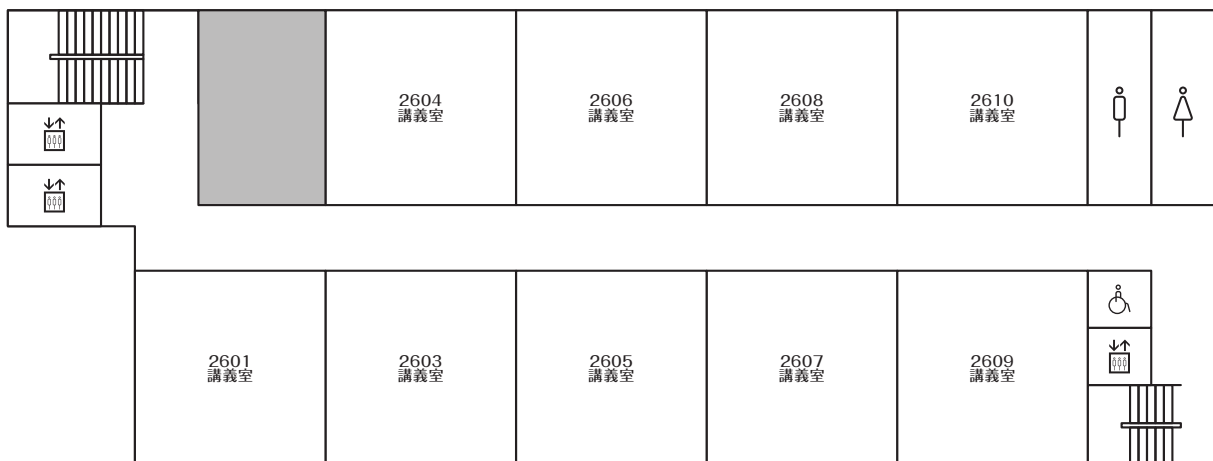
2号館 4F



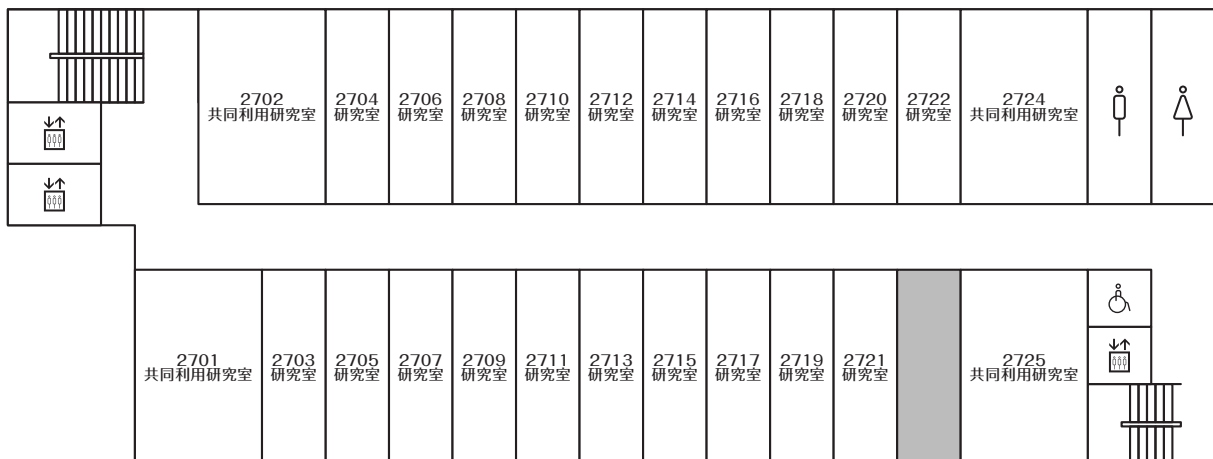
2号館 5F



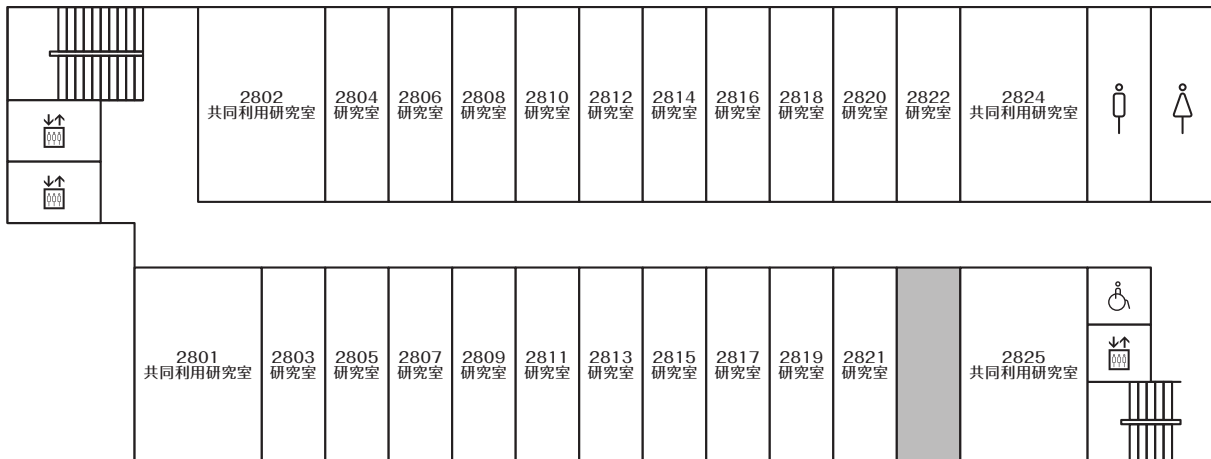
2号館 6F



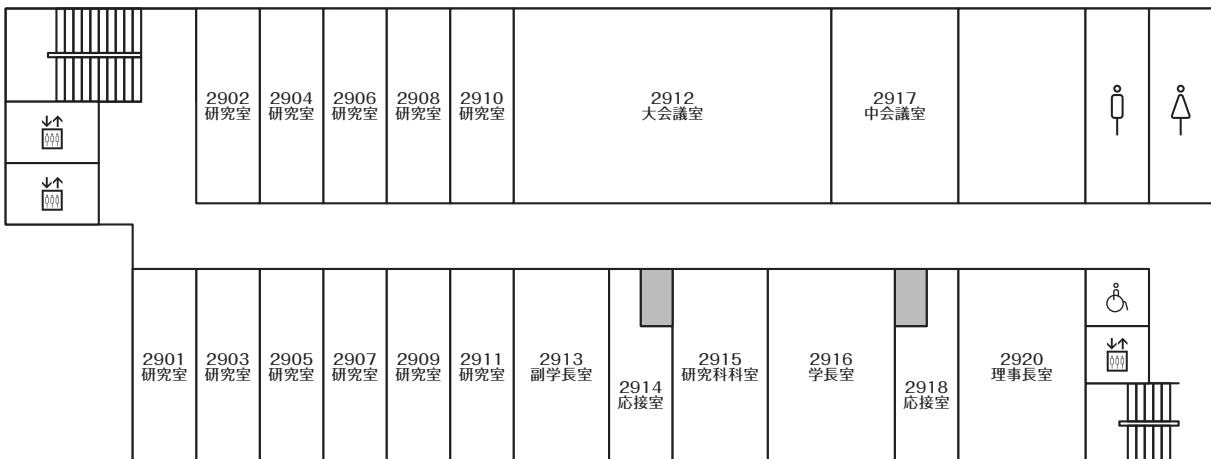
2号館 7F



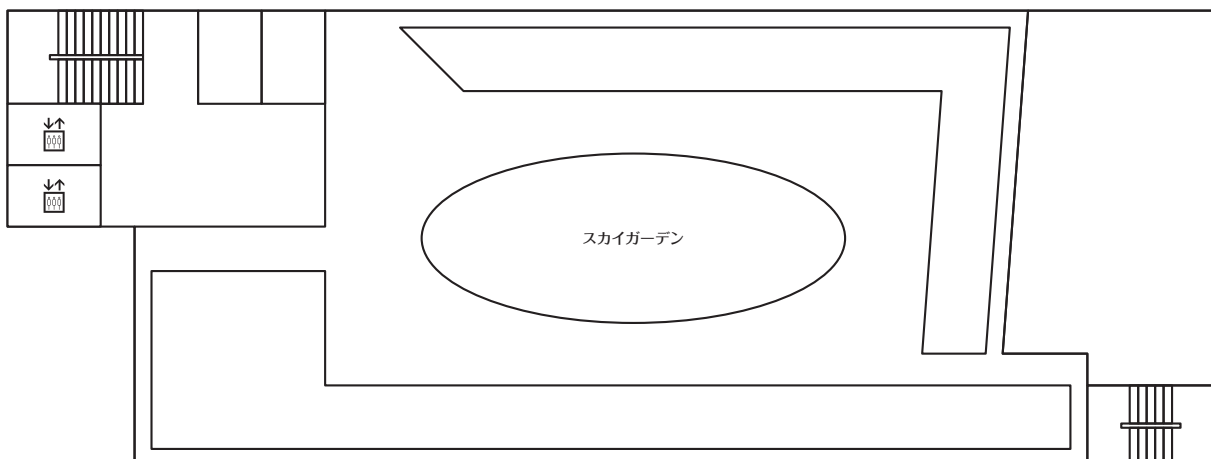
2号館8F



2号館9F



2号館10F



令和健康科学大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 令和健康科学大学の教育研究上の目的は以下のとおりとする。

教育基本法及び学校教育法に基づき、保健・医療・福祉に関する教育研究をとおして、普遍的な教養、専門的な知識、技術・技能及び課題解決能力を備えた医療人材の育成によって、我が国の健康福祉に貢献する。そして「人間愛・自己実現」の教育理念に則り、人生100年時代を見据えた健康長寿社会の実現に貢献できる高度専門職を育成する。

(自己評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の自己点検・評価及び第三者評価等多様な評価の結果を本学の目標・計画に反映させ、不断の改革に努めるものとする。

(教育研究活動状況の公表)

第3条 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

(教育内容等の改善のための組織的研修等)

第4条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(社会的・職業的自立に関する指導等)

第5条 本学は、学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職

業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

第2章 学部、学科、入学定員及び修業年限

(学部及び学科)

第6条 本学は、次のとおり学部及び学科を置く。

学 部	学 科
看護学部	看護学科
リハビリテーション学部	理学療法学科
	作業療法学科

(大学院)

第6条の2 本学は次のとおり大学院を置く。

研究科	専 攻
健康科学研究科	医療系健康科学専攻

2 大学院については、別に定める。

(学部及び学科の目的)

第7条 看護学部看護学科の目的は、次のとおりとする。

対象者を全人的に捉え、高い倫理観のもと、多様な場であらゆる健康課題に対して科学的根拠に基づく看護 (Evidence-Based Nursing : EBN) の実践ができ、加えて、生涯にわたり看護を探究し自己実現を目指す看護師を育成する。

2 リハビリテーション学部の目的は、次のとおりとする。

対象者を全人的に捉え、高い倫理観のもと、多様な場であらゆる健康課題に対して科学的根拠に

基づくりハビリテーション（Evidence-Based Rehabilitation：EBR）の実践ができ、加えて、生涯にわたりリハビリテーションを探究し自己実現を目指す理学療法士及び作業療法士を育成する。

- 一 理学療法学科の目的は、次のとおりとする。
対象者を全人的に捉え、高い倫理観のもと、多様な場であらゆる健康課題に対して科学的根拠に基づく理学療法（Evidence-Based Physical Therapy：EBPT）の実践ができ、加えて、生涯にわたり理学療法を探究し自己実現を目指す理学療法士を育成する。
- 二 作業療法学科の目的は、次のとおりとする。
対象者を全人的に捉え、高い倫理観のもと、多様な場であらゆる健康課題に対して科学的根拠に基づく作業療法（Evidence-Based Occupational Therapy：EBOT）の実践ができ、加えて、生涯にわたり作業療法を探究し自己実現を目指す作業療法士を育成する

（入学定員）

第8条 各学部・学科の入学定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員数
看護学部	看護学科	80名
リハビリテーション学部	理学療法学科	80名
	作業療法学科	40名

（修業年限）

第9条 修業年限は、4年とする。

（在学期間の限度）

第10条 在学期間の限度は、8年とする。

（学年及び学期）

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は、次のとおりとする。

- | | |
|----|------------------|
| 前期 | 4月1日から9月30日まで |
| 後期 | 10月1日から翌年3月31日まで |

3 1年間の授業時間は、定期試験の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

（休業日）

第12条 休業日（授業を行わない日）は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

春季、夏季及び冬季の各休業日

2 臨時の休業日は、その都度定める。

3 前2項の休業日において、特に必要がある場合には、授業を行うことができる。

第3章 入学、再入学、転学部、転入学及び編入学

（入学の時期）

第13条 学生の入学の時期は、学年の始めとする。

（入学資格）

第14条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- 三 文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者

（入学の出願）

第15条 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学志願票に、所定の入学検定料その他別に定める書類を添えて願い出なければならない。

（入学者選抜）

第16条 前条の入学を志願する者については、入学者選抜を行う。

(入学の手続及び許可)

第17条 学長は、前条の入学選抜の結果合格した
者で、所定の期日までに別に定める手続きを完了
したものに入学を許可する。

(保証人)

第18条 入学を許可された者は、保証人1名を定め
て届け出なければならない。

2 保証人は、本人が在学する期間、本人について
の一切の責任を有するものとする。

3 保証人に身上の異動又は住所の変更があったと
きは、直ちに届け出なければならない。

(再入学)

第19条 第33条の規定により退学した後、再び同一
学部に入學を志願する者については、選考の上、
再入学を許可することができる。

(転入学及び編入学)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者について
は、選考の上、転入学又は編入学を許可すること
ができる。

- 一 他の大学を卒業した者
- 二 他の大学において2年以上の課程を修了し、
所定の単位以上を修得した者
- 三 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- 四 大学改革支援・学位授与機構により学士の学
位を授与された者
- 五 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上で、
かつ、課程の修了に必要な総授業時数が所定の
授業時数以上）を修了した者

(再入学、転入学及び編入学の手続及び許可)

第21条 第19条及び第20条に規定する再入学、転入
学及び編入学（以下「再入学等」という。）に係る
手続及び許可については、第17条の規定を準用す
る。

(再入学等における修業年限等の取扱い)

第22条 再入学等を許可された者の修業年限及び既
修得単位の認定については、学長が別に定める。

2 前項の規定により修業年限を定められた者の在
学期間の限度は、当該修業年限の2倍とする。

第4章 教育課程、卒業の認定等

(教育課程)

第23条 各学部の教育課程は、別表のとおりとする。

2 前項に関わらず、各学部は自由科目を置くこと
ができる。自由科目に関し必要な事項は別に定め
る。

(授業の方法)

第24条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは
実技のいずれかにより又はこれらの併用により行
うものとする。

2 本学は、文部科学大臣が定めるところにより、
前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、
当該授業を行う教室等以外の場所で履修させるこ
とができる。

3 メディアを利用して行う授業はあらかじめ指定
した日時にパソコンその他双方向の通信手段に
よって行う。

4 前項の授業を実施する授業科目について必要な
事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第25条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目
を45時間の学修を必要とする内容をもって構成す
ることを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業
による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考
慮して、次の各号の基準により単位数を計算する
ものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間
までの範囲で本学が定める時間の授業をもって
1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

三 1つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目について、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認める場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第26条 本学は、授業科目の授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(成績評価)

第27条 学生が履修した授業科目について、試験により成績評価を行う。ただし、平素の成績をもって、試験の成績に代えることができる。

2 各授業科目の成績は、S、A、B、C、及びDの5種の評語をもってあらわし、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

S 基準を大きく超えて優秀である。

A 基準を超えて優秀である。

B 望ましい基準に達している。

C 単位を認める最低限の基準には達している。

D 基準を下回る。

3 前項の規定にかかわらず、演習、実験、実習及び実技の授業科目においては、合否により判定することができる。

4 前3項に定めるものの他、成績評価に関し必要

な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第28条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第29条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(本学において修得したものとみなし又は与えることのできる単位数の限度)

第30条 第28条及び第29条の規定により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第19条及び第20条に規定する再入学等の場合を除き、合わせて60単位を超えないものとする。

(卒業)

第31条 第9条に規定する期間在学し、所定の授業科目及び単位数を履修修得した者を、学長が卒業者として認定し、これに卒業証書を授与する。

2 第1項の規定による卒業に必要な単位のうち、第24条第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。ただし、卒業に必要な単位が124単位を超える学部にあつては、その超える部分の単位数を60単位に加えることができる。

(学位の授与)

第32条 卒業者には、学士の学位を授与するものとし、学位の名称は次のとおりとする。

学 部	学 科	学位の名称
看護学部	看護学科	学士 (看護学)
リハビリテーション学部	理学療法学科	学士 (理学療法学科)
	作業療法学科	学士 (作業療法学科)

第5章 退学、転学、留学及び休学

(退 学)

第33条 学生が退学しようとするときは、学長に退学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

(転 学)

第34条 他の大学に転学を志望する学生は、学長に転学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

(留 学)

第35条 外国の大学又は短期大学に留学を志望する学生は、学長に留学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第7条の修業年限に通算することができる。

(休 学)

第36条 疾病又は経済的理由のため2か月以上修学できない学生は、学長の許可を得て、その学年の終りまで休学することができる。

2 前項の他、特別の事情があると認められたときは、学長は、休学を許可することができる。

3 前2項の他、疾病のため修学が不相当と認められる学生に、学長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第37条 休学期間は、第9条に規定する修業年限の

年数を超えることはできない。ただし、第19条及び第20条に規定する再入学等をした者の休学期間は、第22条に規定する修業年限の年数を超えることができない。

2 休学した期間は、在学期間に算入しない。

3 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

第6章 表彰、除籍及び懲戒

(表 彰)

第38条 学長は、学生に表彰に値する行為があったときは表彰する。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(除 籍)

第39条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該学生を除籍する。

一 欠席が長期にわたるとき。

二 成業の見込みがないとき。

三 長期間にわたり行方不明のとき。

四 第10条又は第22条第2項に規定する在学期間の限度を超えたとき。

五 第37条に規定する休学期間を超えてなお復学できないとき。

六 授業料、実験実習費及び施設整備費（以下、校納金という。）の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないとき。

(懲 戒)

第40条 学長は、学生が本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、当該学生を懲戒する。

2 前項の場合における懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒の手続その他懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 検定料、入学料及び授業料

(検定料)

第41条 入学（再入学等を含む。次条において同じ。）を志願する者は、検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第42条 入学に当たっては、入学料を納付しなければならない。

(校納金)

第43条 各年度に係る授業料は、次の表に掲げる納付区分ごとに、それぞれ授業料の年額の2分の1に相当する額を同表に掲げる納期に納付しなければならない。

種別	納付区分	納期
授業料	前期分	前年度 3月31日まで
	後期分	当年度 9月30日まで
実験実習費及び施設整備費	1年分	前年度 3月31日まで

2 休学が前項に定めた授業料納付区分の全期間である場合は、その期間分の校納金を免除する。ただし、免除期間中は、休学在籍料を納付しなければならない。

(検定料等の額等)

第44条 検定料、入学料及び校納金等の額、徴収方法その他の必要な事項については、別に定める。

第8章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生

(科目等履修生)

第45条 本学の学生以外の者で、学部の授業科目のうち一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該学部の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生とし

て入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第46条 本学において、学部で開講する特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、当該学部の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第47条 他の大学の学生で、本学において、学部で開講する特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第48条 特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該学部の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等)

第49条 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び研究生の検定料、入学料及び授業料の額、徴収方法その他の必要な事項については、別に定める。

第9章 公開講座

(公開講座)

第50条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため本学に公開講座を開講することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 施設等

(施設等)

第51条 本学図書館を置く。

- 2 本学に教育研究上の特定の機能を果たすため、センターを置くことができる。
- 3 図書館及びセンターについて必要な事項は、別に定める。

第11章 職員等

(学 長)

第52条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、本学を代表し、その業務を総理する。

(教員、事務職員、その他の職員)

- 第53条 本学に、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置く。
- 2 前項の他、講師その他必要な職員を置くことができる。
 - 3 教授、准教授、講師、助教、助手の職務は学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条の定めるところによるものとする。

(学部長、学科長)

- 第54条 学部に学部長及び学科長を置く。
- 2 学部長は、学部の業務を掌理する。
 - 3 学科長は、学科の業務を処理する。

(副学長)

第55条 本学に学長の定めるところにより、学長を助け、命を受けて校務をつかさどるため、副学長を置くことができる。

(大学運営会議)

第56条 本学に重要事項を審議し、学校法人理事会との連絡調整を図るため、大学運営会議を置く。

- 2 大学運営会議に関する必要な事項は、別に定める。

第12章 教授会等

(教授会)

- 第57条 学部に、教授会を置く。
- 2 教授会に関する必要な事項は、別に定める。

(委員会)

- 第58条 学長は、教育研究上の諸課題を検討するために委員会を置くことができる。
- 2 委員会に関する必要な事項は、別に定める。

第13章 雑則

第59条 この規則に定めるものの他、本学の目的を達成するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から改正施行し、令和6年度校納金から適用する。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から改正施行する。

附 則

この学則は、令和7年10月1日から改正施行する。休学在籍料は令和7年度後期から適用する。

附 則

この学則は、令和8年4月1日から改正施行する。ただし、令和7年度以前の入学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 教育課程一覧表

【看護学部 看護学科】

区分	授業科目	単位数		備考	
		必修	選択		
基幹分野	人間と教育	フレッシュャーズセミナー	1		
		教育学	1		
	人間と心	心理学	1		
		発達心理学		1	
		ジェンダー論		1	
	人間と社会	法学		1	
		経営学		1	
		社会学	1		
		倫理学	1		
		人間関係論	1		
		コミュニケーション論	1		
	人間と文化	国際関係論		1	
		文化人類学	1		
		アジアの文学		1	
		福岡の歴史と文化	1		
	人間と科学	健康科学入門	1		
		医療と情報リテラシー	1		
		論理的思考法	1		
		統計学	1		
		生物学		1	
		物理学		1	
	人間と言語	英語Ⅰ（医療英語）	1		
		英語Ⅱ（医療文献読解）	1		
		韓国語Ⅰ（日常会話）*		1	*または**のいずれかを選択必修
		韓国語Ⅱ（医療会話）*		1	
		中国語Ⅰ（日常会話）**		1	
		中国語Ⅱ（医療会話）**		1	
	人間とスポーツ	スポーツ理論	1		
		スポーツ実践		1	
小計（29科目）		16	13		
専門基礎分野	人体の構造と機能・ 疾病の成り立ちと 回復の促進	人体構造学	2		
		人体機能学	2		
		栄養代謝学	1		
		病理学	2		

区 分	授業科目	単位数		備考		
		必修	選択			
専門基礎分野	健康障害と治療Ⅰ（消化器・神経・内分泌・泌尿器）	1				
	健康障害と治療Ⅱ（循環器・呼吸器・血液・膠原病）	1				
	健康障害と治療Ⅲ（外科・麻酔・救命救急）	2				
	健康障害と治療Ⅳ（アレルギー・感覚器・歯・口腔）	1				
	健康障害と治療Ⅴ（小児）	1				
	健康障害と治療Ⅵ（精神）	1				
	放射線医学	1				
	微生物学	1				
	感染症看護		1			
	食事療法学		1			
	薬理学	2				
	リハビリテーション概論	1				
	健康支援と社会保障制度	健康科学医療論	1			
		看護統計学	1			
		社会福祉学		2		
		保健医療福祉制度論		2		
		家族看護論	1			
		公衆衛生学	2			
		看護関係法規	1			
		カウンセリング		1		
	専門職連携教育	専門職連携教育Ⅰ（専門職連携の基礎）	1			
		専門職連携教育Ⅱ（専門職連携の構築）	1			
		専門職連携教育Ⅲ（専門職連携における尊重）	1			
		専門職連携教育Ⅳ（専門職連携における協働）	1			
	小計（28科目）		29	7		
	専門分野	基礎看護学	看護学概論	2		
			看護倫理	1		
			看護実践論	1		
看護過程			1			
生活援助技術			2			
ヘルスアセスメント			1			
診療に伴う援助技術			2			
看護研究			1			
生活援助実習			1			
基礎看護過程実習			2			
地域・在宅看護学		地域看護学概論	2			

区 分	授業科目	単位数		備考	
		必修	選択		
専門分野	地域・在宅看護学	地域看護学援助論	1		
		地域看護学演習	1		
		地域看護学実習	1		
		在宅看護学概論	1		
		在宅看護学援助論	1		
		在宅看護学演習	1		
		在宅看護学実習	2		
	成人看護学	成人看護学概論	1		
		成人看護学慢性期援助論	1		
		成人看護学慢性期演習	1		
		成人看護学急性期援助論	1		
		成人看護学急性期演習	1		
		終末期看護論	1		
		成人看護学慢性期実習	3		
		成人看護学急性期実習	3		
		成人看護学終末期実習	1		
		がん看護学		1	
	老年看護学	老年看護学概論	1		
		老年看護学援助論	1		
		老年看護学演習	1		
		認知症看護論	1		
		老年看護学実習	1		
		認知症老年看護学実習	1		
	小児看護学	小児看護学概論	2		
		小児看護学援助論	1		
		小児看護学演習	1		
		小児看護学実習	2		
	母性看護学	母性看護学概論	2		
		母性看護学援助論	1		
		母性看護学演習	1		
		母性看護学実習	2		
	精神看護学	精神看護学概論	2		
		精神看護学援助論	1		
		精神看護学演習	1		
		精神看護学実習	2		

区 分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
専門分野	看護臨床推論	1		
	リスクマネジメント	1		
	看護管理	1		
	看護職のキャリア出発とキャリアデザイン	1		
	看護職のキャリア発達とプロフェッショナリズム	1		
	国際看護論	1		
	災害看護	1		
	災害看護初期対応		1	
	高度先進医療看護学		1	
	統合演習	1		
	統合実習	2		
	卒業研究	2		
	小計（58科目）	73	3	
合計（115科目）		118	23	
卒業要件及び履修方法				
<p>基幹分野から必修16単位を含む22単位以上、専門基礎分野から必修29単位を含む32単位以上、専門分野から必修73単位を含む74単位以上を修得し、128単位以上修得すること。（履修科目の登録の上限：49単位（年間）） なお、基幹分野の選択科目のうち「韓国語Ⅰ」及び「韓国語Ⅱ」または「中国語Ⅰ」及び「中国語Ⅱ」のいずれか2単位以上を選択必修とする。</p>				

【リハビリテーション学部 理学療法学科】

区分	授業科目	単位数		備考	
		必修	選択		
基幹分野	人間と教育	フレッシュヤーズセミナー	1		
		教育学	1		
	人間と心	心理学	1		
		発達心理学		1	
		ジェンダー論		1	
	人間と社会	法学		1	
		経営学		1	
		社会学	1		
		倫理学	1		
		人間関係論	1		
		コミュニケーション論	1		
	人間と文化	国際関係論		1	
		文化人類学	1		
		アジアの文学		1	
		福岡の歴史と文化	1		
	人間と科学	健康科学入門	1		
		医療と情報リテラシー	1		
		論理的思考法	1		
		統計学	1		
		生物学		1	
		物理学		1	
	人間と言語	英語Ⅰ（医療英語）	1		
		英語Ⅱ（医療文献読解）	1		
		韓国語Ⅰ（日常会話）*		1	*または**のいずれかを選択必修
		韓国語Ⅱ（医療会話）*		1	
		中国語Ⅰ（日常会話）**		1	
		中国語Ⅱ（医療会話）**		1	
	中国語Ⅱ（医療会話）**		1		
	人間とスポーツ	スポーツ理論	1		
スポーツ実践			1		
小計（29科目）		16	13		
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	解剖学Ⅰ（筋骨格系、神経系）	1		
		解剖学Ⅱ（呼吸器系、循環器系）	1		
		解剖学実習	1		
		生理学Ⅰ（動物性機能）	1		
		生理学Ⅱ（植物性機能）	1		
		生理学Ⅱ（植物性機能）	1		

区分	授業科目	単位数		備考	
		必修	選択		
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	生理学実習	1		
		病理学	1		
		運動学Ⅰ（頭頸部、上肢）	1		
		運動学Ⅱ（体幹、下肢）	1		
		運動生理学	1		
		運動学実習	1		
		人間発達学	1		
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	内科学Ⅰ（総論）	1		
		内科学Ⅱ（各論）	1		
		神経内科学Ⅰ（総論）	1		
		神経内科学Ⅱ（各論）	1		
		整形外科学Ⅰ（総論）	1		
		整形外科学Ⅱ（各論）	1		
		精神医学Ⅰ（総論）	1		
		精神医学Ⅱ（各論）		1	
		小児科学	1		
		老年学	1		
		救急救命医学	1		
		公衆衛生学		1	
		臨床心理学概論	1		
		リハビリテーション医学	1		
		医療危機管理論		1	
		医学概論	1		
		栄養学	1		
		薬理学	1		
	医用画像診断学	1			
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション概論	1		
		ケアマネジメント		1	
		カウンセリング		1	
		保健医療福祉制度論	2		
	専門職連携教育	専門職連携教育Ⅰ（専門職連携の基礎）	1		
		専門職連携教育Ⅱ（専門職連携の構築）	1		
		専門職連携教育Ⅲ（専門職連携における尊重）	1		
		専門職連携教育Ⅳ（専門職連携における協働）	1		
	小計（39科目）		35	5	

区分	授業科目	単位数		備考	
		必修	選択		
専門分野	基礎理学療法学	理学療法学概論	1		
		体表解剖学演習	1		
		バイオメカニクス	1		
		病態運動学	1		
		基礎理学療法演習Ⅰ（キャリアデザイン）	1		
		基礎理学療法演習Ⅱ（検査・測定）	1		
		基礎理学療法演習Ⅲ（問題解決）	1		
		基礎理学療法演習Ⅳ（スキルシミュレーション）	1		
	理学療法管理学	理学療法管理学	2		
	理学療法評価学	理学療法評価法	1		
		理学療法評価演習Ⅰ（運動器系）	2		
		理学療法評価演習Ⅱ（神経系）	1		
		理学療法評価演習Ⅲ（疾患別評価）	1		
		医用画像評価学	1		
		動作分析学		1	
		理学療法臨床推論		1	
	理学療法治療学	物理療法Ⅰ（温熱・寒冷・水治・牽引）	1		
		物理療法Ⅱ（電気・光線・振動）	1		
		運動療法学	2		
		理学療法技術学Ⅰ（総論）	1		
		理学療法技術学Ⅱ（各論）		1	
		運動器系理学療法学Ⅰ（変形・軟部組織性疾患）	2		
		運動器系理学療法学Ⅱ（骨折・脊髄・絞扼性疾患）	2		
		神経系理学療法学Ⅰ（脳卒中）	2		
		神経系理学療法学Ⅱ（神経難病）	2		
		高次脳機能障害学		1	
		呼吸器系理学療法学	2		
		代謝系理学療法学	1		
		循環器系理学療法学	1		
		疼痛理学療法学		1	
		小児理学療法学	2		
		装具学	1		
		義肢学	1		
地域理学療法学	生活環境論	1			
	福祉住環境論		1		
	生活技術学	2			

区分	授業科目	単位数		備考	
		必修	選択		
専門分野	地域理学療法学	地域理学療法学	1		
		予防理学療法学	1		
	理学療法統合学習	高度先進医療論		1	
		理学療法特論Ⅰ（基礎）	1		
		理学療法特論Ⅱ（応用）	1		
	臨床実習	基礎臨床実習Ⅰ	1		
		基礎臨床実習Ⅱ	1		
		検査測定臨床実習Ⅰ	1		
		検査測定臨床実習Ⅱ	1		
		地域臨床実習	1		
		評価臨床実習	3		
		総合臨床実習Ⅰ	6		
	卒業研究	卒業研究Ⅰ（研究計画の立案）	2		
		卒業研究Ⅱ（研究の実践）	2		
	小計（51科目）		68	7	
	合計（119科目）		119	25	
	卒業要件及び履修方法				
<p>基幹分野から必修16単位を含む22単位以上、専門基礎分野必修35単位、専門分野必修68単位に加え、専門基礎分野及び専門分野の合計で106単位以上を修得し、128単位以上修得すること。（履修科目の登録の上限：49単位（年間））</p> <p>なお、基幹分野の選択科目のうち「韓国語Ⅰ」及び「韓国語Ⅱ」または「中国語Ⅰ」及び「中国語Ⅱ」のいずれか2単位以上を選択必修とする。</p>					

【リハビリテーション学部 作業療法学科】

区分	授業科目	単位数		備考	
		必修	選択		
基幹分野	人間と教育	フレッシュヤーズセミナー	1		
		教育学	1		
	人間と心	心理学	1		
		発達心理学		1	
		ジェンダー論		1	
	人間と社会	法学		1	
		経営学		1	
		社会学	1		
		倫理学	1		
		人間関係論	1		
		コミュニケーション論	1		
	人間と文化	国際関係論		1	
		文化人類学	1		
		アジアの文学		1	
		福岡の歴史と文化	1		
	人間と科学	健康科学入門	1		
		医療と情報リテラシー	1		
		論理的思考法	1		
		統計学	1		
		生物学		1	
		物理学		1	
	人間と言語	英語Ⅰ（医療英語）	1		
		英語Ⅱ（医療文献読解）	1		
		韓国語Ⅰ（日常会話）*		1	*または**のいずれかを選択必修
		韓国語Ⅱ（医療会話）*		1	
		中国語Ⅰ（日常会話）**		1	
		中国語Ⅱ（医療会話）**		1	
	中国語Ⅱ（医療会話）**		1		
	人間とスポーツ	スポーツ理論	1		
スポーツ実践			1		
小計（29科目）		16	13		
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	解剖学Ⅰ（筋骨格系、神経系）	1		
		解剖学Ⅱ（呼吸器系、循環器系）	1		
		解剖学実習	1		
		生理学Ⅰ（動物性機能）	1		
		生理学Ⅱ（植物性機能）	1		

区分	授業科目	単位数		備考	
		必修	選択		
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	生理学実習	1		
		病理学	1		
		運動学Ⅰ（総論、上肢）	1		
		運動学Ⅱ（下肢、歩行）	1		
		運動生理学	1		
		運動学実習	1		
		人間発達学	1		
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	内科学Ⅰ（総論）	1		
		内科学Ⅱ（各論）	1		
		神経内科学Ⅰ（総論）	1		
		神経内科学Ⅱ（各論）	1		
		整形外科学Ⅰ（総論）	1		
		整形外科学Ⅱ（各論）	1		
		精神医学Ⅰ（総論）	1		
		精神医学Ⅱ（各論）	1		
		小児科学	1		
		老年学	1		
		救急救命医学	1		
		公衆衛生学		1	
		臨床心理学概論		1	
		リハビリテーション医学	1		
		医療危機管理論		1	
		医学概論	1		
		栄養学	1		
		薬理学	1		
	医用画像診断学	1			
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション概論	1		
		ケアマネジメント		1	
		カウンセリング		1	
		保健医療福祉制度論	2		
	専門職連携教育	専門職連携教育Ⅰ（専門職連携の基礎）	1		
		専門職連携教育Ⅱ（専門職連携の構築）	1		
		専門職連携教育Ⅲ（専門職連携における尊重）	1		
		専門職連携教育Ⅳ（専門職連携における協働）	1		
	小計（39科目）		35	5	

区分	授業科目	単位数		備考	
		必修	選択		
専門分野	基礎作業療法学	作業療法学概論	2		
		作業科学	2		
		作業療法理論	1		
		作業療法研究法	1		
	作業療法管理学	作業療法管理学	2		
	作業療法評価学	作業療法評価学	2		
		身体機能評価学演習Ⅰ（筋・骨格系）	2		
		身体機能評価学演習Ⅱ（中枢神経系）	1		
		精神機能評価学演習	1		
		発達期評価学演習	1		
	作業療法治療学	作業療法臨床推論	2		
		生活行為向上マネジメント	1		
		作業学実習Ⅰ（手工芸等・作業分析）	1		
		作業学実習Ⅱ（レクリエーション・作業分析）	1		
		日常生活支援学	1		
		日常生活支援学演習	1		
		機能代償学	1		
		身体機能作業療法学	1		
		身体機能作業療法学演習	1		
		精神機能作業療法学	1		
		精神機能作業療法学演習	1		
		発達期作業療法学	1		
		発達期作業療法学演習	1		
		高齢期作業療法学	1		
		高齢期作業療法学演習	1		
		高次脳機能作業療法学	1		
		摂食・嚥下作業療法		1	
		感覚統合療法		1	
		認知症作業療法		1	
		リハビリテーション工学		1	
		作業療法特論		1	
		作業療法総合演習	2		
	地域作業療法学	地域作業療法学	1		
		地域作業療法学演習	1		
		生活環境論	1		
		ヘルスプロモーション作業療法学	1		

区分		授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
専門分野	地域作業療法学	職業リハビリテーション	1		
	臨床実習	基礎臨床実習	1		
		地域臨床実習	1		
		評価臨床実習	3		
		総合臨床実習Ⅰ	6		
		総合臨床実習Ⅱ	6		
		総合臨床実習Ⅲ	6		
	卒業研究	卒業研究	1		
		卒業研究演習	2		
	小計（45科目）			65	5
合計（113科目）			116	23	
卒業要件及び履修方法					
<p>基幹分野から必修16単位を含む22単位以上、専門基礎分野必修35単位、専門分野必修65単位に加え、専門基礎分野及び専門分野の合計で106単位以上を修得し、128単位以上修得すること。（履修科目の登録の上限：49単位（年間））</p> <p>なお、基幹分野の選択科目のうち「韓国語Ⅰ」及び「韓国語Ⅱ」または「中国語Ⅰ」及び「中国語Ⅱ」のいずれか2単位以上を選択必修とする。</p>					

令和健康科学大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 令和健康科学大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、保健・医療・福祉に関する教育研究をとおし、健康科学に関する学術の理論と応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 本大学院は、前項の自己点検・評価及び第三者評価等多様な評価の結果を本大学院の目標・計画に反映させ、不断の改革に努める。

(教育研究活動状況の公表)

第3条 本大学院は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表する。

(教育内容等の改善のための組織的研修等)

第4条 本大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

第2章 研究科、専攻、入学定員及び修業年限等

(研究科、専攻及び課程)

第5条 本大学院に置く研究科、専攻及び課程は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程
健康科学研究科	医療系健康科学専攻	修士課程

(研究科及び専攻の目的)

第6条 本大学院の研究科、専攻の教育研究上の目的は次のとおりとする。

健康科学に関する実践に活用できる研究能力と課題対応能力を授け、保健・医療・福祉に関する実践的能力と課題解決能力を培う。さらに高度な専門性を担うために高度かつ広範な専門的能力を培い、我が国の健康福祉の増進に寄与する人材を育成することを目的とする。

(入学定員)

第7条 入学定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員数
健康科学研究科	医療系健康科学専攻	12名

(修業年限)

第8条 修業年限は、2年とする。

(在学期間の限度)

第9条 在学期間の限度は、4年とする。

(学年及び学期)

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日（授業を行わない日）は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

- (3) 春季、夏季及び冬季の各休業日
- 2 臨時の休業日は、その都度定める。
- 3 前項の休業日において、特に必要がある場合には、授業を行うことができる。

第3章 入学、再入学及び転入学

(入学の時期)

第12条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第13条 修士課程に入学できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者であって、本研究科が定める基準をみたす者とする。

- 2 前項の基準は、別に定める。

(入学の出願)

第14条 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学志願票に、所定の入学検定料その他別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者選抜)

第15条 前条の入学を志願する者については、入学者選抜を行う。

(入学の手続及び許可)

第16条 学長は、前条の入学者選抜の結果合格した者で、所定の期日までに別に定める手続きを完了したものに入学を許可する。

(保証人)

- 第17条 入学を許可された者は、保証人1名を定めて届け出なければならない。
- 2 保証人は、本人が在学する期間、本人についての一切の責任を有するものとする。
 - 3 保証人に身上の異動又は住所の変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(再入学)

第18条 本大学院の学生であったもので再入学を希望する者は、選考の上、再入学を許可することができる。

(転入学)

第19条 学長は、本大学院へ転学を希望する者があったときは、選考の上、転入学を許可することができる。

(再入学及び転入学の学生の取扱い等)

第20条 第18条及び第19条に規定する学生の取扱い等については、別に定める。

第4章 教育課程、課程修了及び学位の授与

(教育課程)

第21条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び修士論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

- 2 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。
- 3 授業科目の履修方法その他の必要な事項は別に定める。

(教育の方法)

第22条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(教育方法の特例)

第23条 教育上当別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位の計算方法)

第24条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成する事を標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により算定するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 1つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする
- 2 前項の規定にかかわらず、特別研究等の授業科目について、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認める場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第25条 本大学院、授業科目の授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする

(成績評価)

第26条 学生が履修した授業科目について、試験により成績評価を行う。ただし、平素の成績をもって、試験の成績に代えることができる。

- 2 各授業科目の成績は、S、A、B、C、及びDの5種の評語をもってあらわし、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。標語の基準は次のと

おりとする。

S 授業目的により要求される水準を大きく超えて優秀である。

A 授業目的により要求される水準を超えて優秀である。

B 授業目的により要求される望ましい水準に達している。

C 単位を認める最低限の水準にしている。

D 授業目的により要求される水準を下回る。

- 3 前項の規定にかかわらず、演習、実験、実習及び実技の授業科目においては、合否により判定することができる。
- 4 前3項に定めるものの他、成績評価に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修)

第27条 学長は、学生に対して教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により学生が修得した授業科目の単位は、15単位を超えない範囲で本学大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(本大学院以外の教育施設等における研究指導)

第28条 学長は、学生に対して教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を、1年を超えない範囲で受けさせることができる。

- 2 前項の規定により受けた研究指導は、本大学院の修了要件となる研究指導として認めることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第29条 学長は、学生に対して教育上有益と認めるときは、本大学院の入学前に他の大学院において修得した単位を、15単位を超えない範囲で本学大学院における科目の履修により修得したものとみ

なすことができる。

- 2 前項の規定により履修したものとみなすことができる単位数は、第27条第2項の規定により修得した単位と合せて20単位を超えないものとする。

(長期履修)

第30条 学長は、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(課程の修了)

第31条 本大学院に2年以上在学し、所定の科目を32単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で修士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、研究科委員会の議を経て、学長が修了を認定する。ただし、優れた研究業績を上げたと認められた者の在学期間に関しては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項に規定する修士論文の審査は、修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもってこれに代えることができる。

- 3 学位論文の審査及び最終試験については、別に定める。

- 4 第1項に関わらず、本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、本大学院に少なくとも1年以上在学するものとする。

(学位の授与)

第32条 学長は、前条による修了者に対し、修士(看護学)又は修士(健康科学)の学位を授与する。

- 2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 退学、転学、留学及び休学

(退学)

第33条 学生が退学しようとするときは、学長に退学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

(転学)

第34条 他の大学院に転学を志望する学生は、学長に転学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

(留学)

第35条 外国の大学院に留学を志望する学生は、学長に留学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、1年を超えない範囲で第8条の修業年限に通算することができる。

- 3 第1項により外国の大学院に留学し修得した単位は、15単位を超えない範囲で本学大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(休学)

第36条 疾病又は経済的理由のため2か月以上修学できない学生は、学長の許可を得て、その学年の終わりまで休学することができる。

- 2 前項の他、特別の事情があると認められたときは、学長は、休学を許可することができる。

- 3 前2項の他、疾病のため修学が不適當と認められる学生に、学長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第37条 休学期間は、第8条に規定する修業年限の年数を超えることはできない。ただし、第18条及

び第19条に規定する再入学等をした者の休学期間は、別に定める。

- 2 休学した期間は、第9条の在学期間に算入しない。
- 3 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

第6章 表彰、除籍及び懲戒

(表彰)

第38条 学長は、学生に表彰に値する行為があったときは表彰する。

- 2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第39条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該学生を除籍する。

- (1) 欠席が長期にわたるとき。
- (2) 成業の見込みがないとき。
- (3) 長期間にわたり行方不明のとき。
- (4) 在学期間の限度を超えたとき。
- (5) 第37条に規定する休学期間を超えてなお復学できないとき。
- (6) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないとき。

(懲戒)

第40条 学長は、学生が本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、当該学生を懲戒する。

- 2 前項の場合における懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 懲戒の手續その他懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 検定料、入学料及び授業料等

(検定料)

第41条 入学（再入学等を含む。次条において同じ。）を志願する者は、検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第42条 入学にあたっては、入学料を納付しなければならない。

(校納金)

第43条 各年度に係る授業料、実験実習費及び施設維持費以下「校納金」という。）は、次の表により納付しなければならない。

納付区分	納付金	納期
前期 (4月1日から9月30日まで)	授業料の年額の2分の1、実験実習費、施設維持費	前年度 3月31日まで
後期 (10月1日から3月31日まで)	授業料年額の2分の1	9月30日まで

- 2 休学が前項に定めた授業料納付区分の全期間である場合は、その期間分の校納金を免除する。ただし、免除期間中は、休学在籍料として授業料の2分の1相当額を納付しなければならない。

(検定料等の額等)

第44条 検定料、入学料及び校納金等の額、徴収方法その他の必要な事項については、別に定める。

第8章 大学院科目等履修生等

(大学院科目等履修生等)

第45条 大学院科目等履修生、大学院聴講生、大学院特別聴講学生及び大学院研究生の受け入れについては、大学学則第45条から第49条を準用し、「学部」を「研究科」と読み替える。

(特別研究学生)

第46条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院と協議のうえ、本大学院の教育に妨げのない限り、特別研究学生として受け入れることができる。

2 特別研究学生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第47条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本大学院の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学院と協議のうえ、本大学院の教育に妨げのない限り、特別聴講学生として受け入れることができる。

2 特別聴講学生に関して必要な事項は、別に定める。

第11章 職員等

(研究科長及び専攻長)

第48条 本大学院の研究科に研究科長及び専攻長を置く。

2 研究科長は、研究科の業務を掌理する。

3 専攻長は、専攻の業務を掌理する。

(教員)

第49条 本大学院の授業及び研究指導は、大学院設置基準に規定する資格を有する本学の教員が担当する。ただし、兼任教員に授業の担当を委嘱することができる。

第12章 研究科委員会

(研究科委員会)

第50条 本大学院の研究科に教授会を置き、研究科委員会と称する。

2 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 研究科委員会に関する必要な事項は、別に定める。

第13章 雑則

第51条 この規則に定めるもののほか、本大学院の目的を達成するために必要な事項は、別に定める。

附則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この学則は、令和8年4月1日から改正施行する。

別表（第21条関係）

区 分	科 目 名	単 位			履修条件		
		必修	選択	自由			
基盤科目	健康科学特論	2			10単位（実践看護学コースは9単位）以上を履修すること。		
	健康科学研究方法特論	2					
	専門職連携特論	2					
	保健医療倫理学特論	2					
	保健医療管理学特論	1					
	保健医療福祉システム特論		1				
	生体情報科学特論		1				
	臨床免疫学特論		1				
	保健医療統計学特論		1				
	保健医療社会学特論		1				
	保健医療福祉とリハビリテーション		1				
	英語文献講読		1				
分野共通科目	統合分野	コンサルテーション特論	1		統合分野を含み8単位（実践看護学コースは6単位）以上を履修すること。		
		ヘルスプロモーション論	1				
		医療安全学特論	1				
		専門職連携演習	1				
	看護学分野	看護実践理論特論	1				
		看護研究方法論	1				
		看護政策論		1			
		看護教育学		1			
	学 分 野	リハ ビ リ テ ー シ ョ ン	リハビリテーション研究方法論	1			
			リハビリテーション管理学特論	1			
			心身機能計測技術論			1	
			生活機能計測技術論			1	
福祉住環境特論				1			
コース専門科目	看護学教育・人材育成コース	看護管理学特論		2	6単位以上を履修すること。		
		看護管理学演習		2			
		看護教育学特論		2			
		看護教育学演習		2			
		精神看護学特論		2			
		精神看護学演習		2			
		地域・在宅看護学特論		2			
		地域・在宅看護学演習		2			
		看護学特別研究（看護管理学領域）		8		8単位を履修すること。	
	看護学特別研究（看護教育学領域）		8				
	看護学特別研究（地域包括ケア領域）		8				

区 分	科 目 名	単 位			履修条件
		必修	選択	自由	
コース専門科目	実践看護学コース	高度実践看護特論		1	17単位を履修すること。
		臨床推論		2	
		病態生理学特論		2	
		疾病特論		2	
		フィジカルアセスメント演習		2	
		看護学特別研究（実践看護学）		8	
	心身機能支援コース	運動機能支援特論		2	14単位以上を履修すること。
		運動機能支援演習		1	
		脳機能支援特論		2	
		脳機能支援演習		1	
		摂食嚥下機能支援特論		2	
		摂食嚥下機能支援演習		1	
		リハビリテーション学特別研究（心身機能支援）		8	
	生活支援コース	生活機能支援特論		2	14単位以上を履修すること。
		生活機能支援演習		1	
		生活環境支援特論		2	
		生活環境支援演習		1	
		福祉工学支援特論		2	
		福祉工学支援演習		1	
		リハビリテーション学特別研究（生活支援）		8	
	自由科目	教育関係科目	教育原論		2
教育方法論				2	
NP養成関係科目		チーム医療・看護管理特論		2	
		人体構造機能論		1	
		臨床薬理学特論		2	
		呼吸器・循環器治療のための実践演習		4	
		ドレーン管理のための実践演習		2	
		疾病と治療 カテーテル管理と創傷管理		4	
		疾病と治療 薬物治療Ⅰ		4	
		疾病と治療 薬物治療Ⅱ		4	
		NP 実習		16	
		クリティカルケア特論		2	
		プライマリケア特論		2	

令和健康科学大学学生表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、令和健康科学大学学則第38条第2項の規定に基づき、令和健康科学大学（以下「本学」という。）の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について、行うものとする。

- (1) 学業において、成績が特に優秀で、かつ、他の学生の模範になると認められる者
- (2) 課外活動において、特に顕著な成績を挙げ、かつ、課外活動の振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会活動において、社会的に高い評価を受け、かつ、本学の名誉を著しく高めたと認められる者
- (4) その他前各号と同等以上の表彰に価する行為等があったと認められる者

(表彰対象者の推薦)

第3条 各学部長、各課外活動サークルの顧問等は、前条各号（第1号を除く。）のいずれかに該当すると認める者を学長に推薦することができる。

2 各学部長は、前条第1号に該当すると認める者を学長に推薦することができる。

(表彰者の選考及び決定)

第4条 学長は、前条の規定に基づき推薦された者について、学生委員会の議を経て選考の上、表彰される者（以下「表彰者」という。）を決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、表彰者が決定された後、速やかに行うものとする。ただし、第2条第1号に規定する者の表彰は、原則として当該者の卒業に係る学位記授与式において行うものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年10月14日から施行する。

2年次から4年次までの特待生選考について

特待生の期間は1年間として、上級学年に進学する都度、学業成績が優れている学生を対象として改めて選考する。

1. 2年次以降の特待生選考は、次の通りとする。

- ① 各学科で行う。
- ② 前年度の学業成績のGPAにより上位から選考する。
- ③ 選考の最低基準は、前年度の学業成績のGPA 3.2とする。

2. 特待生の資格の喪失

- ・特待生が、懲戒処分を処せられた場合は、当該年度の特待生の資格を失う。
- ・年度期間中に資格を喪失した場合の欠員の補充は行わない。
- ・休学等の取り扱いについては別に定める。

令和健康科学大学学生懲戒規程

(趣旨)

第1条 この規程は、令和健康科学大学（以下「本学」という。）学則第40条に規定する学生の懲戒について必要な事項を定める。

(懲戒の考え方)

第2条 懲戒は、本学学生の本分を全うさせるために、学校教育法および学校教育法施行規則に基づき行うものである。

2 懲戒は、懲戒の対象となる行為の様態、結果等を総合的に検討し、教育的配慮に基づいて行う。

(懲戒の対象とする期間)

第3条 懲戒の対象とする期間は、学生が本学の学籍を有する期間とする。

(懲戒の対象とする行為)

第4条 懲戒の対象とする行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 犯罪行為及びその他の違法行為
- (2) ハラスメント行為
- (3) 情報倫理に反する行為
- (4) 学問的倫理に反する行為
- (5) 学生の学習、研究および教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為
- (6) その他学生の本分に反する行為

(懲戒の種類)

第5条 懲戒の種類は次のとおりとする。

- (1) 退学 学生としての身分を失わせること。
 - (2) 停学 6箇月以内の一定の期間又は期間を定めずに登校を停止すること。
 - (3) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること
- 2 前項第2号に規定する停学のうち、6箇月以内の停学は有期停学と称し、確定期限を付すものとし、6箇月を超える停学は無期停学と称し、確定期限を付さないものとする。

(調査及び審議命令)

第6条 学長は学生に懲戒の対象となりうる行為があったと認められる場合には、事実関係の調査、懲戒の要否と懲戒処分の種類の審議（以下、「調査等」という。）を行うため、学生懲戒委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(学生への告知及び調査)

第6条 学長は、第5条の調査等を行うにあたっては、懲戒処分検討学生に対し、その旨を告知する。

2 事実関係の調査を行うにあたっては、当該学生に口頭又は文書による弁明の機会を与える。

(登校禁止措置)

第7条 学長は適正な調査の遂行又は懲戒対象学生及びその他の学生の利益の保護を目的として、懲戒対象学生に登校の禁止等の必要な措置を講じることができる。

2 前項により懲戒対象学生に登校の禁止の措置を講じた場合、懲戒対象学生に停学処分を行うとき、停学期間については、当該登校禁止期間を考慮して定めることができる。

(委員会の組織)

第8条 委員会は次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学科長
- (2) 学長が指名する教員

2 委員会に委員長を置き、学科長のうちから学長が指名する。

(委員会の議長及び議事)

第9条 委員長は委員会を招集しその議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

- 2 委員会は委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。
- 3 委員会の議事は出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

(委員会委員以外の者の出席)

第10条 委員会が必要と認めた者の出席を求め意見を聴取することができる。

(審議結果の報告)

第11条 委員会での調査等の結果は、委員長が学長に報告するものとする。

(教授会での審議)

第12条 懲戒対象学生の所属する学部の教授会は、委員会での調査等の結果について、学長が懲戒処分を決定するにあたり意見を述べるものとする。

(懲戒処分の決定)

第13条 学長は、懲戒対象学生の所属する学部の教授会の意見を踏まえ、懲戒処分を決定する。

2 学長は懲戒処分の決定に当たり、必要と認める場合には、再度調査等を行うことができるものとする。この場合には、第5条から前条までの規定を準用する。

(懲戒処分の通知)

第14条 懲戒対象学生への懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生及び保護者に交付することにより行う。ただし、交付不可能な場合には、他の適当な方法により通知するものとする。

(懲戒処分の発効)

第15条 懲戒処分の発効は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。

(公示)

第16条 懲戒を行った場合、学長は遅滞なく公示を行う。

2 公示する事項は、学部、学科、学年、懲戒の種類及び懲戒理由とする。

3 公示期間は1週間とする。

4 特段の事情がある場合、委員会及び教授会の審議を経て、当該公示の一部または全部を公示しないことができる。

(停学中の指導等)

第17条 学部長等は、停学処分又は登校禁止措置の期間中の学生に対して定期的に指導を行うものとする。

(無期停学処分の解除)

第18条 学部長は、停学処分の学生について、その発効日から起算して6月を経過した後、停学処分の解除が妥当であると認めた場合には、教授会の議を経て学長に申し出るものとする。

2 学長は停学処分の解除の妥当性について委員会に諮り、その結果を踏まえて停学の解除を決定するものとする。

(再審査)

第19条 懲戒処分を受けた学生は事実誤認、新事実の発見その他正当な理由がある場合は、その証拠となる資料を添えて、文書により学長に再審査を請求することができる。

2 学長は再審査の必要があると認める場合には、再度事実関係の調査及び審議を行うことができるものとする。

(嚴重注意)

第20条 学長は、学生の行為が懲戒するに至らないと判断した場合は、教育的指導の観点から、文書又は口頭により嚴重注意を行うことができる。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は令和4年7月20日から施行する。

学生の懲戒処分標準例について

学生個人及び学生団体が法令及び本学の学則等に違反し、本学の秩序を乱し、学生の本分に反する行為があった場合は、懲戒規程に基づき、懲戒処分を行うことがあります。

以下に懲戒処分の標準例を示しますので、学生は趣旨を十分に理解して学生生活を送ってください。

学生の懲戒処分となる行為の例示と懲戒処分の標準例

行為の内容	退学	停学	訓告
殺人、強盗、放火等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行	○		
暴行、傷害、万引きその他の窃盗、横領、恐喝又は詐欺	○	○	
故意又は重大な過失による傷害行為	○	○	
麻薬、覚醒剤等の薬物犯罪（不正所持又は使用）	○	○	
賭博	○	○	
痴漢行為（覗き見、盗撮行為等を含む。）、わいせつ行為（公然わいせつ、わいせつ物頒布等をいう。）又はストーカー行為	○	○	○
無免許運転、飲酒運転（幫助を含む。）、暴走運転等悪質な交通法違反により死亡又は高度な後遺障を負わせる人身事故を起こした場合	○		
無免許運転、飲酒運転（幫助を含む。）、暴走運転等悪質な交通法違反により人身事故を起こした場合	○	○	
死亡又は重度の後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合	○	○	○
故意若しくは重大な過失により人身若しくは物損事故を伴う交通事故を起こした場合又はその事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合	○	○	○
故意若しくは重大な過失により交通違反をした場合又は事故後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした場合	○	○	○
発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん、盗用又はその他の研究成果の不正公表を行った場合	○	○	○
替え玉受験、試験問題の不正入手、過去、受験時に不正行為を行なった者が再度不正行為を行なった場合等極めて悪質な行為	○	○	○
本学が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合		○	○
レポート提出、研究報告又は作品制作等の課題において、他者のレポートやウェブ、作品、研究報告、書籍等から内容を引き写し、又は出典を明記せず引用した場合		○	○
インターネットを利用して、公序良俗に反する行為、第三者への誹謗・中傷、プライバシーの侵害、虚偽情報の発信又はソフトウェアなどの著作権及び特許権その他の知的財産権の侵害を行った場合	○	○	○
コンピュータ又はネットワークへの不正又は不適切な使用、ネットワーク運用妨害、伝染性ソフトウェアの持込、情報漏洩、文献等の違法ダウンロード・アップロード等	○	○	○
飲酒を強要し、又はアルコール飲料の一气飲み等が原因となり重大な事態に至った場合	○	○	
満20歳以下と知りながら強要して当該者に飲酒させた行為	○	○	○
飲酒を拒む者に強要して当該者に飲酒させた行為	○	○	○
本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	○	○	○
本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	○	○	○
本学が管理する建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等	○	○	○
本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	○	○	
法令・条例又は本学の規則等又は命令に違反した場合又は学生としての本分に反した行為（喫煙・無断駐車含む）	○	○	○



令和健康科学大学

REIWA HEALTH SCIENCES UNIVERSITY

〒811-0213 福岡市東区和白丘2-1-12
TEL : 092-607-6701 FAX : 092-607-6740